

令和3年度
包括外部監査の結果に関する報告書
及びこれに添えて提出する意見

清掃事業における財務事務の執行
及び管理運営について

福島市包括外部監査人
公認会計士 富樫 健一

目次

第1章	総論	4
第1	包括外部監査の概要	4
1	包括外部監査の種類	4
2	選定した特定の事件	4
3	外部監査の対象期間	4
4	外部監査の実施期間	4
5	特定の事件を選定した理由について	4
6	包括外部監査の方法	5
7	監査対象機関	6
8	外部監査の補助者	6
9	利害関係	6
第2	包括外部監査の監査結果	7
1	監査の結果について	7
2	監査の結果及び意見の集約リスト	8
第2章	清掃事業における財務事務と管理運営	20
第1	環境部の概要	20
1	組織機構	20
2	事務分掌	21
3	施設の概要	23
4	廃棄物処理原価について	29
5	地区別世帯数と人口	30
6	ごみ処理について	31
第2	清掃事業の財務状況	32
1	予算	32
2	決算	33
第3章	ごみ減量推進課	34
第1	財務推移状況	34
1	決算総括表	34
2	歳入決算	34
3	歳出決算	35
第2	監査結果及び意見	36
1	環境衛生諸費：側溝土砂収集運搬業務委託	36
2	ヘルシーランド福島費：管理委託料	39
3	清掃総務費：公共便所の管理	43
4	廃棄物対策費：報奨金・助成金	48

5	廃棄物対策費：生ごみ処理容器購入費助成金	50
6	廃棄物対策費：じん芥収集運搬業務委託	52
7	廃棄物対策費：資源物収集運搬業務委託	60
8	災害関連費：台風 19 号に伴う被災家屋等解体事業等	68
9	災害関連費：台風 19 号により被災した家屋等の対象物に存するアスベストの撤去・処分業務	70
10	衛生処理組合負担金	73
11	使用済小型家電リサイクル	77
第 4 章	廃棄物対策課	81
第 1	財務推移状況	81
1	決算総括表	81
2	歳入決算	82
3	歳出決算	83
第 2	監査結果及び意見	83
1	産業廃棄物対策費：廃棄物関係分析業務委託	83
2	産業廃棄物対策費：ダイオキシン類分析業務委託	86
3	産業廃棄物対策費：廃棄物関係放射性物質分析業務委託	88
4	廃棄物対策費：PCB 使用安定器掘り起こし調査業務委託	90
第 5 章	あぶくまクリーンセンター	93
第 1	財務推移状況	93
1	決算総括表	93
2	歳入決算	94
3	歳出決算	95
第 2	監査結果及び意見	95
1	焼却工場費：焼却工場運転管理業務委託	95
2	焼却工場費：年次点検整備業務委託	99
3	焼却工場費：需用費	101
4	焼却工場施設整備事業費：焼却炉ストーカ等整備業務委託	104
5	焼却工場施設整備事業費：2 号炉耐火物補修工事	109
6	埋立処分場費：金沢第二埋立処分場管理業務委託	111
7	埋立処分場費：金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託	114
8	埋立処分場費：需用費	116
9	復興事業費：飛灰収納運搬業務委託	117
10	復興事業費：飛灰仮置業務委託	120
11	復興事業費：混合灰搬出に伴う灰出設備改修工事	123
12	固定資産及び備品管理	125

第6章	あらかわクリーンセンター	130
第1	財務推移状況	130
1	決算総括表	130
2	歳入決算	131
3	歳出決算	132
第2	監査結果及び意見	133
1	焼却工場運営事業費：焼却工場運營業務委託	133
2	資源化工場費：資源物選別業務委託	137
3	資源化工場費：破碎処理物等運搬業務委託	141
4	資源化工場費：年次点検整備業務委託	148
5	資源化工場維持補修費：排出コンベア整備業務委託	151
6	リサイクルプラザ費：粗大ごみ処理業務委託	153
7	災害等廃棄物処理費：飛灰収納運搬業務委託	157
8	あらかわクリーンセンター資産管理	160
第7章	監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	163
1	契約について	163
2	ごみ処理経費について	164
3	一般廃棄物処理基本計画のPDCAサイクルによる管理について	164
4	ごみ減量化	165
5	災害廃棄物処理計画	166

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号。以下、「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

福島市の清掃事業における財務事務の執行及び管理運営について

3 外部監査の対象期間

原則として令和2年度の執行分
（必要に応じて他の年度も対象とする。）

4 外部監査の実施期間

令和3年7月19日から令和4年3月24日まで

5 特定の事件を選定した理由について

福島市では、ごみ処理への取組の基本的な方向性を示す計画として法律や条例に基づいて福島市総合計画、福島市環境基本計画の下位計画として福島市一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定している。当該計画に基づいて、ごみの排出・処理の各段階で環境負荷を可能な限り低減するため、ごみの発生抑制や再使用の推進、分別を図り、再生利用を進め、市民、事業者、市が協働して「環境最先端都市 福島」を目指してきた。昭和45年4月に可燃ごみ、不燃ごみの分別排出、定日収集を開始して以降、埋立処分地の建設、資源物の分別収集などの変遷を辿っている。一般廃棄物は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等の一般ごみと粗大ごみの生活系ごみと事業系ごみに区分され、し尿、生活雑排水を生活排水に区分している。収集されたごみ・資源物について、可燃ご

みは全量焼却処分し焼却灰は埋立処分、不燃ごみ・粗大ごみは破碎し、再資源化物を選別して処理残さを埋立処分している。資源物については、資源化工場を經由して再資源化されている。また、し尿処理については許可業者が収集・運搬を行い、衛生処理場で衛生的な処理を行っている。

市は、原発事故の影響が残っていること等を踏まえ、令和 2 年度までのごみ排出量等の目標を 1 年遅らせ、令和 3 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量 890 g/人 日、ごみ総排出量 91,600 t とすることを目標にごみ減量大作戦を展開しているが、令和元年度における福島市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 1,120 g/人日、ごみの総排出量は 113,794 t/年であり、全国平均、県平均、中核市平均と比較しても最も多くなっていることから達成は厳しい状況である。平成 23 年度からの 9 年間で生活系ごみは約 6%減少、事業系ごみは約 5%増加、焼却処理量は約 3%減少しているものの、資源物搬入量、資源化量ともに減少傾向で推移し、リサイクル率も 10.1%と低調に推移している。また、ごみ処理経費は、平成 27 年度以降増加傾向を示している。

基本計画におけるごみ処理の課題として、①発生抑制、再使用、再生利用②収集運搬の効率化③中間処理④最終処分⑤ごみ処理経費⑥適正処理困難物⑦不法投棄対策⑧市民、事業者、市の協働を掲げて取り組んできた。令和 3 年 2 月に策定された新たな福島市一般廃棄物処理基本計画におけるごみ処理の課題では、①ごみの減量化、資源化②収集・運搬③中間処理④最終処分⑤処理経費⑥適正処理困難物⑦不法投棄対策⑧災害廃棄物等対策⑨感染症の流行時への対応が掲げられているが、平成 26 年 8 月に策定した基本計画における課題に一部追加された項目はあるものの、同様の課題が列挙されていることから計画進捗の厳しさが伺われる。また廃棄物処理原価についても、令和元年度は処理量が前年度を 下回ったものの、1 t 当たりの経費、1 世帯当たりの経費、1 人当たり経費が何れも増加している。

福島市は、ごみ処理の課題を踏まえ①廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用を基本とした 3R の推進による循環型社会の構築②廃棄物の適正処理の推進による安全で快適な生活環境の確保③市民、事業者、行政の協働による環境保全を施策の基本方針として取り組んできたものの、ごみ処理問題の解消と目標の達成、清掃事業に係る予算や経費が増加傾向にあることから清掃事業に係る事務の執行状況、事業の管理運営の経済性、効率性、適正規模での運営等について監査を行うことは有用であると判断し、特定の事件として選定する。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の要点

清掃事業に関する事務の執行等について、地方自治法、条例及びその他の法令等に従

い、迅速、適正かつ合理的に実行されているか、更に最少の経費で最大の効果をあげる原則、組織及び運営の合理化に努めるべき原則等を規定する法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているかどうかについて監査を実施した。

(2) 監査手続

- ① 事務執行に関する各種規程を入手し、整備状況等を検証した。
- ② 関係書類を閲覧し検証した。
- ③ 所管部局等の関係者への質問等により、事務の執行状況を検証した。
- ④ 必要に応じて関連施設等への現場視察を実施した。
- ⑤ 検出された問題点に関して、その改善策の検討を実施した。
- ⑥ その他必要とした手続きを実施した。

7 監査対象機関

環境部ごみ減量推進課、廃棄物対策課、あぶくまクリーンセンター、あらかわクリーンセンター

8 外部監査の補助者

公認会計士	高久健一
公認会計士	須賀俊一
公認会計士	渡邊さやか
公認会計士	勝田博之
公認会計士	中鉢政彦

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び補助者は、法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

※本文中の金額の表示については、原則として表示単位で切捨て表示をしており、合計額が一致しない場合がある。

第2 包括外部監査の監査結果

1 監査の結果について

監査の結果及び意見について、監査人は次の区分で述べている。

区分	内 容
指摘	現在の法令等に照らして違反又は不当と監査人が判断した事項 ・本文中、【指摘】と表記する。
意見	「指摘」には該当しないが、監査人が、改善を要すると判断した事項又は検討を要すると判断した事項 ・本文中、【意見】と表記する。

これらの記載区分は、監査人が判断した事項であり、かつ、現状の多様性から必ずしも厳密で統一的な区分を行えない場合があることをご承知おきいただきたい。

なお、監査の結果及び意見については、特段の断りがない場合は、令和4年1月末現在の判断に基づき記載している。

2 監査の結果及び意見の集約リスト

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
ごみ減量推進課【側溝土砂収集運搬業務委託】				
1	①随意契約について 随意契約について、競争入札に付することがどのように不利になるのか具体的な記載がない。		●	38
2	②委託料単価の算定について 令和元年度の単価の単位について誤りがあったが、令和2年度に見直しを行い、既に解消されている。	—	—	38
ごみ減量推進課【ヘルシーランド福島費：管理委託料】				
3	①指定管理者公募者の増加について 長期間同一の指定管理者であり、次回の指定管理者の公募については、募集要項の要件を緩和することや、他団体への応募の呼びかけを検討して頂きたい。		●	40
4	②指定管理料について 今後の指定管理料の適正水準を決定するために標準的経費に対して実際の管理経費支出が増加する要因分析が必要である。		●	41
5	③施設業務の今後について 新規利用者獲得の努力、施設の老朽化、利用者の減少に対して必要に応じ規模の縮小、事業運営の見直し等を検討する必要がある。		●	42
ごみ減量推進課【公共便所の管理】				
6	①事務取扱要領について 改修工事に関して指名競争入札を実施した際に最低制限価格を設定していないが、福島市最低制限価格事務取扱要領の取扱と相違しているため、早期に解消すべきである。	●		45
7	②随意契約の理由について 清掃業務委託について、競争入札に付することがどのように不利になるのかについて、随意契約理由書に具体的な理由が記載されていない。	●		46
8	③八幡公共便所の必要性について 八幡公共便所は建設後50年以上経過しており、老朽化も著しく利用頻度が低いと考えられるため、維持管理コストを	●		47

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	勘案すると経済性や有効性の観点から問題があり早期に廃止を検討すべきである。			
9	④湯沢公共便所の必要性について 湯沢公共便所は、設置から 25 年以上経過しており、老朽化が進んでいること、近隣に比較的新しいトイレ設備があることから、建設当初の目的に見合った成果は低下しており、経済性や有効性の観点から課題があるため、今後の利活用を検討すべきと考える。		●	47
10	⑤福島駅前公共便所における消耗品の管理について 福島駅前公共便所について、トイレットペーパーの管理については委託業者の裁量に任せているが、紛失の危険性もあるため管理の向上を検討されたい。		●	48
ごみ減量推進課【生ごみ処理容器購入費助成金】				
11	①アンケートの実施について アンケート調査は、現行実施している助成金の効果測定ができるため、継続的な実施が望まれる。		●	51
12	②申請書の捨印について 補助金等交付申請書の捨印は、担当者が押印の意味を理解し、申請者に説明できるようにしておく必要がある。		●	51
ごみ減量推進課【じん芥収集運搬業務委託】				
13	①契約形態について 契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。		●	55
14	②随意契約の採用理由について 随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかの観点からの記載がない。	●		56
15	③入札結果について 過去 5 年間の落札率 98%以上は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。		●	57
16	④決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記	●		58

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。			
17	⑤委託料の積算及び見直しについて 委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行われていない。経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。	●		59
18	⑥委託業務の評価について 各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われることにより、委託料の削減につながる。		●	59
19	⑦書類の綴り込みについて 書類の綴り込み誤りがあり、今後留意する必要がある。		●	59
ごみ減量推進課【資源物収集運搬業務委託】				
20	①契約形態について 契約形態が契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いている。		●	63
21	②随意契約の採用理由について 随意契約採用理由の記載には、競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのか具体的な記載がない。	●		64
22	③入札結果について 過去5年間の落札率概ね99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。		●	66
23	④決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		67
24	⑤委託料の積算及び見直しについて 委託料の積算は過去から継続してきた算定方法に基づいているが、その算定方法を採用した根拠又は理由の引継が行	●		67

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	われていない。経済性及び効率性追求のため、算定方法の根拠又は理由に変化が生じた場合は見直しが必要である。			
25	⑥委託業務の評価について 各パッカー車について1日当たりの稼働状況の報告が行われることにより、委託料の削減につながる。		●	68
ごみ減量推進課【台風19号に伴う被災家屋等解体事業等】				
26	①契約書への再委託条項の記載について 全体の調整業務等を委託した組合との契約は準委任契約であり、契約書約款等で再委託の扱いについて何らかの記載が必要である。	●		69
27	②支払内容について 請求書内訳に記載がなく、支払いもしていない残渣について、今後は支払いを検討すべきである。		●	70
ごみ減量推進課【台風19号により被災した家屋等の対象物に存するアスベストの撤去・処分業務】				
28	①落札率について 落札率100%であることは異常な状況であることを認識し、独自に設計積算ができるようにしておくことが望まれる。		●	72
29	②決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		73
ごみ減量推進課【衛生処理組合負担金】				
30	①決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。	●		76
31	②令和2年度の負担率の誤表記について 令和元年度実績の福島市清掃事業概要における伊達地方衛生処理組合への福島市の負担金割合の算定が誤っていた。	●		76
ごみ減量推進課【使用済小型家電リサイクル】				
32	①委託業者選定のプロセスについて 無償取引であっても少額取引の随意契約に該当するため、委託業者選定のプロセスを遵守すべきである。		●	79

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
廃棄物対策課【廃棄物関係分析業務委託】				
33	①決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。	●		85
34	②積算方法について 市では積算できない業務であり落札率100%となっている。他の業者から参考見積書の徴取に検討が必要である。		●	86
廃棄物対策課【ダイオキシン類分析業務委託】				
35	①決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていない。	●		88
廃棄物対策課【PCB 使用安定器掘り起こし調査業務委託】				
36	①積算書について 積算書の作成にあたり、見積書を徴取しているが、見積書の記載内容を検討したかどうか不明である。	●		91
37	②委託事業者選定委員会について 委託事業者選定委員会のメンバーに外部有識者が含まれておらず、実施取扱要綱に反している。	●		91
38	③決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。	●		92
39	④変更契約の可否について 業務報告書の実績と積算時の数値に相違がある。業務報告書の実績評価を実施し、今後は変更契約が可能となるように検討する必要がある。		●	92
あぶくまクリーンセンター【焼却工場運転管理業務委託】				
40	①随意契約の理由記載について 随意契約とする理由の記載について、市民への説明責任を果たしているとは言えず、不十分であると言わざるを得ない。	●		97
41	②決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。	●		98

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
42	③運転管理業務委託後の評価について 焼却工場運転管理業務委託報告書を受け取るのみであり、報告書等をもとに福島市から委託業者への評価検討又は効果測定は実施していない。		●	98
あぶくまクリーンセンター【年次点検整備業務委託】				
43	①予定価格の合理性について 予定価格の合理性を検証するにあたっては、作業日報と仕様書を照合するのみならず、仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要となるが、現状当該照合作業は実施されておらず、予定価格の合理性についての検証作業が不足している。		●	101
あぶくまクリーンセンター【需用費】				
44	①消耗品費について 財務規則に則って判断すれば3万円以上、かつ、比較的長期である物品については備品として計上することが原則である。	●		103
あぶくまクリーンセンター【焼却炉ストーカ等整備業務委託】				
45	①契約形態について 「特命随意契約(1者契約)」として契約締結をしているが、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。		●	107
46	②決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について 決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		108
47	③入札結果について 過去3年間の落札率概ね99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況を改善していくことが望ましい。		●	108

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
あぶくまクリーンセンター【2号炉耐火物補修工事】				
48	①随意契約の適用号について 随意契約とした理由は委託業者のみが施工可能であるとしているが、ガイドラインの解釈とは矛盾している。		●	111
あぶくまクリーンセンター【金沢第二埋立処分場管理業務委託】				
49	①申請時の適用条文について 工事(委託)概要書に記載している施工理由の適用条文が誤った記載となっている。	●		113
50	②決裁年月日の未記入について 決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日が記載されていない。	●		113
あぶくまクリーンセンター【金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託】				
51	①月別報告書について 令和2年4月1日以降1年間の浸出水処理施設管理業務報告書を閲覧したところ、機器の故障により令和2年8月12日から令和2年9月30日まで浸出水調整池貯留量の記載が全く変動していなかった。	●		115
52	②決裁年月日の未記入について 決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日が記載されていない。	●		116
あぶくまクリーンセンター【飛灰収納運搬業務委託】				
53	①決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について 決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		119
あぶくまクリーンセンター【飛灰仮置業務委託】				
54	①決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について 決裁文書(一般発議書)において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		122

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
55	②随意契約締結に係る理由について 特命随意契約となっているが、随意契約を適用する理由と 条文の解釈が一致していない。	●		123
あぶくまクリーンセンター【固定資産及び備品管理】				
56	①旧あぶくまクリーンセンター破砕工場除却処理について 旧あぶくまクリーンセンター破砕工場について保存状況も 良好とはいいがたい点から、周囲への影響も十分に配慮し、 早期の解体が望まれる。		●	126
57	②長期間使用されていない車両の除却処理について 2004 年に取得したじん芥収集車がナンバープレートを取 り外された状態で停められていた。業務上不要であれば、不 要物品として早急に財務部長に通知し、必要な措置をする ことが望まれる。	●		127
58	③備品の標識貼り付け未了について 現地視察で確認した作業用車両や、場内で使用されている 備品には標識は付されていない。	●		128
59	④台帳に登載されている財産の管理について 現地視察に際して、監査人は所管課より事前に固定資産台 帳を入手し、サンプル抽出した備品の管理状況を現地で確 認したところ、場内の担当者からは現物は場内にはなく、事 実上、所在不明となっていた。	●		129
あらかわクリーンセンター【焼却工場運営業務委託】				
60	①決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されて いないものが散見された。	●		135
61	②運営業務委託の評価について 業務委託が 20 年という長期にわたることが契約時から明 確になっているのであれば、福島市はこれまでの委託業者 に委託し続けることが妥当であるか定期的に評価検討すべ きである。		●	135
62	③委託業者に対する追加費用分の契約について 委任契約について、追加発生費用が生じた場合、契約手続の 恣意性の排除のため、また、経済性・効率性をより追求する		●	136

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	ためにも、新規契約に準じた契約手続きに基づき、特記仕様書、設計図書及び委託概要書等の書類を作成するよう要望する。			
あらかわクリーンセンター【資源物選別業務委託】				
63	①決裁年月日の未記入について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。	●		138
64	②随意契約のあり方について 随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、現存する書類のみでは説明が不十分である。理由の明確化が必要である	●		139
あらかわクリーンセンター【破碎処理物等運搬業務委託】				
65	①契約形態について 委託契約当初より現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている。廃棄物処理法における委託基準に適合した福島市の登録業者が別に存在する限りにおいては、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の登録業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。		●	144
66	②随意契約の採用理由について 随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に対して、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかについて具体的な記載が見当たらない。	●		145
67	③決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		146
68	④入札結果について 過去3年間の落札率概ね99%は、特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられるため、このような状況		●	147

№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	を改善していくことが望ましい。			
69	⑤委託料の積算及び見直しについて 委託金額の予定価格決定にあたり、担当課において金額の積算を行っているが、長期固定化している算定項目が見受けられた。「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を保証するためにも、長期固定化されている項目につき、状況変化が生じていないかについて毎年度見直しを行うことが望ましい。	●		147
70	⑥業務のコスト管理について あぶくまクリーンセンターの焼却工場の焼却残渣を積み込み、金沢第二処分場に運搬する業務が含まれている。市内部では別の組織であり、クリーンセンター毎の収益性把握のためには、あらかじめクリーンセンターにおいて内部的に運搬のコストを算出することが望ましい。		●	148
あらかわクリーンセンター【年次点検整備業務委託】				
71	①見積徴収について 発注予定者 1 者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が 99.8%となっている。参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。		●	150
72	②最終決裁権限者について 入札等執行向の最終決裁権限者について、令和元年度は契約検査課長、令和 2 年度は財務部長となっている。通常は課長決裁となっている文書であった。既に斜線を引くなど決裁不要が明確な対応の徹底を図っている。	—	—	151
あらかわクリーンセンター【排出コンベア整備業務委託】				
73	①見積徴収について 発注予定者 1 者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率が 99.59%となっている。参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。		●	152

No	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
あらかわクリーンセンター【粗大ごみ処理業務委託】				
74	①随意契約の理由記載について 長期間の特命随意契約となっている。随意契約の締結に当たり、「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠として特命随意契約を締結しているが、市民への説明責任を果たしているかは疑問が残る。長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示するよう検討されたい。	●		155
75	②決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日が記載されていないものが散見された。	●		157
76	③委託先の財務的安定性の確認について 委託先の決算書は場内の担当課では入手していない。長期安定的に業務を行う財務的安定性に問題がないことを確認すると共に、保証した適正な委託金額の積算資料としても活用する点も考慮し、組合の決算書を入手することが望まれる。		●	157
あらかわクリーンセンター【飛灰収納運搬業務委託】				
77	①決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について 決裁文書（一般発議書）において、決裁年月日、文書分類記号、保存年限が記載されていない。これら以外にも発議書には空欄が散見されるため、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要である。	●		159
あらかわクリーンセンター【資産管理】				
78	①備品台帳から抽出した備品の管理状況について 事前に入手していた備品台帳から無作為に抽出した備品の現物実査において、抽出した備品は全て場内から処分したか又は所在不明のため現物実査は実施できなかった。	●		161
79	②備品計上金額基準の改訂による備品管理について 3万円未満の備品について、備品の品名、所在場所、規格又は形態及び数量を記載した管理簿を作成し、定期的に棚卸		●	161

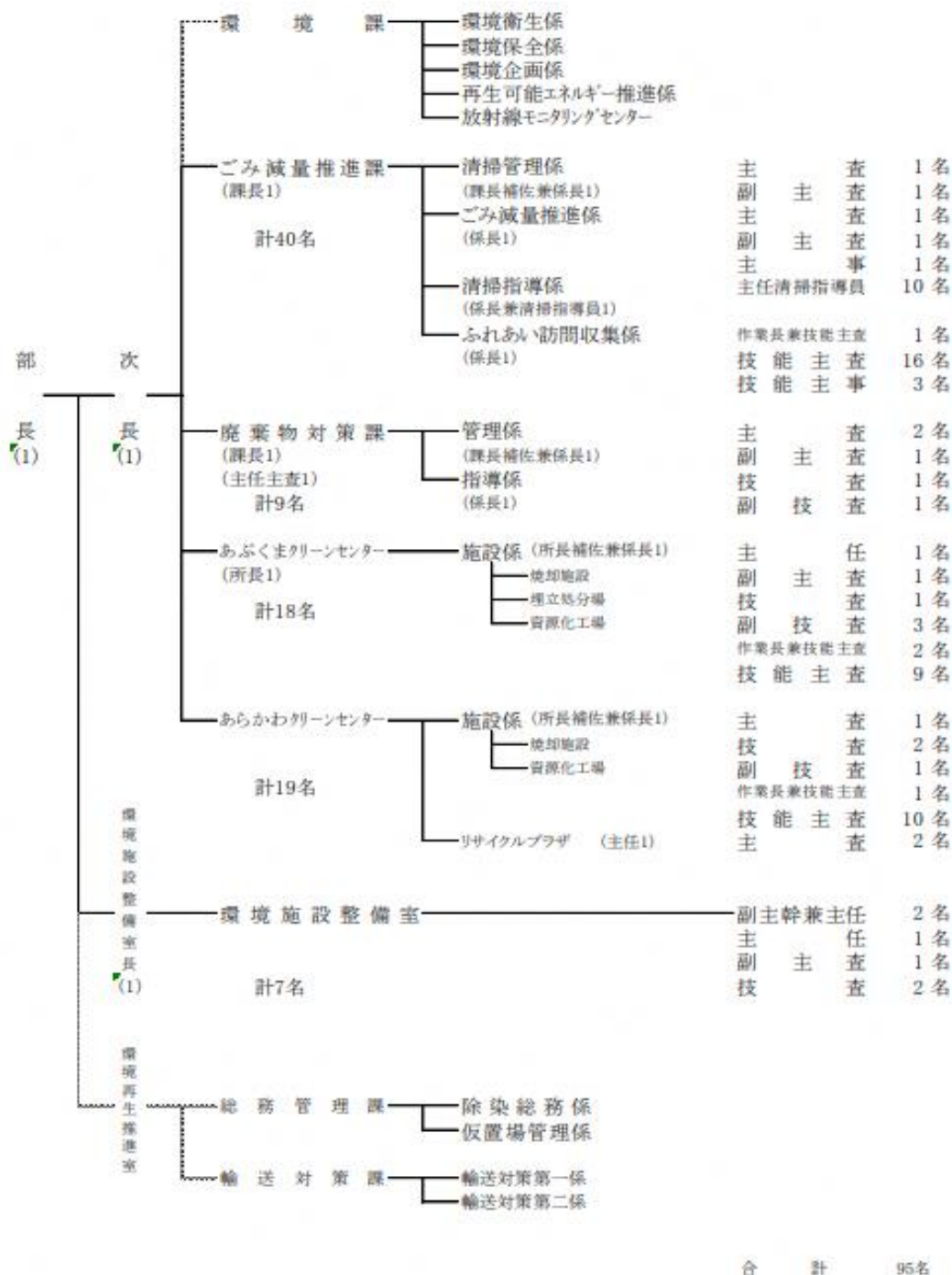
№	監査結果及び意見の要約	区分		参照 ページ
		指摘	意見	
	を実施することで市の財産の適切に管理することを要望する。			
80	③標識の添付漏れについて ストックヤード棟用監視カメラについては、性質、形状等は標識を付することが可能な状況であるにも関わらず、標識が付されていなかった。	●		161
81	④長期間使用されていない物品の処理について 1989年に取得した2トンダンプについては、エンジンがかからない状態にあり、長期間使用されないまま場内に放置されている。業務上不要であれば、不要物品として処理することが望まれる。	●		162
	区分計	44	35	

第2章 清掃事業における財務事務と管理運営

第1 環境部の概要

1 組織機構

(令和2年4月1日現在)



(出典：福島市清掃事業概要 令和2年度 (令和元年度実績))

※清掃事業の対象組織は、環境課、環境施設整備室、環境再生推進室を除く。

2 事務分掌

○ごみ減量推進課

1. 一般廃棄物処理計画の策定及び実施に関すること。
2. 一般廃棄物処理施設等の建設に関すること。
3. 一般廃棄物の減量化及び資源の再利用に関すること。
4. 一般廃棄物の収集に係る委託に関すること。
5. 一般廃棄物の収集計画に関すること。
6. 一般廃棄物等の収集に関する指導監督及び苦情処理に関すること。
7. 一般廃棄物等の適正処理の啓発指導に関すること。
8. 廃棄物の調査計画に関すること。
9. ごみ集積所の設置等に関すること。
10. ごみの排出指導に関すること。
11. 一般廃棄物等の不法投棄に関すること。
12. 公共便所に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
13. 清掃関係団体に関すること。
14. あぶくまクリーンセンター及びあらかわクリーンセンターとの連絡調整に関すること。
15. 衛生処理一部事務組合に関すること。
16. ヘルシーランド福島に関すること。
17. ふれあい訪問収集に関すること。

○廃棄物対策課

1. 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業及び産業廃棄物処理業の許可等に関すること。
2. 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置等の許可等に関すること。
3. 産業廃棄物排出事業者、一般廃棄物処理業者及び産業廃棄物処理業者の指導及び監督に関すること。
4. 産業廃棄物の適正処理の指導及び普及啓発に関すること。
5. 廃棄物の不法投棄に関すること。
6. 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関すること。
7. ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の適正処理に関すること。

○あぶくまクリーンセンター

1. あぶくまクリーンセンターの運営及び維持管理に関する事。
2. 廃棄物の焼却処分に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
3. 埋立処分場の管理に関する事。
4. 廃棄物の埋立処分に関する事。
5. 犬、猫等の死体の収集運搬及び処分に関する事。
6. 資源物の選別に関する事。

○あらかわクリーンセンター

1. あらかわクリーンセンターの運営及び維持管理に関する事。
2. 福島市リサイクルプラザとの連絡調整に関する事。
3. 廃棄物の焼却処分に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
4. 廃棄物の破砕処理に関する事。
5. 資源物の選別に関する事。

・リサイクルプラザ

1. リサイクルプラザの管理運営に関する事。
2. 廃棄物の減量及び再利用の普及啓発に関する事。
3. 廃棄物の再生及び再生品の展示に関する事。
4. リサイクルプラザの使用許可に関する事。
5. 廃棄物処理等手数料及び再生品売払収入金に関する事。

3 施設の概要

(1) 焼却施設

①あぶくまクリーンセンター



項目	内容
所在地	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1 (Tel 531-6662)
処理能力	焼却：240t/24h (120t×2基) 灰固形化：16.8t/日
炉型式	全連続燃焼式ストーカ炉
建設年度	昭和60年6月着工 昭和63年2月竣工 平成14年11月 排ガス高度処理施設・灰固形化施設増設
敷地面積	28,000㎡ (あぶくまクリーンセンター全体)
設計施工	三菱重工業(株) 東北支社
建物規模	既存工場棟 RC造地下1階、地上4階建 建築面積 2,698.17㎡ 延床面積 5,649.57㎡ 増設棟 鉄骨造地上2階建 建築面積 447.17㎡ 延床面積 506.61㎡ 工場棟合計 建築面積 3,145.34㎡ 延床面積 6,156.18㎡
附帯設備	管理棟 管理事務所 鉄筋コンクリート2階建 1階 687.75㎡ 2階 331.40㎡ 事務室、職員控室、福利厚生室、計量室、大会議室、分析室 ストックヤード (ごみ資源物貯留用) 構造・軽量鉄骨造 1棟66㎡

②あらかわクリーンセンター



項目	内容
所在地	福島市仁井田字北原3番地の3 (Tel 545-4363)
処理能力	焼却：220t/24h (110t×2基) 灰溶融：20t/日
炉型式	全連続燃焼式ストーカ炉
建設年度	平成17年12月着工 平成20年8月竣工
敷地面積	33,500㎡ (あらかわクリーンセンター全体)
設計施工	(株)荏原製作所 東北支店
建物規模	鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地下1B、6F建 建築面積4,636.94㎡、延床面積10,103.27㎡

(2) 資源化施設

①あぶくまクリーンセンター資源化工場



項目	内容
所在地	福島市渡利字梅ノ木畑1番地の1 (TEL 531-6662)
敷地面積	28,000㎡ (あぶくまクリーンセンター全体)
延べ床面積	1,674.80㎡
構造	鉄骨造、地上2階
建設年度	平成15年6月着工 平成16年3月竣工
設計施工	三菱レイヨン・エンジニアリング(株)(設計施工)、(株)晃建設他
工事監理	(株)日本環境工学設計事務所
処理能力	プラスチック製容器包装 10t/日 (1系列)

②あらかわクリーンセンター資源化工場

A 資源化工場



項目	内容
所在地	福島市仁井田字北原3番地の3 (TEL 545-4363)
敷地面積	33,500㎡ (あらかわクリーンセンター全体)
延べ床面積	5,387.52㎡
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階
建設年度	平成9年6月着工 平成11年3月竣工
設計施工	川崎重工業(株)
工事監理	(株)日本環境工学設計事務所
処理能力	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物処理系 42t/5h 缶類 11t/5h、ビン類 20t/5h ペットボトル・プラスチック 11t/5h (H18ペットボトル 2t増強) ・不燃、粗大ごみ処理系 60t/5h
附帯設備	中央操作室、計量系(計量器30t/2基)、洗車場(ごみ収集車2台分)、浄化槽、渡り廊下等

B スtockヤード

項目	内容
施設内容	6品目の各貯留所 鉄、アルミ、びん類(3色)、ペットボトル
延べ床面積	600㎡
建設年度	平成10年4月着工 平成11年1月竣工
設計施工	(株)本多工務所他

C フロン回収棟

項目	内容
施設内容	フロン回収施設(除湿機、冷風扇等)、倉庫
延べ床面積	305.5㎡
建設年度	平成10年4月着工 平成11年1月竣工
設計施工	福島実業建設(株)他

③リサイクルプラザ



項目	内容
所在地	福島市仁井田字北原3番地の3 (Tel 539-9253)
延べ床面積	917.75㎡
構造	鉄骨造、地上2階
建設年度	平成9年6月着工 平成11年3月竣工
設計施工	(株)本多工務所他
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール、展示室(312.12㎡) ・研修室、会議室(183.75㎡) ・工芸室(139.00㎡) ・事務室(57.02㎡) ・図書、情報コーナー ・工房、書庫 ※施設の利用 ①利用時間 9:00~16:30 ②休館日 日曜日、祝日、年末年始 ③利用申込 予め使用許可を得て利用する。

④粗大ごみ中間処理施設

項目	内容
施設内容	粗大ごみ中間処理用作業所、車庫
延べ床面積	262.0㎡
建設年度	平成23年11月着工 平成24年3月竣工
設計施工	(株)本多工務所他
建設費	45,297千円

(3) 埋立処分場

①金沢埋立処分地



項目	内容
所在地	福島市松川町金沢字狐森地内
規模	埋立地面積 71,300㎡ 埋立容量 576,400㎡ 埋立期間 約20年 (平成7年5月で埋立休止)
埋立方法	山間準好気性埋立
埋立工法	サンドイッチ工法
汚水処理施設	処理能力 200㎡/日 処理方式 生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
建設年度	昭和54年9月着工 昭和55年11月竣工
施工業者	設計監理 日本水工設計(株) 土木工事 (株)間組 汚水処理施設工事 日東紡績(株)エンジニアリング事業部

②金沢第二埋立処分場



項目	内容
所在地	福島市松川町金沢字水ヶ作地内外 (〒567-6722)
規模	埋立地面積 49,900㎡ 埋立容量 590,800㎡ 埋立期間 約20年
埋立工法	サンドイッチ工法
浸出水処理施設	処理能力 180㎡/日 処理方式 カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
建設年度	平成4年9月着工 平成6年11月竣工
施工業者	基礎調査・設計監理 日本技術開発(株) 土木施工工事 戸田建設・佐藤工業特定建設工事共同企業体 浸出水処理施設工事 日東紡績(株) エンジニアリング事業部





(4) し尿関係施設

①衛生処理場



項目	内容
所在地	福島市堀河町9番20号 (〒535-1807)
敷地面積	10,093㎡
処理能力	200k l/日
処理方式	<ul style="list-style-type: none"> ・前処理 ドラムスクリーン、スクリュープレス ・一次処理 嫌気性二段30日消化法 ・二次処理 活性汚泥法 ・消化汚泥処理 真空脱水法 ・余剰汚泥処理 遠心脱水法 ・臭気処理 直火燃焼脱臭法
建設年度	昭和35年12月着工 昭和37年2月竣工 90k l/日 昭和45年3月改造 135k l/日 昭和53年3月改造 200k l/日
設計	日本水工設計(株)
工事施工	荏原インフィルコ(株)

②公共便所

			
紅葉山	八幡	湯沢	福島駅前

名称	所在地	建物構造	取得時期	建設時期	面積
◎紅葉山	杉妻町地内	壁式RC造・小屋組 S造	S42. 3.31	H4. 3月	46.21㎡
八幡	飯坂町字 八幡地内	コンクリート造	S45. 12.16	S45. 12月	3.42㎡
◎湯沢	飯坂町字 湯沢地内	"	S48. 1.30	H6. 3月	9.60㎡
◎福島駅前	栄町地内	鉄筋コンクリート 造平屋建て洋瓦葺	H7. 3.30	H7. 3月	53.49㎡

◎：水洗化

(5) 余熱利用施設

①ヘルシーランド福島（あぶくまクリーンセンター余熱利用施設）



所在地	福島市岡部字上川原26番地(〒536-5600)	
開設	平成3年4月12日	
施設の管理運営	指定管理者（公財）福島市振興公社	
敷地面積	17,625㎡	
建床面積	2,624㎡	
延床面積	3,774㎡	
建物構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）	
施設内容	多目的集会施設	1階 図書談話室、娯楽室、大浴場（男・女） 2階 大広間（96畳）、和室
	屋内プール	公認25メートル温水プール 7コース（5年毎に公認更新） 幼児プール
	サウナ室	（男・女）
	その他の施設	玄関ホール・プールギャラリー（100席） 屋内ゲートボール場（1面）
参考	余熱利用について・供給熱源 3t/h ・用途 プール、浴場、サウナ、暖房、給湯	

②その他（あらかわクリーンセンター余熱利用施設）

施設名	設置年度	供給熱源の種類・熱量	用途	利用者数	施設規模	施設内容
老人福祉センター	昭和53年 3月	温水・最大 5t/h	給湯 浴場	令和元年度 41,249 人	敷地面積 9468.9㎡ 延床面積 1674.59㎡	大浴場、大広間、和室、 娯楽室、研修室 (H18より指定管理施設) 他
養護老人ホーム 福島恵風園	平成3年 8月	温水・最大 5t/h	浴場 暖房	定員 100 人	敷地面積 15179.19㎡ 延床面積 3817.75㎡	浴場、居室、静養室、 娯楽室、会議室他

(6) 車両 (令和2年4月1日現在)

項目	区分	車種	台数	内訳				
				あぶくま グリーンセンター	あらかわ グリーンセンター	ごみ減量推進課	廃棄物対策課	民間
可燃物・不燃物 収 集 用		2.0t	11			1		10
		3.5t	25					25
		4.0t	1					1
		小計	37	0	0	1	0	36
資源物収集用		2.0t	1					1
		3.0t	5					5
		2.0t	1					1
		4.0t	8					8
		2.0t	1					1
		4.0t	5					5
		2.0t	3					3
4.0t	3					3		
小計	27	0	0	0	0	27		
清掃指導車		トラック、ライトバン、軽自動車	5			5		
連絡車		ライトバン、軽自動車	7	2	2	1	2	
ふれあい訪問収集用		軽トラック(荷箱改造) 0.35t	10			10		
合計			86	2	2	17	2	63

4 廃棄物処理原価について

ごみ処理について施設の減価償却を含めて原価計算を行った結果は、以下の通りである。

(1) 令和2年度廃棄物処理原価計算書

項目	区分	合計	管理啓発	収集	処 分				
					小 計	埋 立	破 碎	焼 却	資源化
人件費(千円)		580,315	227,981	131,262	221,072	6,909	44,905	58,722	110,536
物件費(千円)		2,761,459	166,367	910,718	1,684,374	89,314	223,166	1,320,213	51,681
減価償却費(千円)		503,116		871	502,245	2,757	14,189	462,215	23,084
計(千円)		3,844,890	394,348	1,042,851	2,407,691	98,980	282,260	1,841,150	185,301
処理量(t)		111,456	111,456	75,250	122,995	15,416	6,027	94,080	7,472
1t当経費(円)		34,497	3,538	13,858	19,576	6,421	46,833	19,570	24,799
1世帯当り(円)		31,031	令和2年9月30日現在			世帯数	123,906		
1人当り(円)		13,932				人口	275,966		

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

令和2年度の廃棄物処理原価は約38億円、1t当たり34,497円、1人当たり13,932円となっている。

(2) 年度別の推移

年度	区分	処理経費	処理量	1t当経費	1世帯当り経費	1人当り経費
		千円	t	円	円	円
平成28年度		3,998,580	127,399	31,386	32,824	14,170
平成29年度		3,954,242	125,050	31,621	32,377	14,122
平成30年度		3,680,914	118,412	31,086	30,078	13,261
令和元年度		3,801,665	117,883	32,249	30,869	13,774
令和2年度		3,844,890	111,456	34,497	31,031	13,932

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

令和元年度と比較して処理量は減少しているが、1t当経費、1世帯当り経費、1人当り経費がいずれも増加している。

5 地区別世帯数と人口

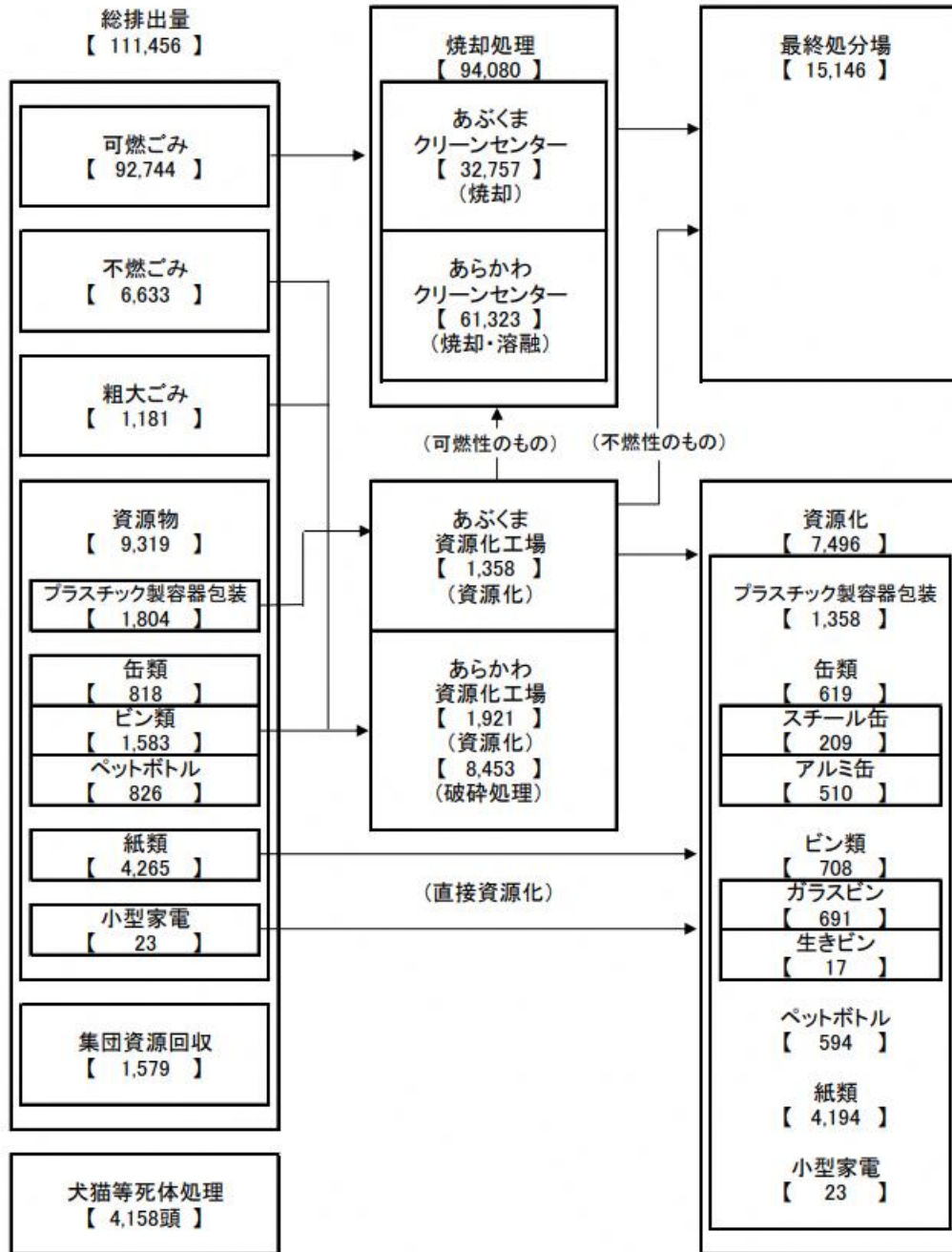
令和2年4月1日現在					令和3年4月1日現在						
支所名	区分	世帯数	人口			支所名	区分	世帯数	人口		
			総数	男	女				総数	男	女
中央		20,850	39,857	19,161	20,696	中央		20,855	39,643	18,998	20,645
渡利		7,008	15,447	7,627	7,820	渡利		7,042	15,316	7,529	7,787
杉妻		6,330	12,922	6,523	6,399	杉妻		6,334	12,822	6,471	6,351
蓬萊		4,726	10,634	5,026	5,608	蓬萊		4,718	10,414	4,922	5,492
清水		15,061	35,560	17,361	18,199	清水		15,139	35,345	17,229	18,116
東部		4,377	11,306	5,450	5,856	東部		4,389	11,190	5,417	5,773
北信		14,738	33,531	16,468	17,063	北信		14,849	33,464	16,436	17,028
信陵		6,207	14,675	7,076	7,599	信陵		6,223	14,554	7,032	7,522
吉井田		5,163	12,028	5,821	6,207	吉井田		5,235	12,058	5,822	6,236
西		2,549	7,085	3,725	3,360	西		2,568	7,001	3,660	3,341
土湯温泉町		285	490	307	183	土湯温泉町		279	473	303	170
立子山		439	1,132	579	553	立子山		429	1,100	561	539
飯坂		8,574	20,637	10,222	10,415	飯坂		8,576	20,501	10,142	10,359
信夫		9,985	24,988	12,236	12,752	信夫		10,079	24,764	12,145	12,619
松川		6,487	14,897	7,544	7,353	松川		6,567	14,968	7,606	7,362
吾妻		9,840	24,107	11,679	12,428	吾妻		9,967	24,023	11,614	12,409
飯野		1,950	5,386	2,664	2,722	飯野		1,954	5,289	2,616	2,673
合計		124,569	284,682	139,469	145,213	合計		125,203	282,925	138,503	144,422

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

全体として世帯数は増加しているものの人口は減少している。

6 ごみ処理について

(1) ごみ処理施設の搬入量 (令和2年度実績) [単位: t]



(出典: 福島市清掃事業概要 令和3年度)

第2 清掃事業の財務状況

1 予算

令和2年度清掃事業歳入予算

(単位：千円)

区分	細 節	ごみ減量 推進課	廃棄物対策 課	あぶくま グリーンセンター	あらかわ クリーンセンター	環境施設 整備室	合計
使用料及び 手数料	ヘルシーランド福島使用料	412					412
	じん芥処理施設使用料			49	4	1	54
	廃棄物処理等手数料		2,768	69,658	243,495		315,921
国庫支出金	福島再生加速化交付金			274			274
	廃棄物処理施設モニタリ ング事業費補助金	86,076		3,302	2,500		91,878
	災害等廃棄物処理事業費 補助金						0
	循環型社会形成推進交付金					917,060	917,060
県支出金	産業廃棄物税交付金		11,000				11,000
財産収入	資源物売払収入				120,704		120,704
繰入金(基金)	環境基金繰入金	20,074			80,000	144,118	244,192
諸収入	電気使用料	61		78	101		240
	雑入		6	490	1	5	502
	あらかわクリーンセン ター売電収入				213,780		213,780
市債	廃棄物処理施設整備債					207,000	207,000
	合計	106,623	13,774	73,851	660,585	1,268,184	2,123,017

令和2年度清掃事業細目別歳出当初予算

(単位：千円)

目別	清掃総務 費	環境衛生費		じん芥処理費				し尿処理費			ヘルシーラ ンド福島費	合計	
		環境衛生 諸費	産業廃棄 物対策費	廃棄物対策費	あぶくまクリ ンセンター費	あらかわクリ ンセンター費	復興事業費	災害関連費	衛生処理組 合負担金	衛生処理場 費			復興事業費
(1) 報酬				3,681								3,681	
(2) 給料	364,999											364,999	
(3) 職員手当等	206,613			510								207,123	
(4) 共済費	113,271			613								113,884	
(8) 報償費				12,810	116	41					30	12,997	
(9) 旅費	212		73	1,528	173	176			164			2,326	
(11) 需用費	2,422	1,688	48	11,765	242,297	39,225			40,840		2,432	340,717	
(12) 役務費	28			835	1,531	4,952	274		55		55	7,730	
(13) 委託料	7,337	25,349	9,167	1,133,247	496,013	902,366	288,010	166,565	44,537	18,009	92,798	3,183,398	
(14) 使用料及び 賃借料				117	110	193						420	
(15) 工事請負費				3,140,251	39,000	8,300			9,000			3,196,551	
(16) 原材料費					233							233	
(18) 備品購入費		550	19	3,460	700							4,729	
(19) 負担金補助 及び交付金	191	719	132	6,719	997	238			132,977	121	4,448	146,542	
(27) 公課費				167	1,277	636						2,080	
細目合計	695,073	28,306	9,439	4,315,703	782,447	956,127	288,284	166,565	132,977	94,717	18,009	99,763	7,587,410
目計	695,073		37,745					6,509,126			245,703	99,763	7,587,410

※伊達地方衛生処理組合(飯坂地区)、川俣方衛生処理組合(松川・飯野地区)に対する福島市負担金を含む。

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

2 決算

※清掃関係各年度決算状況

○歳入決算

(単位：千円)

款別 年度	使用料及び 手数料	国・県補助金	財産売却収入	諸収入	繰入金	市債	合計
H27	331,214	212,006	138,906	210,567	2,607	4,900	900,200
H28	325,259	149,187	110,822	176,146	16,878	317,200	1,095,492
H29	331,781	147,733	156,971	203,367	15,787	53,700	909,339
H30	312,544	161,270	147,428	301,385	56,116	172,400	1,151,143
R元	332,492	276,812	113,368	240,087	188,888	243,000	1,394,647
R2	290,218	537,861	101,600	237,523	278,088	154,700	1,599,990

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

令和2年度の国・県補助金の増加については、主に国庫支出として災害等廃棄物処理事業費補助金 115,022 千円、循環型社会形成推進交付金 406,055 千円による。循環型社会形成推進交付金は、新最終処分場建設工事を実施していることによるものであり、平成30年度以降令和3年度までの予定である。

○歳出決算

(単位：千円)

目別 年度	清掃総務費	環境衛生費	じん芥処理費	し尿処理費	ヘルシーランド福島費(健康福祉センター費)	合計
H27	622,258	4,466	2,783,674	233,069	99,138	3,742,605
H28	627,366	4,353	3,308,761	236,765	101,519	4,278,764
H29	647,314	4,464	3,199,377	221,846	103,495	4,176,496
H30	947,995	16,704	3,139,671	228,704	97,887	4,430,961
R元	682,574	23,183	3,793,753	246,906	97,223	4,843,639
R2	648,791	18,165	4,843,725	246,348	97,523	5,854,552

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

平成30年度に清掃総務費が増加している主な要因としては、あらかじめクリーンセンター一周辺の土地(わいわい市民農園、あらかじめのみり公園)を 285,107 千円で取得したことによるものである。また、じん芥処理費令和元年度以降増加している要因は、主に新最終処分場建設に伴う工事請負費であり、令和元年度 789,858 千円、令和2年度 1,553,070 千円となっている。

第3章 ごみ減量推進課

第1 財務推移状況

1 決算総括表

(単位：円)

区分	歳入				
	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
平成28年度	36,153,000	29,760,700	29,760,700	0	0
平成29年度	846,000	840,473	840,473	0	0
平成30年度	479,000	500,543	500,543	0	0
令和元年度	210,441,000	107,892,183	21,816,183	0	86,076,000
令和2年度	369,049,000	312,988,410	115,488,410	0	197,500,000

(単位：円)

区分	歳出				
	①予算現額	②支出済額	③翌年度繰越額	④不用額	②÷①
平成28年度	1,151,989,000	1,134,999,043	0	16,989,957	98.5%
平成29年度	1,116,320,000	1,105,638,144	427,000	10,254,856	99.0%
平成30年度	1,441,166,000	1,390,174,244	0	50,991,756	96.5%
令和元年度	1,359,264,000	1,173,641,526	166,565,475	19,056,999	86.3%
令和2年度	1,887,704,475	1,383,234,449	372,909,828	131,560,198	73.3%

2 歳入決算

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
使用料及び手数料	969,179	449,179	427,406	412,392	412,373
国庫支出金	2,258,000	0	0	18,043,000	115,022,000
県支出金	278,000	278,000	0	0	0
財産収入	24,830	62,117	13,860	73,234	0
諸収入	50,691	51,177	59,277	3,287,557	54,037
市債	26,200,000	0	0	0	0
合計	29,780,700	840,473	500,543	21,816,183	115,488,410

3 歳出決算

(単位:円)

		支 出 済 額						
款	項 目	細目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4	衛生費		1,093,273,760	1,134,999,043	1,105,638,144	1,390,174,244	1,173,641,526	1,383,234,449
	1	保健衛生費	103,653,135	105,871,705	107,959,069	106,850,392	112,533,661	107,834,456
		5 環境衛生費	4,466,268	4,353,279	4,463,855	8,962,933	15,311,102	10,311,481
		4 環境衛生諸費					(環境美化推進費)	
		7 産業廃棄物 対 策 費	961,293	877,353	943,672	8,962,933	15,311,102	10,311,481
		9 ヘルシーランド福島費	3,504,975	3,475,926	3,520,183	0	0	
		1 ヘルシーランド 福 島 費	99,186,867	101,518,426	103,495,214	97,887,459	97,222,559	97,522,975
		2 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 費	99,186,867	101,518,426	103,495,214	97,887,459	97,222,559	96,668,643
								854,332
	2	清掃費	989,620,625	1,029,127,338	997,679,075	1,283,323,852	1,061,107,865	1,275,399,993
		1 清掃総務費	15,221,316	13,549,047	12,703,646	297,075,398	11,217,350	8,131,393
		2 清掃総務費	15,221,316	13,549,047	12,703,646	297,075,398	11,217,350	8,131,393
		2 じん芥処理費	842,542,339	839,458,291	853,725,429	855,313,454	917,118,515	1,124,515,600
		1 廃 棄 物 対 策 費	842,542,339	839,458,291	853,725,429	854,886,454	873,683,990	878,865,340
		1 廃棄物対策費 (通次繰越)				427,000		
		5 災 害 関 連 費	0	0			43,434,525	79,271,306
		5 災 害 関 連 費 【繰越明許分】						165,829,504
		8 新型コロナウイルス 感 染 症 対 策 費						549,450
		3 し尿処理費	131,856,970	176,120,000	131,250,000	130,935,000	132,772,000	142,753,000
		1 衛生処理場費	8,222,970	33,735,000	0	0	0	9,977,000
		1 衛生処理場費 (通次繰越分)		13,370,000	0	0	0	
		2 衛生処理組合 負 担 金	123,634,000	129,015,000	131,250,000	130,935,000	132,772,000	132,776,000
合	計		1,093,273,760	1,134,999,043	1,105,638,144	1,390,174,244	1,173,641,526	1,383,234,449

第2 監査結果及び意見

1 環境衛生諸費：側溝土砂収集運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

市は、各町内会等が側溝等を清掃した際に発生した土砂の収集運搬業務を、下記の民間事業者 21 社に委託している。民間事業者は、市からの指示があった場合、3 日以内に市内担当地区で発生した土砂を収集し、福島市飯坂町にある株式会社クリーンテックの飯坂クリーンサイトまで運搬・搬入し、計量所にて計量した運搬量を月単位で市に報告している。市は、実績報告書の運搬量に、委託契約で定めた単価を乗じた額を支払っている。

委託事業者名	担当地区
和合建設工業株式会社	渡利
有限会社広和建设	渡利
有限会社丸清渡辺土建	吉井田・信夫
大宝建設株式会社	杉妻・蓬萊
株式会社半澤工務店	吉井田・信夫
有限会社八巻建設	東部・北信
有限会社三宝環境整備	本庁管内
株式会社北斗建設	清水
株式会社日新土建	清水
日東産業株式会社	本庁管内
株式会社尾形建設	西・土湯
株式会社丸立渡辺組	松川・立子山
安西土木株式会社	信陵
広成建設株式会社	北信
株式会社斎藤建設工業所	吾妻
信陵建設株式会社	飯坂
福新建設株式会社	飯坂
有限会社松本建設	飯野
大佐藤建設有限会社	飯野
株式会社大河内建設	飯野
株式会社松崎建材	飯野

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和 2 年度)の側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	民間委託により行政サービスを向上させ、効率的かつ効果的な側溝土砂収集運搬業務を行うために、民間の業者に業務を委託する理由に合理性は存在すると考える。
令和2年度における側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	市は、上記 21 事業者と、それぞれ委託契約(単価契約)を締結しており、それぞれが担当する地区から、搬入場所までの距離と、1回あたりの積載量に応じた予定価格単価を積算しており、発議書及び支出負担行為伺書において、予算上金額が明確にされている。
令和2年度における側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、また、委託料は業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	支払条件については、契約書上、月払いとされており、毎月の実績報告書により業務の実施状況を確認した上で、契約書に記載されたとおり支払いを行っていることを確認した。
令和2年度における側溝土砂収集運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	毎月、事業者から実績報告書を受領しており、業務内容の確認や、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①随意契約について【意見】

市は、21 事業者と側溝土砂の収集運搬業務について委託契約を締結しており、契約形態は随意契約となっているが、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な契約方法である。

地方自治法第 234 条第 2 項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしており、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が列挙されている。

福島市においては、「随意契約ガイドライン」を制定し、随意契約についての福島市の標準的な解釈・指針を示している。

福島市における側溝土砂収集運搬業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠に随意契約を締結している。随意契約理由書においては、いずれの事業者についても、担当地区内の事情や特性を熟知しており、側溝土砂の収集及び処分場への搬入を行うに足る人員や機材、設備があることが理由として記載されているが、競争入札に付することがどのように不利になるのかについての具体的な記載がない。

福島市における「随意契約ガイドライン」では、前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由にはならず、説明責任を果たすことが確認事項として記載されている。随意契約はあくまでも例外的な契約方法であり、かつ地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙される要件に該当する以外には適用できない。随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。

②委託料単価の算定について

福島市は、委託料単価について、令和元年度までは、単価を Excel 形式の独自の側溝土砂収集運搬委託料単価算出基礎計算表で算定しており、運搬量 1 トンあたりの単価を、運搬距離に応じて 2 種類（遠距離・近距離）設定していたが、令和 2 年度から計算方法を変更し、福島県土木部が作成した「土木工事標準積算基準」をもとに単価を算定しており、1 回あたりの積載量と運搬距離に応じた複数の単価を設定している。

令和元年度の単価の単位について設定には以下の誤り等が見られたが、令和 2 年度において見直しが行われたため、令和元年度における上記の問題点は既に解決済みである。

i) 単価の単位について

委託料単価を積算しているスプレッドシート(側溝土砂収集運搬委託料単価算出基礎)においては、運搬 1 回あたりの単価を積算し、近距離は 1 回あたり 11,143 円、遠距離は 1 回あ

たり 13,707 円としている。しかしながら、最終的に単価を決定する発議書上は、近距離が 1 トンあたり 11,143 円、遠距離が 1 トンあたり 13,707 円となっており、委託料単価を積算した単位とは異なる単位での発議・契約となっている。算出基礎では、1 回あたり 2.23 トンを運搬する想定であることから、1 回あたりの運搬量が 1 トン以上の事業者に対しては、過大な支出となっていた可能性がある反面、1 回あたりの運搬量が 1 トン未満の事業者に対しては、過少な支出となっていた可能性があった。

2 ヘルシーランド福島費：管理委託料

(1) ヘルシーランド福島の概要

ヘルシーランド福島は、あぶくまクリーンセンター余熱利用施設として、阿武隈川沿いに平成 3 年 4 月に開設された。市民の健康保持と心のふれ合いをテーマとして、館内は余熱を利用したオールシーズン利用できる屋内プールをはじめ、大浴場及び休息室(大広間、談話、図書室及び研修室等)、サウナ室を設置している。



(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 指定管理者選定までの手続きは適切か
- ・ 指定管理料の算定方法は適切か、また予算上明確になっているか
- ・ 基本協定書や年度協定書は適法であり、また支払いは正確か
- ・ 指定管理料は業務の内容に対し適正な水準であり、また指定管理者側での業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 指定管理者からの成果品の検査及び指定管理者の評価について適時、適切になされているか
- ・ 今後の施設の動向について問題はないか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）直近の指定管理選定に関する書類を閲覧し、指定管理者選定手続きが法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
指定管理料の算定方法は適切か、また予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
基本協定書や年度協定書は適法であり、支払いは正確かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
指定管理料は業務の内容に対し適正な水準であり、また指定管理者側での業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における指定管理者からの書類を確認し、成果品の検査及び指定管理者の評価について適時、適切になされているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
今後の施設の動向について問題ないか検討した。	(4) 監査の結果 参照

(4) 監査の結果

①指定管理者公募者の増加について【意見1】

平成18年4月以降指定管理者制度が導入されたが、それ以降、継続して同一の指定管理者が選定されている（直近の平成30年度の指定管理者選定においても選定され、結果的に18年間同一の指定管理者が行うこととなる）。確かに、同一の指定管理者が行うことで安定した事業運営を行えるものとも考えられるが、一方、競争性の確保により、コスト削減やサービス向上が図れる面もあることも否定できない。

直近の指定管理者選定にあたっては、申請者は従来の指定管理者のみであった。申請者が1名となったことは、指定管理者募集要項の4「指定管理者の募集選定に関する事項」(3)「申請の資格」ア③において、申請者は「市内に主たる事業所を置く団体、グループに限ること。」と地域要件を限定していることにも起因するものと推察される。平成30年5月28日第2回環境部指定管理者管理運営委員会の席上、委員から「市内にあるスイミングスクールなどへの呼びかけは行ったか」という質問や、平成30年9月26日同運営委員会第4回席上では、委員から「マンネリ化とならないよう緊張感をもって勤務してほしい。入場者を増加させるよう努力してほしい」という意見等も出て

おり、委員も1名しか応募がない状況を危惧しているものと思われる。以上より、次回からは募集要項の地域要件を緩和することや、常日頃から他団体への応募への呼びかけを行うこと等を検討して頂きたい。

②指定管理料について【意見2】

平成30年度の指定管理者選定において、平成30年9月26日第4回委員会の候補者採点表によると、標準的経費（指定管理料）73,311,000円となっていた。また、候補者の示した指定管理料は90,163,600円となっており、差額16百万円生じている。「指定管理者の選定結果について」の審査結果では、評価コメントとして、「指定管理料については、標準的経費と比べて高いことで評価は低くなったが、更なる経費節減を期待するものである。」とされている。

利用者数減少の中、コロナ禍の影響を受けた令和2年度を除き、経費支出は120百万円、指定管理料は91百万円程度で推移しており、今後の指定管理料の適切な水準を決めるためにも、標準的経費に対し、実際の管理経費支出が増加する要因を分析することが必要である。

標準的経費（指定管理料）の算定方法	
①人件費	52,724千円
②施設管理費	56,074千円
③事務費等	503千円
④計：管理経費予想（①+②+③）	109,301千円
⑤指定管理料以外の収入予想	35,990千円
⑥差引計：標準的経費（④-⑤）	73,311千円
⑦候補者が算定した指定管理料	90,163千円
差額（⑥-⑦）	△16,852千円

ヘルシーランド利用状況及び損益の推移

利用 状況	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	人数(人)	134,846	123,204	119,203	115,850	59,273
	営業日数(日)	338	333	343	343	256
管 理 経 費	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	収入(千円)	127,359	124,384	124,871	123,040	107,478
	利用料金	30,988	28,418	27,572	26,239	14,789
	指定管理料	90,499	90,204	91,340	90,972	73,390
	減免・免除補填	4,370	4,352	4,604	5,309	229
	その他	1,502	1,410	1,355	520	19,070
	支出(千円)	118,385	119,276	120,003	120,656	107,478
	人件費	54,906	55,475	55,299	55,901	54,937
	消耗品費	3,461	4,076	2,874	2,951	3,070
	燃料費	65	75	72	61	72
	水光熱費	25,669	26,371	27,497	27,346	20,745
	修繕料	8,601	8,577	8,757	8,530	5,181
	委託料	17,318	16,900	17,671	17,826	17,474
	使用料及び賃借料	973	973	973	816	857
その他	7,392	6,829	6,860	7,225	5,142	
差額	8,974	5,108	4,868	2,384	0	
自主 事業	区分	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
	回数(回)	231	217	235	212	87
	参加者	5499	3,938	4,280	4,109	1,573

*令和2年度はコロナ禍の影響を受け、営業日数、利用人数とも減少。指定管理料もその他収入での補填、水光熱費減少等で減少している。

③施設業務の今後について【意見3】

ヘルシーランド利用状況では、平成23年の東日本大震災により一時的に被災地域からの避難者や復興工事関係者の利用による増加があったものの、年々利用者数が減少している傾向にある。平成元年度の市の「指定管理者制度導入施設管理運営に関する評価シート」の総合評価で市は、「開館から約30年経過し老朽化しているものの、長期休館とならないようにメンテナンスを行い、施設の維持管理を行っていることは評価できる。近隣の類似施設との競合などによる外的要因もあるが、新規利用者の獲得に向

けたニーズに合った自主事業の展開、今後の施設の活性化の取り組みが課題である。」としている。今後の新規利用者の獲得に向け、市と現在の指定管理者の一層の努力も必要ではあるが、コロナ禍収束後でも近隣に公共、民間を問わず類似施設が増加したことによる競合の激化という外部要因も考えられるため、その状況を精査し、老朽化による修繕費等も嵩んでくること等も考慮し、必要に応じ規模の縮小、事業運営の見直し等も検討する必要があると考える。

ヘルシーランド利用状況

区分 年度	開館 日数	有料施設				無料施設			合計
		多目的 集会場	屋内 プール	サウナ	利用者計	屋内ゲート ボール場	バッティング ゴルフ場	利用者計	
平成3年度 ～19年度	5,792	788,003	1,438,405	308,264	2,534,672	128,615	3,216	131,831	2,666,503
平成20年度	343	46,616	66,956	12,665	126,237	7,082	27	7,109	133,346
平成21年度	344	45,924	68,201	12,572	126,697	6,704	30	6,734	133,431
平成22年度	318	44,552	63,979	11,597	120,128	6,556	3	6,559	126,687
平成23年度	327	46,987	57,454	12,651	117,092	6,712	-	6,712	123,804
平成24年度	342	46,650	68,368	13,649	128,667	7,314	-	7,314	135,981
平成25年度	340	45,853	67,374	13,902	127,129	7,523	-	7,523	134,652
平成26年度	344	47,276	71,082	14,373	132,731	7,429	-	7,429	140,160
平成27年度	344	43,679	71,784	13,244	128,707	6,755	-	6,755	135,462
平成28年度	338	40,278	75,061	13,356	128,695	6,151	-	6,151	134,846
平成29年度	333	39,246	64,680	13,491	117,417	5,787	-	5,787	123,204
平成30年度	343	39,926	61,636	13,125	114,687	4,516	-	4,516	119,203
令和元年度	343	39,250	59,353	13,423	112,026	3,824	-	3,824	115,850
令和2年度	256	23,318	33,167	0	56,485	2,788	-	2,788	59,273
累計	10,107	1,337,558	2,267,500	466,312	4,071,370	207,756	3,276	211,032	4,282,402

(出典：福島市清掃事業概要 令和3年度)

3 清掃総務費：公共便所の管理

(1) 公共便所の概要





市は、以下の通り、市内4カ所に公共便所を設置しており、各施設の維持管理を行っている。清掃業務については、福島市清掃事業協同組合に平成5年から委託しており、契約形態は随意契約となっている。マニュアルや内規は作成していないが、清掃時にトイレットペーパー等の予備を随時補充している。また、紛失などが頻発した時や設備の不具合は清掃時に連絡をもらい対応を行っている。必要な修繕は都度行っており、令和元年度には福島駅前公共便所について改修工事を実施している。

(2) 公共便所					
名称	所在地	建物構造	取得時期	建設時期	面積
◎紅葉山	杉妻町地内	壁式RC造・小屋組S造	S42.3.31	H4.3月	46.21㎡
八幡	飯坂町字八幡地内	コンクリート造	S45.12.16	S45.12月	3.42㎡
◎湯沢	飯坂町字湯沢地内	〃	S48.1.30	H6.3月	9.60㎡
◎福島駅前	柴町地内	鉄筋コンクリート造平屋建て洋瓦葺	H7.3.30	H7.3月	53.49㎡

◎：水洗化

(出典：清掃事業概要)





紅葉山公共便所

外観		内部	
			

八幡公共便所

外観		内部	
			

湯沢公共便所

外観		内部	
			

案内図



福島駅前公共便所

外観		内部	
			

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、現地確認、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・施設の維持管理は適切に行われているか
- ・施設の修繕は適切に行われているか
- ・施設は当初の目的どおりに利用されているか
- ・施設の運営コストは適切な水準か

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度(令和2年度)の清掃業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における清掃業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
施設の現場視察を実施するとともに、修繕工事や清掃業務委託契約に関する書類等を確認し、施設の維持管理や修繕が適切に行われているか、また、当初の目的どおり利用されており運営コストが適切な水準にあるかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
現地にある固定資産や備品の現物を視察し、固定資産台帳や備品台帳に登載され適切に管理されているか確認する。	(4) 監査の結果 参照

(4) 監査の結果

①事務取扱要領について【指摘1】

「福島市最低制限価格事務取扱要領」(以下、「事務取扱要領」という。)の第2条では、「最低制限価格を設定する工事は、原則として設計金額が130万円以上の競争入札に付す案件とする。」とされているが、令和元年度に実施された福島駅前公共便所建築改修工事2.4百万円や、福島駅前公共便所電気・換気設備改修工事2.5百万円(いずれも指名競争入札方式)について、最低制限価格が設定されていない。

契約検査課では、通常一定金額未満の工事契約については、事務取扱要領とは異なる運用をしており、事務取扱要領が条文どおりに適用されていない状況にある。

地方自治法施行令第167条の10第2項では、一般競争入札により工事又は製造その

他についての請負の契約を締結しようとする場合は最低制限価格を設けることができるとされており、また、同施行令第 167 条の 13 においては、指名競争入札の場合に当該規定が準用されることとされているため、指名競争入札に最低制限価格を設けることは可能であるが、一定金額以上の工事契約について最低制限価格の設定を強制することは求められていない。

したがって、事務取扱要領の条文を、実際の運用状況に合わせて変更することは可能であることから、条文どおりに業務が行われていない状況は早期に解消すべきと考える。

参考:地方自治法施行令

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするすることができる場合)

第 167 条の 10

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。

第 167 条の 13 第 167 条の 7 から第 167 条の 10 まで及び第 167 条の 10 の 2(第 6 項を除く。)の規定は、指名競争入札の場合について準用する。

②随意契約の理由について【指摘 2】

市は、清掃業務について福島市清掃事業協同組合と委託契約を締結しており、契約形態は随意契約となっているが、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な契約方法である。

地方自治法第 234 条第 2 項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしており、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が列举されている。

この点、福島市における清掃業務委託については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠に随意契約を締結しており、随意契約理由書においては、「福島市清掃事業協同組合は、一般廃棄物収集運搬業者(9社)で構成されており、公共便所の清掃業務は「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法」に基づく下水道の普及に伴う代替業務の一環として、平成 5 年度から委託している。このため本件は競争入札に付することは不利と認められるため」と、理由が記載されているが、競争入札に付することがどのように不利になるのかについての具体的な記載がない。また、上記特措法第 9 条

では、事業の転換に伴う職業のあっせんについて、自治体が措置を講ずるよう努めるものとされているが、委託開始から既に 30 年近く経過しており、現段階で同特措法を契約理由とすることには疑問が残る。

福島市における「随意契約ガイドライン」では、前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由にはならず、説明責任を果たすことが確認事項として記載されている。随意契約はあくまでも例外的な契約方法であり、かつ地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙される要件に該当する以外には適用できない。随意契約とする要件に合致した適切な理由を記載し、「随意契約ガイドライン」の定義及び要件を厳格に捉える必要がある。

参考：下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する特別措置法

(職業のあっせん等)

第 9 条 国又は地方公共団体は、一般廃棄物処理業等を行う者が合理化事業計画の定めるところにより事業の転換等を行う場合においては、当該事業の従事者について、職業訓練の実施、就職のあっせんその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

③八幡公共便所の必要性について【指摘 3】

八幡公共便所は、市の指定有形文化財に指定されている八幡神社（福島市飯坂町）に隣接しているが、神社正面ではなく西側の路地に位置しており、必ずしも良好な立地とは言えない。また、建設時期が昭和 45 年と、既に建設後 50 年以上が経過しており、他の公共便所に比べて老朽化が著しく、ひび割れや腐食も見られる。電灯も設置されておらず、水道も故障していること、案内図に掲載されていないこと等を勘案すると、利用頻度はかなり低いと考えられる。今後の修繕に要するコストやその後の維持管理コスト（年間 370 千円）を勘案すると、経済性や有効性の観点から問題があるといえ、早期に廃止を検討すべきと考える。



④湯沢公共便所の必要性について【意見 1】

湯沢公共便所は、日本最古の木造建築共同浴場として、地元の利用者の他に県外から

の観光客も多く訪れる鯖湖湯（福島市飯坂町）に隣接しているが、既に設置から 25 年以上が経過しており、老朽化が進行している。周辺には、市の指定管理施設である、観光文化交流施設旧堀切邸（平成 22 年開館）があり、敷地内には比較的新しいトイレ設備も備わっていることから、湯沢公共便所の必要性は建設当初の平成 6 年に比べて低下している。維持管理のためのコスト（年間 398 千円）や、利用状況、周辺環境の変化（建設当初は存在しなかった旧堀切邸の開館）による代替性を勘案すると、建設当初の目的に見合った成果は低下しており、経済性や有効性の観点から課題があるといえる。以上の点から、今後の利活用を検討すべきと考える。

⑤福島駅前公共便所における消耗品の管理について【意見 2】

施設内にあるトイレトーパー等の消耗品を確認したところ、予備も含めて整然と並べてあった。福島駅前公共トイレは清掃委託を行っており、清掃時にトイレトーパー等の予備を随時補充している。紛失などが頻発した時や設備の不具合は清掃時に委託業者より連絡を受け、対応している。消耗品の紛失が発生した際は張り紙等で対応を行い、以降の防止策を図っている。

しかし、トイレトーパー等の補充についてはマニュアルや内規は作成しておらず、消耗品の在庫管理は委託業者の裁量に任せており、受払簿の作成も行っていない。福島市の財務規則第 261 条第 1 項 1 号では、消耗品は物品出納簿への記載を省略することができる」とされている。

財務規則には消耗品は物品出納簿の記載は省略することができる」とされているが、消耗品の購入には市民の税金により調達するか、委託業者が購入しても、委託料に消耗品購入金額が反映されることとなる。今後は委託業者に受払簿の作成を依頼し業務完了報告の際に市に提出を求めるように仕様書を検討すること、またトイレトーパーの脇にマーカーにて福島市の所有である旨の記載することで盗難防止を図るなどの対応により、消耗品管理の向上を検討されたい。

福島市財務規則第 261 条（物品出納簿への記載の省略）第 1 項第 1 号

消耗品であり、かつ、収納後直ちに消費し、又は供用する物品については、物品出納簿への記載を省略することができる。

4 廃棄物対策費：報奨金・助成金

（1）概要

資源回収活動を奨励し、もって資源の再利用及びごみの減量を図ることを目的として自主的に資源回収活動を実施する P T A、町内会、子供会等市民団体に対する報奨金の交付と、資源回収に協力する回収事業者に対する助成金を交付している。

- 報奨金は、売却した有価物に対し、1 kg当たり 5 円。ただし、交付額は年間 50 万円を限度
- 助成金は、回数制は登録団体からの回収実施回数 1 回当たり 3,000 円。ただし、交付額は年間 20 万円を限度、従量制は、雑誌、段ボールは市況相場より、引き取り重量 1 kg 当たり 0～3 円の範囲で半年ごとに見直し、繊維・びんは引き取り重量 1 kg 当たり 3 円。ただし、交付額は年間 20 万円を限度

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・報奨金・助成金交付の方式及び相手方の選定は適切か
- ・報奨金・助成金の交付に合理性があるか
- ・申請方法、金額が明確になっているか
- ・申請額の算定方法は適切か
- ・報奨金・助成金の内容は適正な水準か
- ・報奨金・助成金の交付制度は周知が行われているか
- ・報奨金・助成金は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・報奨金・助成金の効果について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
集団資源回収に関する制度の概要を把握した。	特段の問題は見られなかった。
福島市集団資源回収報奨金及び助成金交付要綱を確認した。	特段の問題は見られなかった。
助成金の交付対象回収業者が集団資源回収業者登録を行っていること、市への集団資源回収の実施に関する念書を提出していることを確認した。	特段の問題は見られなかった。
特定の実施回から申請金額の最大の団体 1 件を抽出し、回収業者の集団資源回収集荷引取伝票、集団資源回収実績報告等が集荷区分別に適切に計算されていることを確認した。	特段の問題は見られなかった。

(4) 監査の結果

特段の問題は見られなかった。

5 廃棄物対策費：生ごみ処理容器購入費助成金

(1) 事業の概要

生ごみ処理容器の購入及び設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみ等の減量化及び資源の再利用に対する市民の意識の高揚を図るため、生ごみ処理容器（生ごみ堆肥化（コンポスト）容器、密閉型（ぼかし）容器、電動式生ごみ処理機等）の購入設置者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則及びこの要綱の定めるところにより予算の範囲内で助成金を交付する事業である。

具体的には補助金等交付申請書（様式第1号（第4条関係））により申請し、以下の条件を付して購入価格の2分の1（限度額2万円で100円未満の端数は切り捨て）が助成される。

（条件）

- 1 この助成金は、生ごみ処理容器の購入に対して交付するものです。
- 2 市よりアンケート調査等の依頼があった場合には、ご協力をお願い致します。
- 3 その他、福島市補助金等の交付等に関する規則及び福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱による。

平成29年度以降の実績は、以下のとおりである。

対象年度	助成額	件数	平均助成額
平成29年度	684,700円	88件	7,781円/件
平成30年度	645,900円	83件	7,782円/件
令和元年度	618,300円	91件	6,795円/件
令和2年度	941,100円	128件	7,352円/件

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・助成金交付の方式及び相手方の選定は適切か
- ・助成金の交付に合理性があるか
- ・申請方法、金額が明確になっているか
- ・申請額の算定方法は適切か
- ・助成金の内容は適正な水準か
- ・助成金の交付制度は周知が行われているか
- ・助成金は予定した行政目的達成に貢献しているか

- ・助成金の効果について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
生ごみ処理容器に関する制度の概要を把握した。	特段の問題は見られなかった。
福島市生ごみ処理容器購入費助成要綱、福島市補助金等の交付等に関する規則を確認した。	特段の問題は見られなかった。
個別に補助金交付申請書を確認し、申請者の署名、捺印、貼付されている領収書の確認、担当者、管理者の承認決裁を確認した。	(4) 監査の結果 参照
交付決定通知を確認した。	特段の問題は見られなかった。
平成 29 年度に実施したアンケート結果を確認した。	(4) 監査の結果 参照

(4) 監査の結果

①アンケートの実施について【意見 1】

当該助成金の交付に当たっては、市からアンケート調査等の依頼があった場合にはその協力に応じる条件が付されている。アンケートの実績を確認したところ、平成 29 年度（平成 28 年 4 月から平成 29 年 9 月まで）の間に助成を受けた延べ 121 名を対象に郵送にて実施しており、結果をまとめ評価している。これは、自治体に求められる PDCA サイクルに沿った対応であり、客観的な評価結果として望ましい対応である。しかし以降のアンケート調査は実施されていない。アンケートの実施、結果の集計にはコストを要するが、結果から得られる情報は、次年度以降の予算策定、方針の決定に非常に有用であり、何よりも現行実施している助成金の効果を測定することができる。今後も継続的にアンケートを実施することが望まれる。

②申請書の捺印について【意見 2】

補助金等交付申請書は、申請者が署名・捺印するとともに具体的な申請内容を記載する欄外に捺印を押印している。これは、後日、申請者の申請内容に誤りがあった場合、担当者が申請書の記載内容を修正することができること、申請者の負担を軽減することからの対応と考えられるが、申請書を受領した後、担当者に修正の裁量を与えることになるため、押印の意味を理解し、申請者に説明できるようにしておく必要がある。

6 廃棄物対策費：じん芥収集運搬業務委託

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託

委託業務名	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託		
	区域 1	区域 2	区域 3
契約金額（税込）	247,170,000 円	190,850,000 円	55,467,500 円
委託先	福島市環境サービス協業組合	福島市エコエリア協業組合	福島県北再生資源協業組合
委託先の組合員数	18 社	11 社	19 社
担当部局	環境部ごみ減量推進課		
契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特命随意契約 ・長期継続契約 <p>なお、本業務は、4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第 2 条第 3 号に該当する契約であるとしている。 （参考）福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 第 2 条第 3 号 「三 その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び毎年四月一日から物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける必要があるもので市長が特に認めるもの」</p>		
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号		
単年度 or 複数年度	単年度契約		
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	10 年超		
契約年月日	令和 2 年 3 月 27 日		
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日		

（1）業務委託の概要

一般廃棄物の処理は、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図るために、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条の 2 第 1 項に基づき市町村が行うこととされている。福島市が指定するごみ集積所に排出される一般廃棄物（可燃ごみ及び不燃ごみ）の収集と 2 箇所あるクリーンセンターへの運搬を受託先に業務委託している。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2（市町村の処理等）

第 1 項 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。）しなければならない。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	一般廃棄物収集運搬業務については、3 協業組合との随意契約により業務委託している。長期間にわたり 3 協業組合との特命随意契約が継続している状況にある（(4) 監査の結果参照）。 また、随意契約の採用に当たり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に定める「競争入札に付すことが不利と認められるとき」を根拠としている（(4) 監査の結果参照）。 なお、3 協業組合の財務内容の確認を契約検査課で実施しているとの回答を得ているが、包括外部監査人宛に確認結果の開示を要請したところ、財務内容の開示は出来ないとの回答があり 3 協業組合の財務内容については未検証となっている。
令和 2 年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 1 項において市町村が行うこととされているが、同法第 6 条の 2 第 2 項において市町村以外への外部委託も認められて

実施した手続	実施結果
	いる業務である。したがって、当該業務を外部委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思料する。
令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務については、令和2年3月27日付で3協業組合との契約締結について契約締結発議を行い、同日付で総額493,487,500円（税込）で契約している（（4）監査の結果 参照）。また、令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務については、予算配当額が493,932,000円（税込）となっており、金額は予算上明確になっている。
令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の委託料算出については、3協業組合に対する調査結果並びに過去からの人件費、物件費及び諸経費の積算根拠に基づき、パッカー車1台当たりの金額を算出し各協業組合が保有するパッカー車の台数を乗じて算出されている（（4）監査の結果 参照）。
令和2年度の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託については、年度開始前に契約した委託料が基本的に1年間継続している（消費税率の変更がある場合には変更契約を締結している。）。よって、業務コストの削減のためには委託料の積算過程が重要となってくるが、過去の予定価格の推移をみる限り業務コストの削減を意識しているとは考えられない（（4）監査の結果 参照）。
当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか	当該委託契約により廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処理が適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか	当該委託契約により、協業組合からは毎月各パッカー車の収集日数及び収集量を記載し

実施した手続	実施結果
	た「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務報告書」が提出され、業務の履行状況の報告が行われている。また、一般廃棄物収集運搬に関して住民からの苦情及び御礼を受け付け、協業組合にフィードバックしている（(4) 監査の結果 参照）。

(4) 監査の結果

①契約形態について【意見1】

福島市では、福島県北再生資源協業組合、福島市エコエリア協業組合、福島市環境サービス協業組合の3組合に対して、エリア別にそれぞれ一般廃棄物の収集運搬業務委託契約を締結している。契約については、平成11年度より一部民間委託、平成15年度には全面民間委託を導入し、委託契約当初より各収集業者と現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている状況にある。

長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在しないことで、不経済性となり得る可能性がある。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則とされ、随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第234条第2項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するとき限りでできることとされ、地方自治法施行令では第167条の2第1項各号において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。

清掃事業を考えた場合、廃棄物処理法において、単に経済性のみが重視されるものではなく、市民の生活環境や環境保全の維持の観点から、業務の継続性と安定的遂行が最も重要である。そのためには迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績が必要であることもまた事実であり、契約形態が例外的に特命随意契約となり得ることも理解できるところではあるが、福島市における収集運搬業務委託契約事務へのこれまでの対応を鑑みると、契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうっており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いていると言わざるを得ない。

地方自治法第234条第2項

(契約の締結)

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

②随意契約の採用理由について【指摘 1】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託は 3 協業組合との特命随意契約により行っているが、いずれの採用理由も地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」となっている。

【福島市環境サービス協業組合】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務（その 1）を委託するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項により市町村には、一般廃棄物（ごみ）の統括的な処理責任がある。そのため、一般廃棄物の処理を委託するに際しては、収集運搬業務の確実な履行を重視し、業務を遂行する上では衛生・美観・臭気等周辺環境への問題に対して配慮することが必要である。

上記必要性を充足するためには、法第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行が必要であり、福島市環境サービス協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、一般廃棄物収集運搬業の許可業者としてごみ収集に熟知しており、家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を根拠とする随意契約に基づき、福島市環境サービス協業組合との随意契約を依頼するものである。

【福島市エコエリア協業組合】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務（その 2）を委託するにあたって、し尿処理業者等の業務の安定化と適正な処分を確保するための「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」を基に、公共事業下水道整備事業などによる汲み取り戸数減少に伴う合理化事業の代替え業務とすること、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行について、福島市エコエリア協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を根拠とする随意契約に基づき、福島市エコエリア協業組合との随意契約を依頼するものである。

【福島県北再生資源協業組合】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務（その 3）を委託するにあたって、廃棄物の処理及び

清掃に関する法律（以下「法」という。）第 6 条の 2 第 1 項により市町村には、一般廃棄物（ごみ）の統括的な処理責任がある。そのため、一般廃棄物の処理を委託するに際しては、収集運搬業務の確実な履行を重視し、業務を遂行する上では衛生・美観・臭気等周辺環境への問題に対して配慮することが必要である。

上記必要性を充足するためには、法第 6 条の 2 第 2 項及び同法施行令第 4 条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行が必要であり、福島県北再生資源協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有していることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を根拠とする随意契約に基づき、福島県北再生資源協業組合との随意契約を依頼するものである。

しかしながら、それぞれの随意契約採用理由についての記載には、各協業組合が委託基準法令に適合していること及び家庭系一般廃棄物の収集運搬の経験を有していることのみ記載されており、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかの観点からの記載がない。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法において、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保するため競争入札が原則とされているところ、例外的に随意契約による取扱いが認められている。このため、随意契約による場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙されている要件に該当しない限り採用することはできない。したがって、例外的に認められている随意契約の採用理由については、地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。

③入札結果について【意見 2】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の過去 5 年間の予定価格、契約金額及び落札率の関係は以下のとおりで、落札率は 98%以上となっている。

【福島市環境サービス協業組合】（単位：円）

年度	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率
平成 28 年度	234,996,000	234,684,000	99.87%
平成 29 年度	235,884,000	235,818,000	99.97%
平成 30 年度	239,556,000	239,058,000	99.79%
令和 元年度	247,416,000	246,456,000	99.61%
令和 2 年度	247,488,000	247,170,000	99.87%

【福島市エコエリア協業組合】（単位：円）

年度	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率
平成 28 年度	181,404,000	179,280,000	98.83%
平成 29 年度	181,716,000	179,280,000	98.66%
平成 30 年度	184,440,000	183,600,000	99.54%

年度	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率
令和元年度	190,596,000	187,920,000	98.60%
令和2年度	190,956,000	190,850,000	99.94%

【福島県北再生資源協業組合】（単位：円）

年度	予定価格（税込）	契約金額（税込）	落札率
平成28年度	52,959,000	52,920,000	99.93%
平成29年度	52,980,000	52,974,000	99.99%
平成30年度	53,808,000	53,730,000	99.86%
令和元年度	55,536,000	55,134,000	99.28%
令和2年度	55,488,000	55,467,500	99.96%

落札率について妥当な範囲についての情報は持ち得ないが、落札率が概ね99%以上となっている事実については、契約形態が随意契約であるとは言え、業務の客観性、競争性及び経済性の観点からは違和感が残る結果となっている。これは3協業組合との特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられ、このような状況を改善していくことが望ましいと考える。

④ 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘2】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第15条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

行政一般 福島市文書取扱規程

第15条

起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項（保存期間）の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

第21条

決裁文書には、第17条（回議）第18条（他の部長又は課長等への合議）第19条（総務課長への合議）までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」

や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和4年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄についてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

⑤委託料の積算及び見直しについて【指摘3】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の委託料の積算については、過去から継続してきた算定方法に基づき行われているが、その算定方法を採用した根拠又は理由については引継ぎが行われていない。このため、実態と乖離している可能性があり、委託料の算定方法が硬直化していると考えられる。また、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の委託料の見直しは基本的に契約期間中に行われておらず、委託料削減の機会は委託料の積算時になると考えられる。

したがって、委託料の算定方法のみならずその算定方法を採用した根拠又は理由についても引継ぎを行うべきである。さらに、経済性及び効率性追求のためには、算定方法の根拠又は理由に変化がある場合には、算定方法の見直しを行う必要がある。

【過去5年間の予定価格（税抜）の推移】

（単位：円）

	福島市環境サービス協業組合	福島市エコエリア協業組合	福島県北再生資源協業組合	合計
平成28年度	217,588,889	167,966,667	49,033,333	434,588,889
平成29年度	218,411,111	168,255,556	49,055,556	435,722,222
平成30年度	221,811,111	170,777,778	49,822,222	442,411,111
令和元年度	229,088,889	176,477,778	51,422,223	456,988,890
令和2年度	224,989,091	173,596,364	50,443,637	449,029,092

⑥委託業務の評価について【意見3】

一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務の委託契約の履行状況の報告は、協業組合からは毎月各パッカー車の収集日数及び収集量を記載した「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務報告書」が提出されているが、1日当たりの稼働状況の報告は行われていない。当該委託業務の委託料の積算は各パッカー車別の発生経費の積上げ計算により行われていることから、各パッカー車の1日当たりの稼働状況も加味することにより、委託料の削減に繋がるものと思料する。

⑦書類の綴り込みについて【意見4】

監査の過程で「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務報告書」を閲覧していたところ、

令和2年8月分の「一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務報告書」が「令和2年度 一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務委託関係」ではなく「令和2年度 資源物収集運搬業務委託関係」綴りに綴られていた。今後は書類の綴り込みに留意する必要がある。

7 廃棄物対策費：資源物収集運搬業務委託

委託業務名	資源物収集運搬業務委託		
	区域1	区域2	区域3
契約金額（税抜）	107,000,000 円	108,000,000 円	108,050,000 円
委託先	福島県北再生資源協業組合	福島市エコエリア協業組合	福島市環境サービス協業組合
委託先の組合員数	19 社	11 社	18 社
担当部局	環境部ごみ減量推進課		
契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特命随意契約 ・長期継続契約 <p>なお、本業務は、4月1日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第2条第3号に該当する契約であるとしている。</p> <p>（参考）福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 第2条第3号</p> <p>「三 その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び毎年四月一日から物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける必要があるもので市長が特に認めるもの」</p>		
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号		
単年度 or 複数年度	単年度契約		
基準年度末現在における同一契約先との契約年数	10年超		
契約年月日	令和2年3月27日		
契約完成期限	令和3年3月31日		

（1）業務委託の概要

福島市では、ごみの減量化、資源化を推進するため、資源物（缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装）の分別収集をおこなっており、資源物は、あらかじめクリーンセンター資源化工場及びあぶくまクリーンセンター資源化工場で選別、回収され、再資源化されている。その他の資源物として紙類（新聞紙・折込チラシ、雑誌・本、ダンボール、紙パック、その他の紙製容器包装）については、市の指定する古紙回収業者へ引き渡される。

これらの資源物収集運搬について、福島市では平成 19 年 4 月に一部民間委託を導入し、平成 21 年 4 月より全面民間委託をしている。現在までに、3 協業組合にエリア別で資源物収集運搬業務委託している。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の資源物収集運搬業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	<p>福島市では、上記 3 協業組合に対して、エリア別にそれぞれ資源物収集運搬業務について委託契約を締結している。契約については、平成 19 年 4 月より一部民間委託、平成 21 年 4 月には全面民間委託を導入し、導入以降、同一先と長期間の特命随意契約が継続的に行われている状況にある（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>また、随意契約の採用に当たり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に定める「競争入札に付すことが不利と認められるとき」を根拠としている（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>なお、3 協業組合の財務内容の確認を契約検査課で実施しているとの回答を得ているが、包括外部監査人宛に確認結果の開示を要請したところ、財務内容の開示は出来ないとの</p>

実施した手続	実施結果
	回答があり 3 協業組合の財務内容については未検証となっている。
令和 2 年度の資源物収集運搬業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 1 項において市町村が行うこととされているが、同法第 6 条の 2 第 2 項において市町村以外への外部委託も認められている業務である。したがって、当該業務を外部委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思料する。
令和 2 年度の資源物収集運搬業務委託に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	令和 2 年度の資源物収集運搬業務については、令和 2 年 3 月 27 日付で 3 協業組合との契約締結について契約締結発議を行い、同日付で総額 355,355,000 円（税込み）にて契約している（(4) 監査の結果 参照）。 また、令和 2 年度の資源物収集運搬業務については、予算配当額が 355,740,000 円（税込み）となっており、金額は予算上明確になっている。
令和 2 年度の資源物収集運搬業務委託を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	令和 2 年度の資源物収集運搬業務の委託料算出については、3 協業組合に対する調査結果並びに過去からの人件費、物件費及び諸経費の積算根拠に基づき、パッカー車 1 台当たりの金額を算出し各協業組合が保有するパッカー車の台数を乗じて算出されている（(4) 監査の結果 参照）。
令和 2 年度の資源物収集運搬業務委託を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	資源物収集運搬業務委託については、年度開始前に契約した委託料が基本的に 1 年間継続している（消費税率の変更がある場合には変更契約を締結している。）。よって、業務コストの削減のためには委託料の積算過程が重要となってくるが、過去の予定価格の推移をみる限り業務コストの削減を意識しているとは考えられない（(4) 監査の結果 参照）。
当該委託契約は予定した行政目的達成に	当該委託契約により廃棄物処理法に基づく

実施した手続	実施結果
貢献しているか。	一般廃棄物の収集、運搬及び処理が適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	当該委託契約により、協業組合からは毎月各パッカー車の収集日数及び収集量を記載した「資源物収集運搬業務報告書」が提出され、業務の履行状況の報告が行われている。また、資源物収集運搬に関して住民からの苦情及び御礼を受け付け、協業組合にフィードバックしている（(4) 監査の結果 参照）。

(4) 監査の結果

①契約形態について【意見 1】

福島市では、福島県北再生資源協業組合、福島市エコエリア協業組合、福島市環境サービス協業組合の 3 組合に対して、エリア別にそれぞれ資源物の収集運搬業務委託契約を締結している。契約については、平成 19 年 4 月より一部民間委託、平成 21 年 4 月には全面民間委託を導入し、委託契約当初より各収集業者と現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている状況にある。

長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在しないことで、不経済性となり得る可能性がある。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則とされ、随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第 234 条第 2 項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するとき限りでできることとされ、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。

地方自治法第 234 条第 2 項（契約の締結）

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

清掃事業を考えた場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）において「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められており、単純に経済性のみが重視されるものではなく、市民の生活環境や環境保全の維持の観点から、業務の継続性と安定的遂行が最も重要である。そのためには迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績が必要であることもまた事実であり、契約形態が例外的に特命随意契約となり得ることも理解できるところではあるが、福島市における収集運搬業務委託契約事務へのこれまでの対応を鑑みると、契約当初より各協業組合との特命随意契約が前提となってしまうしており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いていると言わざるを得ない。

②随意契約の採用理由について【指摘1】

随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第234条第2項において、政令で定める場合に該当するときに限りできることとされ、地方自治法施行令では第167条の2第1項各号において、随意契約によることができる場合が限定列举されている。

福島市における資源物運搬業務委託は3協業組合との特命随意契約によっており、いずれの採用理由も地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付すことが不利と認められるとき」となっているが、随意契約を締結する理由について、随意契約理由書を確認したところ、下記のように記載されていた。

【福島県北再生資源協業組合】

資源物収集運搬業務（その1）を委託するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第1項により市町村には、一般廃棄物（ごみ）の統括的な処理責任がある。そのため、一般廃棄物の処理を委託するに際しては、収集運搬業務の確実な履行を重視し、業務を遂行する上では衛生・美観・臭気等周辺環境への問題に対して配慮することが必要である。

上記必要性を充足するためには、法第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行が必要であり、福島県北再生資源協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、ごみの減量化、リサイクル運動の柱である集団資源物回収活動の推進と回収業者の育成強化を図ってきた実績により資源物収集運に熟知していることから、地方自治法施行令第167の2第1項第6号を根拠とする随意契約に基づき、福島県北再生資源協業組合との随意契約を依頼するものである。

【福島市エコエリア協業組合】

資源物収集運搬業務（その2）を委託するにあたって、し尿処理業者等の業務の安定化と

適正な処分を確保するための「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」を基に、公共事業下水道整備事業などによる汲み取り戸数減少に伴う合理化事業の代替え業務とすること、また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行について、福島市エコエリア協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、家庭系資源物の収集運搬の経験を有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠とする随意契約に基づき、福島市エコエリア協業組合との随意契約を依頼するものである。

【福島市環境サービス協業組合】

資源物収集運搬業務（その3）を委託するにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条の2第1項により市町村には、一般廃棄物（ごみ）の統括的な処理責任がある。そのため、一般廃棄物の処理を委託するに際しては、収集運搬業務の確実な履行を重視し、業務を遂行する上では衛生・美観・臭気等周辺環境への問題に対して配慮することが必要である。

上記必要性を充足するためには、法第6条の2第2項及び同法施行令第4条の基準である迅速かつ円滑な収集運搬のための設備保有、財政的基盤、相当の経験等や、道路網の熟知、収集日・ごみ分別の区分、業務の継続的・安定的遂行が必要であり、福島市環境サービス協業組合は、委託基準法令に適合しており、また、一般廃棄物収集運搬業の許可業者としてごみ収集に熟知しており、家庭系資源物の収集運搬の経験を有していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠とする随意契約に基づき、福島市環境サービス協業組合との随意契約を依頼するものである。

それぞれの随意契約採用理由についての記載には、各協業組合が委託基準法令に適合していること及び資源物収集運搬の実績、経験、知識を有していること記載されており、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかについて随意契約理由書には具体的な記載が見当たらない。

また、福島市においては、随意契約に関して「随意契約ガイドライン」を制定し、個別の案件ごとに特殊性、経済的合理性、緊急性等について、契約内容を客観的、総合的に判断し適正かつ円滑な運用を確保し、市民を始めとするステークホルダーに対する説明責任を果たし、発注課ごとに各々であった随意契約の運用を一律にするため、随意契約に関する福島市の標準的な解釈・指針を示している。ガイドラインにおいても、前例があるから、業務等に精通している、納入実績があるという理由だけでは随意契約の理由にはならないことが明記されている。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法において、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保するため競争入札が原則とされているところ、例外的に随意契約による取扱いが認められている。このため、随意契約による場合、地方自治法施行令第167条

の 2 第 1 項に列挙されている要件に該当しない限り採用することはできない。したがって、例外的に認められている随意契約の採用理由については、地方自治法施行令の趣旨に合致するように記載すべきである。

③入札結果について【意見 2】

資源物収集運搬業務の過去 5 年間の予定価格、契約金額及び落札率の関係は以下のとおりで、落札率概ね 99%となっている。

福島県北再生資源協業組合

(単位：円、税抜)

年度	予定価格 (税抜)	契約金額 (税抜)	落札率
平成 28 年度	103,222,223	103,200,000	99.98%
平成 29 年度	104,266,667	104,100,000	99.84%
平成 30 年度	105,555,556	105,400,000	99.85%
令和 元年度	108,333,334	107,100,000	98.86%
令和 2 年度	107,029,091	107,000,000	99.97%
5 年 平 均	105,681,374	105,360,000	99.70%

福島市エコエリア協業組合

(単位：円、税抜)

年度	予定価格 (税抜)	契約金額 (税抜)	落札率
平成 28 年度	104,811,112	104,500,000	99.70%
平成 29 年度	105,711,112	104,500,000	98.85%
平成 30 年度	107,111,112	105,500,000	98.50%
令和 元年度	110,200,000	107,500,000	97.55%
令和 2 年度	108,283,637	108,000,000	99.74%
5 年 平 均	107,223,395	106,000,000	98.86%

福島市環境サービス協業組合

(単位：円、税抜)

年度	予定価格 (税抜)	契約金額 (税抜)	落札率
平成 28 年度	104,555,556	104,400,000	99.85%
平成 29 年度	104,266,667	104,100,000	99.84%
平成 30 年度	106,844,445	106,650,000	99.82%
令和 元年度	109,800,000	108,600,000	98.91%
令和 2 年度	108,087,273	108,050,000	99.97%
5 年 平 均	106,710,788	106,360,000	99.67%

落札率について妥当な範囲についての情報は持ち得ないが、落札率が概ね 99%以上となっている事実がある。契約形態が随意契約であるとは言え、落札額 (契約額) が予定価格に極めて近似しており、客観的に見れば委託業者の選定手続の契約事務の妥当

性や経済性・効率性が損なわれているのではないかと違和感が残る結果となっている。これは 3 協業組合との特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられ、このような状況については改善していくことが望ましいと考える。

④ 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘 2】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていないものが散見された。さらに、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。これら以外にも、発議書には空欄が散見されたが、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要な箇所があった。

行政一般 福島市文書取扱規程

（文書分類記号等の表示）

第 15 条 起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

（決裁年月日）

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子起案・決裁システムが整備され、電子システムによる起案となり、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないと考えられるものの、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載を要する理由をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続を運用していく必要がある。

⑤ 委託料の積算及び見直しについて【指摘 3】

資源物収集運搬業務の委託料の積算については、過去から継続してきた算定方法に基づき行われているが、その算定方法を採用した根拠又は理由については引継ぎが行われていない。このため、実態と乖離している可能性があり、委託料の算定方法が硬直化していると考えられる。また、資源物収集運搬業務の委託料の見直しは基本的に契約期間中に行われておらず、委託料削減の機会が委託料の積算時になると考えられる。

したがって、委託料の算定方法のみならずその算定方法を採用した根拠又は理由についても引継ぎを行うべきである。さらに、経済性及び効率性追求のためには、算定方法の根拠又は理由に変化がある場合には、算定方法の見直しを行う必要がある。

【過去5年間の予定価格（消費税抜き）の推移】 (単位：円、税抜)

年度	福島県北再生資源協業組合	福島市エコエリア協業組合	福島市環境サービス協業組合	合計
平成 28 年度	103,222,223	104,811,112	104,555,556	312,588,891
平成 29 年度	104,266,667	105,711,112	104,266,667	314,244,446
平成 30 年度	105,555,556	107,111,112	106,844,445	319,511,113
令和 元 年度	108,333,334	110,200,000	109,800,000	328,333,334
令和 2 年度	107,029,091	108,283,637	108,087,273	323,400,001

⑥委託業務の評価について【意見3】

資源物収集運搬業務の委託契約の履行状況の報告は、協業組合からは毎月各パッカー車の収集日数及び収集量を記載した「資源物収集運搬業務報告書」が提出されているが、1日当たりの稼働状況の報告は行われていない。当該委託業務の委託料の積算は各パッカー車別の発生経費の積上げ計算により行われていることから、各パッカー車の1日当たりの稼働状況も加味することにより、委託料の削減に繋がるものと思料する。

8 災害関連費：台風19号に伴う被災家屋等解体事業等

(1) 業務委託の概要

市は令和元年10月の台風19号の被災に見舞われたが、それに伴う生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止、生活再建支援を図ることを目的として、被災家屋等の解体処理、被災家屋等のアスベスト含有調査とその除去処理、解体事業に係る災害廃棄物処理を行うことをその内容とする。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か

- ・委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いが正確かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託先では業務コストの削減努力が行われているかを確認した。 令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照

(4) 監査の結果

①契約書への再委託条項の記載について【指摘】

今回の場合、緊急を要したため、主として福島県北鳶土木業協同組合に全体の調整業

務等を委託し、具体的解体業務は組合から建設・土木業者に再委託されるという形をとった。したがって、組合との契約は請負ではなく準委任契約であり、このような場合、通常、契約書約款等で再委託の扱いについて何等かの記載が必要と考えられるが、契約書でその記載がなかった。以下他市の例であるが、今後同様な事象が起こった場合、記載するよう十分留意する必要がある。

＜他市の委託契約書約款ガイドライン（市の一括再委託の禁止）の例＞

第 5 条	契約の相手方は、この契約に係る履行の全部または発注者が設計図書等で指定した主要な部分を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。
2	契約の相手方は、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により発注者の承認を得なければならない。
3	前 2 項の規定に関わらず、緊急その他やむを得ない事情があると認められるときは、業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせることができる。この場合において、当該発注者に対する書面による承諾は、事後によることができる。
4	発注者は指定または認める軽微な部分を委任し、または請け負わせようとするときは、承認を要しないものとする。

②支払内容について【意見】

再委託先の一つである北東物産は、金属くずを処理した場合売却収入を得ているが、令和 3 年 6 月処理分では金属くず 5,920t（管理伝票及び災害廃棄物処理業務等完了届より）が発生、その内売却したものは 5,900t（御支払明細書より）であり、残渣 20 t 分に関しては 6 月 1 日処理日の仕入伝票上ダスト引となっている。この 20 t 分について協会は請求書内訳には含めず市も支払をしていないが、仮に残渣について 3 者間で支払わないことに関し合意ができていたとしても、処理量に応じて支払うことが原則と考えられ、かつ緊急災害発生時の業務処理を引き受けていることを鑑みれば、市として積極的に再委託業者に支払うことを考えても良かったものと思われる。今後同様なケースが生じた場合十分に検討して頂きたい。

9 災害関連費：台風 19 号により被災した家屋等の対象物に存するアスベストの撤去・処分業務

委託業務名	台風 19 号に係る被災家屋等解体処理に伴うアスベスト撤去業務委託
担当部局	環境部ごみ減量推進課
契約方法	随意契約
随意契約適用号	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
契約金額	60,423,000 円（税込）
委託先	東日本ユニットサービス株式会社

	契約金額（税込）	契約締結日	業務完了日
その 10	8,360,000 円	令和 2 年 11 月 16 日	令和 3 年 2 月 1 日
その 14	14,080,000 円	令和 2 年 7 月 1 日	令和 2 年 8 月 31 日
その 19	1,210,000 円	令和 2 年 6 月 1 日	令和 2 年 7 月 17 日
その 29	9,350,000 円	令和 2 年 8 月 12 日	令和 2 年 9 月 24 日
その 34	4,070,000 円	令和 2 年 9 月 7 日	令和 2 年 10 月 16 日
その 42	4,070,000 円	令和 2 年 9 月 18 日	令和 2 年 11 月 4 日
その 46	8,470,000 円	令和 2 年 12 月 1 日	令和 3 年 2 月 25 日
その 48、49	2,728,000 円	令和 2 年 12 月 1 日	令和 3 年 2 月 10 日
その 53	8,085,000 円	令和 2 年 12 月 1 日	令和 3 年 2 月 10 日
合計	60,423,000 円		

（1）業務委託の概要

当該業務委託については、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援のため速やかに解体処理する必要がある。アスベスト検査により外壁及び内壁にアスベスト含有が確認された家屋のため解体前にアスベストの撤去処理が必要になった。

随意契約の適用号 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の必要により競争入札に付することができないとき）

<随意契約とした理由>

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当することから、緊急にアスベストの撤去処理施行が可能な者と随意契約を依頼する。

（2）監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切かを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いが正確かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託先では業務コストの削減努力が行われているかを確認した。 令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。

(4) 監査の結果

①落札率について【意見】

業務委託に先立ち、4者から参考見積書を徴取し、設計金額の積算に当たっては最低見積価格業者の金額を予定価格としている。見積合わせにおいても複数者が入札に参加したものの、参考見積書提出業者のうち、最低見積金額を提示した業者が参考見積金額と同額で落札した（落札率100%）。

今回の業務は、災害からの復興という特に緊急性を要する業務であることから、落札

率 100%でもやむを得ないと言えるが、異常な状況であることを認識したうえで、次回、同様の業務が発生した際には、独自に設計積算ができるように知見を有しておくことが望まれる。

② 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した委託期間変更に関する決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていなかった。さらに、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。これら以外にも、発議書には空欄が散見されたが、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要な箇所があった。

行政一般 福島市文書取扱規程

（文書分類記号等の表示）

第 15 条 起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

（決裁年月日）

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子起案・決裁システムが整備され、電子システムによる起案となり、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないと考えられるものの、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載を要する理由をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続を運用していく必要がある。

10 衛生処理組合負担金

（1）概要

福島市内の浄化槽から発生する汚泥やし尿の処理は福島市のほか、一部事務組合が下表のとおり担っている。

<一部事務組合により行われている清掃業務>

(令和3年3月31日現在)

区分 区域	行政人口	行政世帯数	業者数	車台数	従業員数	管轄
飯坂・松川・飯野 地区を除く全市内	人 235,099	世帯 107,135	社 10	台 22	人 58	福島市
飯坂地区	20,477	9,053	4	24	20	伊達地方衛生処理組合
松川地区	13,502	5,637	3	7	13	川俣方部衛生処理組合
飯野地区	5,219	1,957	2	6	8	
計	274,297	123,782	19	59	99	

(出展：福島市清掃事業概要 令和2年度実績)

一部事務組合は地方自治法第 284 条に定める地方公共団体であり、同法同条第 2 項は、「普通地方公共団体及び特別区は、第六項の場合を除くほか、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につき執行機関の権限に属する事項がなくなったときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。」と規定している。すなわち、複数の普通地方公共団体等が行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する特別地方公共団体である。

福島市は上述の表にある一部地区において、隣接する市町村の衛生処理組合にごみ処理及びし尿の処理を委託し、分賦金を四半期ごとに支払いを行っており、期別に届く通知と納付書により支出している。監査年度及び過去三年間の分賦金は以下の通り。

1. 一般会計（伊達地方衛生処理組合） (単位：千円)

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
伊達市	34,569	35,095	34,695	35,668
桑折町	6,481	6,578	6,500	6,841
国見町	4,852	5,047	5,045	5,175
福島市	4,919	4,924	4,682	4,639
川俣町	4,931	5,108	4,998	4,988
計	55,752	56,752	55,920	57,311

2. し尿処理事業特別会計（伊達地方衛生処理組合）

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
伊達市	155,291	153,015	161,794	157,332
桑折町	28,039	27,415	28,650	29,284
国見町	22,314	23,103	24,684	24,302
福島市	58,065	57,745	59,824	56,652
川俣町	0	0	0	0
計	263,709	261,278	274,952	267,570

3. ごみ処理事業特別会計（伊達地方衛生処理組合）

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
伊達市	177,386	184,022	200,856	200,793
桑折町	33,100	35,102	38,639	38,585
国見町	23,671	24,930	27,508	27,202
福島市	0	0	0	0
川俣町	39,717	41,927	45,175	44,074
計	273,874	285,981	312,178	310,654

4. 伊達地方衛生処理組合分賦金期別納額表（総括表）

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
伊達市	367,246	372,132	397,345	393,793
桑折町	67,620	69,095	73,789	74,710
国見町	50,837	53,080	57,237	56,679
福島市	62,984	62,669	64,506	61,291
川俣町	44,648	47,035	50,173	49,062
計	593,335	604,011	643,050	635,535

5. 川俣方部衛生処理組合負担金

市町名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
川俣町	53,251	53,648	54,220	54,220
福島市	68,266	68,266	68,266	71,684
計	121,517	121,914	122,486	125,904

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・一部事務組合は負担金の支払対象として適切か、公益上の必要性はあるか。
- ・負担金の申請、決定、納入等の手続は定められた手順によっているか。
- ・負担金の金額算定及び納入時期は適切か。
- ・一部事務組合からの実績報告は適切か。
- ・一部事務組合への指導・監督は適切か。
- ・一部事務組合への効果測定及びフィードバックは適切か。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の衛生処理組合負担金に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における衛生処理組合負担金に関する書類を確認し、委託理由に合理性が	(4) 監査の結果 参照

実施した手続	実施結果
あるかを確認した。	
令和2年度における衛生処理組合負担金に関する書類を確認し、衛生処理組合に対する負担金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
令和2年度における衛生処理組合負担金を確認し、負担金の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(4) 監査の結果 参照
令和2年度における衛生処理組合負担金に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	特段の問題は見られなかった。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	特段の問題は見られなかった。(会議結果報告、決算書)

(4) 監査の結果

①決裁年月日の未記入について【指摘1】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されておらず、内部規程に反している実態があった。「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

②令和2年度の負担率の誤表記について【指摘2】

福島市の飯坂地区は隣接する伊達地方衛生処理組合にし尿処理を委託している。組合の構成市町である福島市は組合賦課金をし尿処理実績に応じて年4期に分割して支払いを行っており、期別に届く通知と納付書により支出している。伊達地方衛生処理組合から受領する「平成31年度伊達衛生処理組合分賦金について（通知）」の別紙である「令和元年度伊達地方衛生処理組合会計別分賦金期別納額表」より、し尿処理事業特別会計の福島市の負担金の割合を算定すると21.75%となっている。これに対し、福島市清掃事業概要 令和2年度（令和元年度実績）のP.43では令和元年度福島市負担率は21.36%と記載していた。

当該差異の理由は、福島市清掃事業概要の負担率を誤って掲載してしまったことである。令和元年度伊達地方衛生処理組合し尿処理事業特別会計歳入歳出決算

書には P.19 にある 2.令和元年度組合分賦金市町村別内訳、費目別内訳が記載されている。組合を構成する市町村の分賦金の内訳は経常費分と公債費分で構成されているのに対し、福島市清掃概要に記載した負担率はし尿処理特別会計の分賦金の経常費分のみの割合であった。

福島市清掃事業概要は福島市のホームページに市民を含め一般に公表している資料である。今後、市民に公開している資料については、転記する元資料との整合性を十分確認する体制を整える必要がある。

11 使用済小型家電リサイクル

(1) 事業概要

平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、平成 27 年 2 月より使用済小型家電のリサイクルを始めた。いままで不燃ごみとして家庭から出されていた携帯電話やデジタルカメラ等の小型家電を回収し、使用済小型電子機器等に含まれるアルミ、金や銀などの貴金属やレアメタルなどがリサイクルされずに埋め立てられていることへの対応として、市内の公共施設や民間商業施設に回収ボックスを設置（合計 40 箇所）し、使用済小型電子機器等を対象として再資源化やごみの減量化を進めている。

その後、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が、東京 2020 大会で使用するメダルを、使用済みの小型家電から抽出したリサイクル金属で製作する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」を開始した。東京 2020 大会の野球・ソフトボール競技の一部が開催される福島市でも、メダルプロジェクトへの協力要請が環境省からあったこともあり参加自治体に加入した。その際、福島市では使用済小型家電リサイクルについて当初は別の業者に委託していたが、メダルプロジェクトの参加に伴い、最寄りの認定事業者に回収委託を検討し、現在の業者と委託契約を締結している。福島市は当初の業者と協議し、メダルプロジェクト終了後も継続を依頼していたが、有償での引き取りとなる可能性もあったため、無償で引き取りを行う現在の業者と契約を継続している。



(写真：監査人撮影)

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲

覧することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の使用済小型家電リサイクル業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）の使用済小型家電リサイクル業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）の使用済小型家電リサイクル業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和2年度）の使用済小型家電リサイクル業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(1) 事業概要 参照
監査対象年度（令和2年度）の使用済小型家電リサイクル業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	(1) 事業概要 参照
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	特段の問題は見られなかった。
委託成果品の検査及び委託契約の履行につ	特段の問題は見られなかった。

実施した手続	実施結果
いて適時、適切に確かめられているか。	

(4) 監査の結果

①委託業者選定のプロセスについて【意見】

福島市財務規則では随意契約による契約の場合、契約の種類に応じ、各号に限度額を記載している。

<p>第四節 随意契約</p> <p>(随意契約による場合の予定価格の限度額)</p> <p>第 185 条 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 工事又は製造の請負 百三十万円</p> <p>二 財産の買入れ 八十万円</p> <p>三 物件の借入れ 四十万円</p> <p>四 財産の売払い 三十万円</p> <p>五 物件の貸付け 三十万円</p> <p>六 前各号に掲げるもの以外のもの 五十万円</p>

いわゆる少額の契約については、契約の種類に応じた一定金額以内のものについて、随意契約によることができるとされており、その例示が福島市財務規則第 185 条に記載されている。したがって、無償の場合であっても少額契約に該当し、福島市随意契約ガイドライン及び契約に係る留意事項に基づき契約締結を進める必要がある。

当該業務委託の契約書類を閲覧したところ、現在委託している業者との会議打合せ等議事録、見積書、仕様書及び取引契約書は保管しているが、随意契約理由書や委託概要書は確認できなかった。使用済小型電子機器取引仕様書の 5.引渡しに係る費用には「(1)に引渡しの際の運搬に関しては見積書のとおりとする。」との記載があり、見積書には委託業者が指定している対象品目の小型家電について回収・再資源化を無償で引き受ける旨の記載がある。

無償で引き渡す業務のため、福島市の随意契約ガイドラインや契約に係る留意事項に沿って、省略が可能な手続もある。福島市の財務規則には以下の条文もある。

<p>(見積書の徴取)</p> <p>第 188 条 契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、予定価格十万円未満の場合を除くほか、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約の目的上二人以上から同種の見積書を徴することが適当でなく、かつ、その必要がないと認めるときは、一人の見積書にとどめることができる。</p>
--

2 前項の規定にかかわらず、契約の内容又は性質上見積書を徴することが適当でないと思われるときは、見積書を徴しないことができる。

ただし、無償の取引であっても財務規則第 185 条に例示する少額契約に該当するため、福島市財務規則に定める契約手続を遵守し、省略が可能な手続もその旨を書面に記載して保管すべきである。少額取引の随意契約に該当する以上、委託業者の選定に関する手続は行う必要があり、随意契約理由書は作成すべきである。特定の業者と契約を行うことは、当該業者に便宜を図っていると市民から疑念を抱かれる恐れもあるため、市民への説明責任を果たす必要がある。

第4章 廃棄物対策課

第1 財務推移状況

1 決算総括表

平成30年度に中核市移行に伴って、福島県が行っていた業務を市が実施

(単位：円)

区分	歳入				
	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
平成30年度	12,138,000	12,240,400	12,240,400	0	0
令和元年度	12,679,000	12,781,200	12,781,200	0	0
令和2年度	13,774,000	13,963,000	13,963,000	0	0

(単位：円)

区分	歳出				
	①予算減額	②支出済額	③翌年度繰越額	④不用額	②÷①
平成30年度	17,848,000	15,191,309	0	2,656,691	85.1%
令和元年度	17,284,000	14,557,675	0	2,726,325	84.2%
令和2年度	38,936,000	34,219,860	0	4,716,140	87.9%

2 歳入決算

(単位:円)

款	項	目	節	細節	平成30年度	令和元年度	令和2年度
14	使用料及び手数料				962,400	1,781,200	2,963,000
	2	手数料			962,400	1,781,200	2,963,000
		3	衛生手数料		962,400	1,781,200	2,963,000
			2	清 掃 手 数 料	962,400	1,781,200	2,963,000
				(1)廃棄物処理 等 手 数 料	962,400	1,781,200	2,963,000
16	県支出金				11,278,000	11,000,000	11,000,000
	2	県補助金			11,278,000	11,000,000	11,000,000
		3	衛生費県補助金		11,278,000	11,000,000	11,000,000
			1	保健衛生費 補助金	11,278,000	11,000,000	11,000,000
				(8)産業廃棄物処理安全確認 支 援 事 業 費 補 助 金	278,000	0	0
				(9)産業廃棄物税 交 付 金	11,000,000	11,000,000	11,000,000
	合			計	12,240,400	12,781,200	13,963,000

3 歳出決算

(単位:円)

款	項	目	細目	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4	衛生費			15,191,309	14,557,675	34,219,860
	1	保健衛生費		7,740,653	7,871,445	7,853,532
		6	環境衛生費	7,740,653	7,871,445	7,853,532
			7 産業廃棄物 対 策 費	7,740,653	7,871,445	7,853,532
	2	清掃費		7,450,656	6,686,230	26,366,328
		2	じん芥処理費	7,450,656	6,686,230	26,366,328
			1 廃 棄 物 対 策 費	7,450,656	6,686,230	26,366,328
	合		計	15,191,309	14,557,675	34,219,860

増減理由

令和2年度の清掃費/じん芥処理費/廃棄物対策費については、PCB 安定器掘り起こし調査事業費における調査業務委託料 19,800 千円により歳出が大幅に増額となっている。

福島市は中核市移行に伴って、平成30年度に福島県が行っていた以下の業務が移譲された。

○廃棄物処理施設設置の許可、産業廃棄物収集運搬業（一部）及び処分業の許可、産業廃棄物の適正処理指導

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の保管・処分の状況に関する届出

○使用済自動車の再資源化に関する法律に基づく引取業者、フロン類回収業者の登録及び解体業、破碎業の許可業務を実施

第2 監査結果及び意見

1 産業廃棄物対策費：廃棄物関係分析業務委託

(1) 事業の概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて立入調査を実施し、廃棄物の処理

が適正に行われているかを確認すると共に、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく維持管理基準を満たしているか及び協定の順守状況を確認するために産業廃棄物処理施設等における水試料、廃棄物試料等の分析業務を委託するもの。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(立入検査)

第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	8 者（うち 1 者辞退）による指名競争入札により最低入札価格を提示した 1 者が落札し業務委託契約を締結している。

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）における廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	水試料、廃棄物試料等の分析業務である。
監査対象年度（令和 2 年度）における廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	業務委託に係る契約締結依頼発議を行い、契約締結している。予算配当額も明確になっている。（（4）監査の結果 参照）
監査対象年度（令和 2 年度）における廃棄物関係分析業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	参考見積書により積算し、予定価格を設定している。（（4）監査の結果 参照）
監査対象年度（令和 2 年度）における廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	落札率は 100% である。（（4）監査の結果 参照）
監査対象年度（令和 2 年度）の廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	関係法令に基づく分析業務であり、行政目的達成に貢献している。
監査対象年度（令和 2 年度）の廃棄物関係分析業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	減額変更を 1 回行っているが、履行期日に完成届が提出され、同日付で完了確認している。

（4）監査の結果

① 決裁年月日の未記入について【指摘】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていない発議書が複数あり、内部規程に反している実態があった。

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

<p>福島市文書取扱規程第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする</p>

②積算方法について【意見】

設計書の積算金額と委託金額が同額となっている。これは、設計書を積算するにあたり参考見積書を徴取しているが、見積項目が分析、試験の検体数に基づく単価となっていることから市独自で積算を考慮することができない見積書であり落札率 100%となっている。見積書を徴取する際に、検査に係る費用は見積れないものの、人件費と区分するか、あるいは他の業者からの見積を徴取することにより積算方法を検討する必要がある。

2 産業廃棄物対策費：ダイオキシン類分析業務委託

(1) 事業の概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて立入調査を実施し、廃棄物の処理が適正に行われているかを確認すると共に、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく維持管理基準を満たしているかを確認するためにダイオキシン類（水試料、廃棄物試料等）の分析業務を委託するもの。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(立入検査)

第 19 条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設のある土地若しくは建物若しくは第 15 条の 17 第 1 項の政令で定める土地に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理若しくは同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か

- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和2年度）の産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>6者（うち1者辞退）による指名競争入札により最低入札価格を提示した1者が落札し業務委託契約を締結している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>市内民間産業廃棄物最終処分場の地下水・放流水、特定の河川の河川水・河川底質の検体の分析。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>予算執行伺書において予算配当額、支出負担行為済額、配当残額が明確になっている。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>参考見積書により積算し、予定価格を設定している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>予定価格を20%以上上下回っており、業務コストの削減努力は行われている。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>関係法令に基づく分析業務であり、行政目的達成に貢献している。</p>

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>減額変更を 1 回行っているが、履行期日に完成届が提出され、同日付で完了確認している。（（4）監査の結果 参照）</p>

（4）監査の結果

① 決裁年月日の未記入について【指摘】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていない発議書が複数あり、内部規程に反している実態があった。

「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

<p>福島市文書取扱規程第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする</p>
--

3 産業廃棄物対策費：廃棄物関係放射性物質分析業務委託

（1）事業の概要

原子力発電所の事故により、市民の生活環境の安全を確保するためのモニタリングが必要となったため、市内民間廃棄物最終処分場からの放流水及び搬入される廃棄物に含まれる放射性物質の分析業務を委託するもの。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく随意契約

（2）監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和2年度）の廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び福島市財務規則第185条に基づく少額随意契約を締結している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>福島市が福島市内で採取した検体の分析。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>予算執行伺書において予算配当額、支出負担行為済額、配当残額が明確になっている。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>参考見積書により積算し、予定価格を設定している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>2者と見積合せを実施している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>原子力発電所の事故により、市民の生活環境の安全を確保するためのモニタリングが必要となったため、市内民間産業廃棄物最終処分場からの放流水及び搬入される廃棄物の放射能分析調査を実施するものであり、行政目的達成に貢献している。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の廃棄物関係放射性物質分析業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>履行期日に完成届が提出され、同日付で完了確認している。</p>

(4) 監査の結果

特段の問題は見られなかった。

4 廃棄物対策費：PCB 使用安定器掘り起こし調査業務委託

(1) 業務委託の概要

本調査業務は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法により、PCB 使用安定器の処分期限が令和 5 年 3 月 31 日と定められていることから、市内における当該安定器の保有状況を網羅的に把握し、期限内処分を促進することを目的に実施する PCB 使用安定器掘り起こし調査業務を委託するもの。

その特殊性から民間のノウハウや知識、経験等を活用し、効果的かつ効率的な業務遂行を図るため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定している。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
契約方法及び相手方の選定が法令、条例、及び福島市随意契約ガイドライン等に従い、契約の方式及び相手方の選定方法は適切か。	公募型プロポーザルにより委託事業者を募集し、審査委員の審査の結果、選定された委託事業者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき契約を締結
実施したプロポーザル方式に関する書類を閲覧し適切に実施しているか。	書面審査を実施し、総得点が最も高い業者が委託選定事業者となった。
プロポーザル方式実施取扱要綱に沿って適切に運用されているか。	環境部内のメンバーのみによって委員が構成されおり、実施取扱要綱に反している。 ((4) 監査の結果 参照)

実施した手続	実施結果
積算書が適切に算定されているか。	同規模の企画提案をした業者と見積金額では大幅に差異はないものの、積算書を作成する際には、十分に検討する必要がある。 ((4) 監査の結果 参照)
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	当初の目標設定が数値化され、報告書においても数値化での達成状況が示されていることから行政目的達成に貢献している。 ((4) 監査の結果 参照)
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	業務報告書により検査、履行についても確認されている。((4) 監査の結果 参照)

(4) 監査の結果

①積算書について【指摘 1】

当該委託業務は、業務内容の特殊性から高度又は独自の技術等が必要とされ、価格だけの競争になじまない業務としてプロポーザル方式が採用された。契約締結に当たり、積算書を作成しているが、積算内訳の内容、数量、単価が選定された業者から提示された見積書と同一となっており、落札率が 100%である。選定時の見積書においては、測量主任技師、測量主任、測量主任補等に応じて単価が設定されていることから、市における積算において別途積算単価を設けて計算することは可能であると判断する。また、コールセンター、レンタカー、ガソリン、駐車場については数量が一式となって計算されているが一式の内容について検討されたかどうか不明となっている。同規模の企画提案をした業者と見積金額では大幅に差異はないものの、積算書を作成する際には、十分に検討する必要がある。

②委託事業者選定委員会について【指摘 2】

福島市で設定している業務委託に関するプロポーザル方式等の実施取扱要綱において、委員構成は、外部学識経験者等の庁外委員と、所管課の担当部長及び技術担当の課長等をもって構成すると規定されているが、当該委託業務は特殊性があること、他の自治体に照会した結果、同一の部内メンバーで委員が選任されていたこと等から環境部内のメンバーのみによって委員が構成されており、実施取扱要綱に反している。

なお、業務が簡易なもので、市長が認める場合は、庁内委員のみで審査委員会を設置することができるとはなっているが、そもそも特殊な業務であることから、この例外規定は適用できないものとする。今後、プロポーザル方式等の実施に当たって、現行の実施取扱要綱が遵守可能かどうか改めて検討する必要がある。

福島市業務委託に関するプロポーザル方式等の実施取扱要綱第 6 条第 4 項

委員構成は、外部学識経験者等の庁外委員は 2 名以上、所管課の担当部長及び技術担当の課長等をもって構成する。ただし、業務が簡易なもので、市長が認める場合は、庁内委員のみで審査委員会を設置することができる。

③決裁年月日の未記入について【指摘 3】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、確認した 23 件のうち決裁印はあるものの、決裁日の記載があるのは 7 件のみで殆どの一般発議書には決裁日がないことから内部規程に反している実態があった。「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

行政一般 福島市文書取扱規程 第 21 条

決裁文書には、第 17 条（回議）第 18 条（他の部長又は課長等への合議）第 19 条（総務課長への合議）までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

④変更契約の可否について【意見】

業務報告書の発送結果を確認したところ、積算段階の件数より下回っていた。

	積算	実績
案内発送件数	6,500 件	5,269 件
再発送件数		277 件
督促発送件数	4,760 件	3,819 件

市の担当者からは、契約書において金額がどの程度変動したら変更契約する旨の規定を設けていないため変更契約は実施しておらず、契約金額は業務全体の対価として捉え、実績の詳細金額と積算額の比較、損益評価は行っていないとの回答であった。実績に基づく調査資料の作成印刷・発送費用等を再計算した結果、積算と実績との差は 30 万円程度である。今回の契約に際しては変更契約までは至らなかったとしても、業務報告書の実績に基づく評価を実施するとともに、今後は変更契約が可能となるような契約条項や仕様書の記載を検討する必要がある。

第5章 あぶくまクリーンセンター

第1 財務推移状況

1 決算総括表

(単位：円)

区分	歳入				
	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
平成 28 年度	519,007,000	174,451,220	174,451,220	0	0
平成 29 年度	325,536,000	178,244,221	178,244,221	0	0
平成 30 年度	301,158,000	246,744,658	246,744,658	0	0
令和元年度	194,829,000	120,990,273	120,933,173	0	57,100
令和 2 年度	73,851,000	70,061,594	69,962,494	0	99,100

(単位：円)

区分	歳出				
	①予算現額	②支出済額	③翌年度繰越額	④不用額	②÷①
平成 28 年度	1,436,935,000	1,370,050,569	0	66,884,431	95.3%
平成 29 年度	1,192,074,000	1,134,577,150	0	57,496,850	95.2%
平成 30 年度	1,066,313,000	1,042,811,221	0	23,501,779	97.8%
令和元年度	1,065,403,000	1,021,964,071	0	43,438,929	95.9%
令和 2 年度	995,131,000	975,573,664	0	19,557,336	98.0%

2 歳入決算

(単位：円)

款	項目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
15	使用料及び手数料			75,365,220	71,150,720	81,206,420	68,521,320	79,009,720	62,335,020
	01	使用料		49,920	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920
		03	衛生使用料	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920
			02 清掃施設使用料	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920
			01 じん芥処理施設使用料	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920	49,920
	02	手数料		75,315,300	71,100,800	81,156,500	68,471,400	78,959,800	62,285,100
		03	衛生手数料	75,315,300	71,100,800	81,156,500	68,471,400	78,959,800	62,285,100
			02 清掃手数料	75,315,300	71,100,800	81,156,500	68,471,400	78,959,800	62,285,100
			01 廃棄物処理等手数料	75,315,300	71,100,800	81,156,500	68,471,400	78,959,800	62,285,100
18	財産収入			0	130,183	451,397	216,853	125,377	147,686
	02	財産売払収入		0	130,183	451,397	216,853	125,377	147,686
		02	物品売払収入	0	130,183	451,397	216,853	125,377	147,686
			01 物品売払収入	0	130,183	451,397	216,853	125,377	147,686
			02 不用品売払収入	0	130,183	451,397	216,853	125,377	147,686
22	諸収入			640,356	588,137	1,718,957	75,863,232	38,564,796	4,134,688
	05	雑入		640,356	588,137	607,997	596,655	568,787	561,353
		02	雑入	640,356	588,137	607,997	596,655	568,787	561,353
			17 雑入	640,356	588,137	607,997	596,655	568,787	561,353
			01 電気使用料	89,964	62,137	88,857	83,755	82,287	77,353
			06 雑入	550,392	526,000	519,140	512,900	486,500	484,000
	22	原子力損害賠償金		0	0	1,110,960	75,266,577	37,996,009	3,573,335
		01	原子力損害賠償金	0	0	1,110,960	75,266,577	37,996,009	3,573,335
			合計	76,005,576	71,869,040	83,376,774	144,601,405	117,699,893	66,617,394

2 復興事業費

款	項目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
16	国庫支出金			150,961,552	102,582,180	94,867,447	102,412,173	3,507,180	3,345,100
	02	国庫補助金		3,645,000	3,528,360	3,366,360	3,554,280	3,507,180	3,345,100
		02	衛生費国庫補助金	3,645,000	3,528,360	3,366,360	3,554,280	3,507,180	3,345,100
			03 廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金	3,645,000	3,528,360	3,366,360	3,285,360	3,233,280	3,071,200
			01 再生加速化交付金	0	0	0	268,920	273,900	273,900
	03	委託金		147,316,552	99,053,820	91,501,087	98,857,893	0	0
		03	衛生費委託金	147,316,552	99,053,820	91,501,087	98,857,893	0	0
			01 清掃費委託金	147,316,552	99,053,820	91,501,087	98,857,893	0	0
			01 災害等廃棄物処理事業委託金	147,316,552	99,053,820	91,501,087	98,857,893	0	0
22	市債			0	0	0	0	0	0
	01	市債		0	0	0	0	0	0
		02	衛生費国庫補助金	0	0	0	0	0	0
			02 清掃債	0	0	0	0	0	0
			03 ゴみ処理施設整備債	0	0	0	0	0	0
			合計	150,961,552	102,582,180	94,867,447	102,412,173	3,507,180	3,345,100
歳入合計額				226,967,128	174,451,220	178,244,221	247,013,578	121,207,073	69,962,494

3 歳出決算

(単位：円)

款	項	目	細目	細々目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
04	衛生費				997,452,114	1,370,050,569	1,134,577,150	1,042,811,221	1,021,964,071	975,573,664
	02	清掃費			997,452,114	1,370,050,569	1,134,577,150	1,042,811,221	1,021,964,071	975,573,664
		02	じん芥処理費		997,452,114	1,370,050,569	1,134,577,150	1,042,811,221	1,021,964,071	975,573,664
			002	あぶくまクリーンセンター費	786,911,514	1,120,659,129	818,144,170	793,711,381	802,803,441	774,542,064
				01 焼却工場費	575,438,596	590,668,459	576,492,219	560,125,705	594,002,881	558,883,643
				02 焼却工場施設整備事業費	106,694,955	268,690,413	96,989,936	86,218,776	86,457,132	95,963,052
				焼却工場運転制御装置更新事業費		151,797,580				
				03 埋立処分場費	74,863,643	74,248,621	115,197,558	116,412,976	92,775,498	89,313,589
				04 資源化工場費	24,273,675	29,716,408	23,987,768	25,555,958	24,166,381	24,992,007
				05 事務費	5,640,645	5,537,648	5,476,689	5,397,966	5,401,549	5,389,773
			004	復興事業費	210,540,600	249,391,440	316,432,980	249,099,840	219,160,630	201,031,600
				01 災害等廃棄物処理費	210,540,600	249,391,440	316,432,980	249,099,840	219,160,630	201,031,600
				合 計	997,452,114	1,370,050,569	1,134,577,150	1,042,811,221	1,021,964,071	975,573,664

あぶくまクリーンセンターについては、視察の際に、備品等の管理状況について確認した。
 なお、あぶくまクリーンセンターは、供用開始から30年以上が経過し老朽化が進んでいることから、建替えに向け調査・計画が進められている。

第2 監査結果及び意見

1 焼却工場費：焼却工場運転管理業務委託

(1) 業務委託の概要

あぶくまクリーンセンター焼却工場の運転操作、監視、巡回点検及び清掃と運転・作業等の記録及び報告といった焼却工場内の運転管理業務全般を民間業者のノウハウに基づき効果的に管理するため委託している。平成16年までは市の直営で管理運営をしてきたが、平成16年以降から民間業者に運転管理業務を委託し、現在は三菱重工業株

式会社の子会社である重環オペレーション株式会社と委託契約を締結している。

委託期間は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年としており、年度末にかけて契約更新となっている。委託料に関しては、運転管理業務については主に人件費が中心のため、あぶくまクリーンセンターの担当者が人事院の給与勧告等を参考に運転管理業務に資する作業者の人件費を概算額で設計している。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の焼却工場運転管理業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）の焼却工場運転管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）の焼却工場運転管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和2年度）の焼却工場運転管理業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(1) 委託業務の概要 参照

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の焼却工場運転管理業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	（1）委託業務の概要 参照
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	特段の問題は見られなかった。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	特段の問題は見られなかった。

（4）監査の結果

①随意契約の理由記載について【指摘 1】

書類保管期間の関係と職員の転籍により平成 23 年以前は焼却工場運転管理業務について、どのような委託業者と契約していたかまで判明できなかったが、書類保管期間 10 年の間は上述の重環オペレーション株式会社と継続的に随意契約を締結している。

一者かつ同一先と、長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在せず、不経済性となり得る問題が生じる。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な契約方法である。

清掃事業における運搬業務の場合、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を遂行できる豊富な経験と実績が必要であり、このような条件を充足する業者が複数存在するか、入札に参加し競争性が発揮されるのかといった委託業者側の問題も想定され、また事業の性質上、単純に競争入札による経済性のみが重視されるものではなく、業務の継続性や効率性、そして業務の安定的な遂行が最も重要であると考えられる。

清掃事業という特殊性を考慮し、契約内容を客観的、総合的に判断し適正かつ円滑な運用を行うため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項に列挙されている各号の要件に該当する合理的な理由がある限りにおいて、随意契約によることも妨げられるものではないと考える。

あぶくまクリーンセンター焼却工場では上述のように特命随意契約という例外的な契約方法を採用している。一連の契約資料を閲覧したところ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠として随意契約を締結しているが、随意契約とする理由について、工事（委託）概要書に業者選定理由として「当クリーンセンター焼却工場における長年の業務実績があり、焼却工場施設の運転管理を熟知し、専門的知識、経験及び技術を有していること。また全国における当市と同形式の焼却工場における豊富な運

転管理実績を有するため」という文言があり、この文言だけをもって地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するとして、市民への説明責任を果たしているとは言えず、不十分であると言わざるを得ない。

「福島市随意契約ガイドライン」において、随意契約が例外的な契約方法であることを十分認識し、市民を始めとするステークホルダーに対する説明責任を果たす合理的理由が必要であるとされており、前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由とはならないということが明記されている。

担当課では、上述の工事（委託）概要書や業務委託の執行伺に業者選定理由や随意契約に係る根拠法令を記載しているのみであった。

長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示し、チェックリスト等を作成し、根拠法令について客観的判断ができる体制も検討されたい。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき

②決裁年月日の未記入について【指摘2】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第十七条から第十九条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていない発議書が複数あり、内部規程に反している実態があった。「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

行政一般 福島市文書取扱規程

第21条

決裁文書には、第17条（回議）第18条（他の部長又は課長等への合議）第19条（総務課長への合議）までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

③運転管理業務委託後の評価について【意見】

市は前述した委託業者に10年以上の間、特命随意契約として業務委託を依頼している。あぶくまクリーンセンターでは委託している焼却工場の運転管理業務に関して、業務実施後の委託業者の委託業務完成届及びあぶくまクリーンセンター焼却工場運転管

理業務委託報告書を受け取るのみであり、報告書等をもとに福島市から委託業者への評価検討又は効果測定は実施していないとのことであった。

当該業務委託は運営管理業務のため主に人件費が中心であり、委託金額は設計段階で人事院勧告等を参考に入札価額を決定していることから、入札価額を下回る契約をしていれば、経済的には妥当な委託金額であると考えられる。しかし、運営管理については平成16年までは市の直営で管理し、その後民間業者に運転管理業務を委託している。平成23年以前は焼却工場運転管理業務について、現在の委託業者と契約していたかまで判明できなかったが、現在の業者とは10年間以上の長期間業務を委託している。運転管理業務は他の業者に委託することも可能と判断でき、競争性の観点及び経済性の観点からも業者の実施報告を評価することを検討すべきかと考える。

2 焼却工場費：年次点検整備業務委託

(1) 業務委託の概要

あぶくまクリーンセンターの発電及び焼却施設の円滑な運転に必要な機器類の点検整備を委託し、施設の機能保全を行うとともに、機器類の機能状況及び耐用の度合等を確認している。当該業務は、平成3年から、本施設を設計施工したプラントメーカーに委託されており、同一事業者と長期間にわたる随意契約が行われている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、契	同一事業者と長期にわたり随意契約が行われているものの、「特定のメーカーの技

実施した手続	実施結果
約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	術やノウハウを前提とするシステムの設置者・開発者又は設計者等と契約をしなければ既存システムの使用に著しく支障が生ずるおそれがあるもの」であることから、契約方法や相手方の選定に特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	契約形態は随意契約となっており、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を契約根拠としている。委託理由の概要は上述の通りであり、委託理由に特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	（４）監査の結果 参照
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切かを確認した。	（４）監査の結果 参照
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託先では業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	年次点検整備業務報告書を閲覧した結果、問題は見られなかった。
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	あぶくまクリーンセンターの年次点検整備は必須の業務である。
監査対象年度（令和２年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行	毎回受領している「作業日報」を閲覧した結果、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていた。

実施した手続	実施結果
について適時、適切に確かめられているかを確認した。	

(4) 監査の結果

① 予定価格の合理性について【意見】

市は委託先から毎回作業日報の提出を受けており、作業日報と焼却施設年次点検整備特記仕様書（以下、「仕様書」という。）を照合することで、作業結果の検証を実施している。しかしながら、本業務委託契約の予定価格は過去の見積書をもとに積算されているため、予定価格の合理性を検証するにあたっては、作業日報と仕様書を照合するのみならず、仕様書や年次点検整備業務報告書と見積書を照合する等の検証作業が必要となるが、現状当該照合作業は実施されておらず、予定価格の合理性についての検証作業が不足している。

3 焼却工場費：需用費

(1) 需用費の概要

あぶくまクリーンセンター焼却工場では、焼却工場の維持管理のために必要とする支出に関して、あぶくまクリーンセンターの焼却工場費の需用費として、歳出に計上している。令和2年度は当初予算額 206,558,000 円、予算現額 204,969,280 円に対して、支出額は 196,153,975 円となる。歳出の内訳は以下の通り。

細節名	予算現額（円）	支出額（円）	支出割合	支出/予算
消耗品費	80,771,000	80,757,299	41.2%	99.98%
燃料費	6,107,000	4,971,393	2.5%	81.40%
印刷製本費	77,000	77,000	0.0%	100.00%
光熱水費	90,088,280	82,505,082	42.1%	91.58%
修繕費	27,926,000	27,843,201	14.2%	99.70%
合計	204,969,280	196,153,975	100.0%	95.69%

主な支出は、焼却工場の稼働に必要な電気代などの光熱水費、そして焼却工場内にある設備の部品購入に関する消耗品費が全体の歳出の8割を占めている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか

- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）のあぶくまクリーンセンター焼却工場需用費に関する契約書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）におけるあぶくまクリーンセンター焼却工場需用費に関する契約書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）におけるあぶくまクリーンセンター焼却工場需用費に関する契約書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和2年度）におけるあぶくまクリーンセンター焼却工場需用費に関する契約書類を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和2年度）におけるあぶくまクリーンセンター焼却工場需用費に関する契約書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。

実施した手続	実施結果
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。

(4) 監査の結果

①消耗品費について【指摘】

あぶくまクリーンセンター焼却工場の需用費として、消耗品費として計上している金額は総額として8千万円以上あり、中には1百万円を超える支出も存在する。

福島市の財務規則第240条では別表第三(第240条関係)物品分類基準表に備考として備品と消耗品の区分の記載があり、第1号において「備品」、同条第2号において「消耗品」を規定している。

あぶくまクリーンセンター焼却工場では、施設内の設備の部品購入として、多くの購入契約を消耗品費として一律に取り扱っているが、中には財務規則の備品の要件である3万円を超える部品も存在している。また、部品購入については財務規則の長期間使用するには適さないものと実質的に判断して消耗品費としているが、購入する部品が三年以上使用するかまでは把握できていないとのことであった。部品の中には破損してからでは調達に時間を要することから、事前に調達する必要があるためストックとして保有している部品もある。

焼却工場内にある設備の一部品であったとしても、財務規則に則って判断すれば3万円以上、かつ、比較的長期である物品については備品として計上することが原則である。なお比較的頻繁に交換する部品であれば、過去の交換履歴等を書面として保管し、物品購入概要書の物品概要や調達物品仕様書等に短期に交換する部品である旨を明確に記載し、財務規則に則った処理を徹底されたい。

<p>福島市財務規則第240条(分類)</p> <p>物品は、その適正な供用(物品をその用途に応じて市において使用(用途に従った処分を含む。)させることをいう。以下同じ。)を図るため、その用途に従い、別表第三に定めるところにより、備品、消耗品、原材料、生産物(製作品を含む。)及び動物並びに占有動産に分類する。</p> <p>別表第三(第二百四十条関係) 物品分類基準表</p> <p>備考 備品と消耗品の区分</p> <p>一 「備品」とは、比較的長期(通常の状態でおおむね三年程度以上)の使用に堪える物品(当該物品のうち専ら職員が使用する椅子及び机、公印、受贈した標本、美術品及び見本類並びに図書館、図書室等に備えて閲覧又は貸出しに供する図書以外の物品)にあっては、その取得価格(取得価格が不明又は特殊な条件によって取得したものにあっては、市場価格を基礎として評価した価格)がおおむね三万円以上のものをいう。</p>

二 「消耗品」とは、一回限りの使用で消耗する物品その他短期間に消耗する物品、短期間に消耗することはないがその性質上長期間使用することに適さない物品及び備品類似のものではあるが、備品とはされない物品をいう。

4 焼却工場施設整備事業費：焼却炉ストーカ等整備業務委託

委託業務名	あぶくまクリーンセンター 焼却炉ストーカ等整備業務委託
担当部局	環境部あぶくまクリーンセンター
契約方法	特命随意契約
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
契約金額（税抜）	53,000,000 円
委託先	三菱重工環境化学エンジニアリング(株)
契約年月日	令和 2 年 9 月 15 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 19 日

(1) 業務委託の概要

あぶくまクリーンセンターでは、安全かつ効率的な焼却炉の運転を図るため 1、2 号炉の焼却設備であるストーカの整備、ボイラーバンクチューブの清掃や空冷壁の整備等の業務を三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社に業務委託している。

委託者は工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、補修工事等を施工した実績があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、「特命随意契約（1 者契約）」として契約締結をしている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か

- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和2年度）の焼却炉ストーカ等整備業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>あぶくまクリーンセンターでは、焼却炉ストーカ等整備業務について特命随意契約にて委託契約を締結している。</p> <p>随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠としている。その理由として、「焼却炉ストーカ等整備業務は、施工に際しては、専門的知識及び技術を必要とするため、工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、長年にわたり補修工事等を施工した実績があり、内容を熟知している三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)でのみ施工可能であるため」として随意契約理由書を契約検査課へ提示し承認を得ている（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>なお、委託先の財務内容の確認を契約検査課で実施しているとの回答を得ているが、包括外部監査人宛に確認結果の開示を要請したところ、財務内容の開示は出来ないとの回答があり委託先の財務内容については未検証となっている。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の焼却炉ストーカ等整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>安全かつ効率的な焼却炉の運転を図るために、焼却炉の整備業務という専門的かつ高度な技術、経験を有する業務を民間委託することは、行政サービスの向上に資するものであり、当該業務においては民間委託に合理性があるものと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における焼却炉ストーカ等整備業務委託契約に関する書類</p>	<p>毎年、委託設計書が適切に作成され、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確にな</p>

実施した手続	実施結果
<p>を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>っていることを確認した。</p> <p>令和 2 年度の焼却炉ストーカ等整備業務については、令和 2 年 8 月 24 日付で入札執行及び契約締結依頼を契約検査課へ行い、令和 2 年 9 月 15 日付けで総額 58,300,000 円 (税込み) にて契約している ((4) 監査の結果 参照)。</p> <p>また、令和 2 年度の焼却炉ストーカ等整備業務については、予算配当額が 59,234,000 円 (税込み) となっており、金額は予算上明確になっている。</p>
<p>監査対象年度 (令和 2 年度) の焼却炉ストーカ等整備業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>毎年度、仕様書作成前に、焼却炉等の損傷について業者と見回りを実施して確認し、業者より整備等に必要な材料、工数等について見積書を提示してもらった上で、当該見積書を基にしながら、市として補正等行い委託設計書を作成し、予定価格を決定している ((4) 監査の結果 参照)。</p>
<p>監査対象年度 (令和 2 年度) における焼却炉ストーカ等整備業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>焼却炉ストーカ等整備業務契約については、契約した委託料が基本的に 1 年間継続している (消費税率の変更がある場合には変更契約を締結している)。よって、業務コストの削減のためには委託料の設計が重要となってくるが、委託業者からの見積書を基にしており、業務コストの削減を意識しているとは考えられない ((4) 監査の結果 参照)。</p>
<p>当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>行政目的達成への貢献については、契約前に業者と焼却炉の損傷個所等を調査し、焼却炉の効率性及び安定性を図るため仕様書の内容を決定する。</p> <p>作業日報により毎日業務内容を都度確認し、業務が完了すると、委託業務完成届を委託先から入手している。</p> <p>業務完了時、市の担当者が立会等を行い仕</p>

実施した手続	実施結果
	様書に記載された業務が完了していることを確認しており、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	作業日報により毎日業務内容を都度確認し、業務が完了すると、委託業務完成届を委託先から入手しており、成果物は適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①契約形態について【意見 1】

あぶくまクリーンセンターでは、焼却炉ストーカ等整備業務について委託契約を締結している。委託者は工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、補修工事等を施工した実績があることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、「特命随意契約（1 者契約）」として契約締結をしている。

長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在しないことで、不経済性となり得る可能性がある。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則とされ、随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第 234 条第 2 項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するとき限りできることとされ、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。

地方自治法第 234 条第 2 項(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するとき限り、これによることができる。

焼却炉ストーカ等整備業務について、随意契約を締結する理由について随意契約理由書を確認したところ、下記のように記載されており、契約検査課へ提示し承認を得ている。

【随意契約理由書】

施工に際しては、専門的知識及び技術を必要とするため、工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、長年にわたり補修工事等を施工した実績があり、内容を熟知している三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)でのみ施工可能であるため

焼却炉ストーカ等整備業務については、非常に専門的技術等が必要であることも踏まえ、随意契約となることは理解できるところであるが、同様の整備業者が別に存在する限りにおいては、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは

は競争見積方式による随意契約として複数の業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。

② 決裁文書(一般発議書)の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書(一般発議書)の決裁欄に決裁年月日が記載されていないものが散見された。さらに、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表(別表第三)に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。これら以外にも、発議書には空欄が散見されたが、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要な箇所があった。

行政一般 福島市文書取扱規程

(文書分類記号等の表示)

第 15 条 起案文書には、文書分類表(別表第三)に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

(決裁年月日)

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子起案・決裁システムが整備され、電子システムによる起案となり、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないと考えられるものの、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載を要する理由をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続を運用していく必要がある。

③ 入札結果について【意見 2】

焼却炉ストロカ等整備業務の過去 3 年間の予定価格、契約金額及び落札率の関係は以下のとおりで、落札率概ね 99%となっている。

(単位:円、税抜)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予 定 価 格	67,275,000	51,078,000	53,512,000
契 約 額	67,000,000	51,000,000	53,000,000
落 札 率	99.6%	99.8%	99.0%

落札率について妥当な範囲についての情報は持ち得ないが、落札率が概ね 99%以上となっている事実がある。委託料の予定価格の積算に際して、毎年度仕様書作成前に、焼却炉等の損傷について委託業者と見回りを実施して確認し、業者より整備等に必要な材料、工数等について見積書の提示を受けており、当該見積書を基にしながら、市として補正等行い委託設計書を作成し、予定価格を決定しているため、落札率が 100%近いことが推測される。

契約形態が随意契約であるとは言え、落札額(契約額)が予定価格に極めて近似しており、客観的に見れば委託業者の選定手続の契約事務の妥当性や経済性・効率性が損なわれているのではないか等の違和感が残る結果となっている。特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられ、このような状況については改善していくことが望ましいと考える。

5 焼却工場施設整備事業費：2号炉耐火物補修工事

(1) 業務委託の概要

損傷、摩耗の著しい 2 号炉燃焼左右側壁のレンガ取替及び右面水冷壁、フィーダ下キャストブルの補修を行い、ボイラー水管の減肉の進行並びに噴破の予防保全に務め、安全なごみの焼却を行うものである。また、フィーダ下キャストブルの補修については、損傷著しいフィードテーブル先端鋳物交換を加えて行うもの

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号による随意契約

<随意契約とした理由>

施工に際しては、専門的知識及び技術を必要とするため、工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、長年にわたり補修工事等を施工した実績があり、内容を熟知している三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)のみで施工可能であるため。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和2年度）の2号炉耐火物補修工事契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>2号炉耐火物補修工事について特命随意契約にて委託契約を締結している。 随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠としている。その理由として、「施工に際しては、専門的知識及び技術を必要とするため、工場の設計・施工業者であり、運転開始以来、長年にわたり補修工事等を施工した実績があり、内容を熟知している三菱重工環境・化学エンジニアリング㈱のみで施工可能であるため」としている（(4) 監査の結果 参照）。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の2号炉耐火物補修工事に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>専門的かつ技術を必要とする工事を民間委託することは、行政サービスの向上に資するものであり、当該業務においては民間委託に合理性があるものと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における2号炉耐火物補修工事に関する書類を確認し、工事に必要な金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>市の様式で工事設計書が適切に作成され、必要な金額が予算上明確になっていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の2号炉耐火物補修工事契約を確認し、契約金額の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>工事設計書は市の様式となっているが、数量が個別具体的であり、業者からの見積書が根拠になっていると思われる。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における2号炉耐火物補修工事に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>特命随意契約ではあるものの、第1回の見積書では不調となり、第2回の見積書で決定した。</p>
<p>当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>あぶくまクリーンセンター2号炉耐火物の補修は必須の工事である。</p>
<p>委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>工事完了届を委託先から入手しており、成果物は適時、適切に確かめられていることを確認した。</p>

(4) 監査の結果

①随意契約の適用号について【意見】

福島市随意契約ガイドラインにおける地方自治法施行令第167条の2第1項第6号【特記事項】では、同項第6号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対ではない場合と記載がある。当該業務委託において、随意契約とした理由は前述のとおり委託業者のみが施工可能であるとしていることから、唯一絶対との理由を記載しているにもかかわらず、第6号を適用していることは矛盾している。今後は矛盾のない対応が必要である。

6 埋立処分場費：金沢第二埋立処分場管理業務委託

(1) 業務委託の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項に基づき、環境省令で定める技術上の基準及び維持管理に関する計画に従い一般廃棄物処理施設の維持管理を行う。

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）による随意契約

<業者選定理由>

東日本大震災に伴う原発事故以前から、本業務委託を受託し、以降についても通常の埋立を行う管理業務委託、8,000 Bq/kg以下の焼却灰（特定一般廃棄物）の仮置業務及び8,000 Bq/kgを超えるフレキシブルコンテナに収納した飛灰（指定廃棄物）の仮置業務を受託しており、処分場の埋立経過及び業務の内容を熟知しているため。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和2年度）の金沢第二処分場管理業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>金沢第二処分場管理業務について特命随意契約にて委託契約を締結している。随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を根拠としている。その理由として、「東日本大震災に伴う原発事故以前から、本業務委託を受託し、以降についても通常の埋立を行う管理業務委託、8,000 Bq/kg以下の焼却灰（特定一般廃棄物）の仮置業務及び8,000 Bq/kgを超えるフレキシブルコンテナに収納した飛灰（指定廃棄物）の仮置業務を受託しており、処分場の埋立経過及び業務の内容を熟知しているため」としている。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の金沢第二埋立処分場管理業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>最終処分場の管理業務という専門的かつ高度な技術、経験を有する業務を民間委託することは、行政サービスの向上に資するものであり、当該業務においては民間委託に合理性があるものと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における金沢第二埋立処分場管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>見積書の金額や項目を参考に市の積算数値により委託設計書が適切に作成され、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっていることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）の金沢第二埋立処分場管理業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>見積書の金額や項目を参考に市の積算数値により委託設計書が適切に作成され、委託料の算定方法が適切であり、業務の内容に対し適正な水準であることを確認した。</p>
<p>監査対象年度（令和2年度）における金沢第二埋立処分場管理業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>業務コストの削減のためには委託料の設計が重要となってくるが、委託業者からの見積書を基に市の積算数値で算定しており、業務コストの削減を意識している。</p>
<p>当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>行政目的達成への貢献については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境省令で定める技術上の基準及び維持管</p>

実施した手続	実施結果
	理に関する計画に従い一般廃棄物の処理施設の維持管理を行うものであり、埋立処分場埋立作業の適正を期すための仕様書が詳細に規定され、必要に応じて契約の変更も行っていることから、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	月次で委託業務完成届を委託先から入手しており、成果物は適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①申請時の適用条文について【指摘 1】

一般発議書「業務委託(長期継続契約)の執行について」による決裁を受けているが、申請時に添付している工事(委託)概要書に記載している施工理由の適用条文が誤った記載となっている。今後は適切な適用条文で申請すべきである。

発議書記載の条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第3項
前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

本来の適用条文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の3第1項
第8条第1項の許可を受けた者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した維持管理に関する計画に従い、当該許可に係る一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

②決裁年月日の未記入について【指摘 2】

一般発議書において、「業務委託(長期継続契約分)の執行について」、及び「金沢第二埋立処分場管理業務委託に係る変更契約について」の決裁日付が漏れている。

行政一般 福島市文書取扱規程
(決裁年月日)

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

7 埋立処分場費：金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託

(1) 業務委託の概要

浸出水処理施設は、埋立地内の浸出水集排水施設において集められた浸出水を放流先の公共水域および地下水を汚染しないよう処理することが目的であり、最終処分の最後尾に位置付けられる施設を管理する業務

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

<業者選定理由>

本業務については、浸出水処理施設の運転管理に専門的な知識が必要であり、また、その運転・操作・検査等について、高度な技術を要することから工事を担当した当事業所による運転管理が必要である。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務について特命随意契約にて委託契約を締結している。 随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としている。その理由として、「本業務については、浸出水処理施設の運転管理に専門的

実施した手続	実施結果
	な知識が必要であり、また、その運転・操作・検査等について、高度な技術を要することから工事を担当した当事業所による運転管理が必要である」としている。
監査対象年度（令和２年度）の金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	最終処分場の浸取水処理施設管理業務という専門的かつ高度な技術を有する業務を民間委託することは、行政サービスの向上に資するものであり、当該業務においては民間委託に合理性があるものと思料する。
監査対象年度（令和２年度）における金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	毎年同様の業務であることから見積書を徴取していないが、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっていることを確認した。
監査対象年度（令和２年度）の金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	委託料の算定は、毎年同様であり維持管理という観点から同額であるものの、業務の内容に対し適正な水準であることを確認した。
監査対象年度（令和２年度）における金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	維持管理に関する業務であり、必ずしも業務コストの削減を意識しているとは言えない。
当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	行政目的達成への貢献については、浸出水処理施設の維持管理を行うものであり、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	月次に浸出水処理施設管理業務報告書を委託先から入手しており、成果物は適時、適切に確かめられていることを確認した。 （（４）監査の結果 参照）

（４）監査の結果

①月別報告書について【指摘 1】

令和2年4月1日以降1年間の浸出水処理施設管理業務報告書を閲覧したところ、令和2年8月12日から令和2年9月30日まで浸出水調整池貯留量が5,490 m³となっており全く変動していなかった。担当者に確認したところ、測定機器の故障によるものであった。

機器の故障は止むを得ないとしても報告書の記載について、測定した結果のように記載すべきではない。

機器の故障等が生じた場合には浸取水処理施設管理業務報告書の貯留量測定結果を空欄とし、機器の故障など理由を明記しておくこと、測定不能であることの記載等の事実を明示すべきであった。

② 決裁年月日の未記入について【指摘2】

一般発議書において、「業務委託（長期継続契約分）の執行について」の決裁日付が漏れている。

行政一般 福島市文書取扱規程

(決裁年月日)

第21条 決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

8 埋立処分場費：需用費

(1) 需用費の概要

金沢第二埋立処分場の維持管理に必要となる消耗品費、燃料費、食糧費、光熱水費、修繕料で構成されている。

令和2年度歳出予算執行状況 (単位：円)

細節	予算	実績
消耗品費	7,217,000	6,729,511
燃料費	1,908,000	1,584,000
食糧費	6,000	5,880
光熱水費	9,839,000	7,956,522
修繕料	6,750,000	6,749,996

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか
- ・ 支出事務手続きが、法令、条例、規則等に準拠して行われているか

- ・支出を裏付ける証憑は適切に整備保管されているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
契約書、納品書等により検査検収が確実に行われ、かつ、物品の供給がなされているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
一定額以上の支出について、証憑書類と照合し、支出事務手続の適法性を確認した。	特段の問題は見られなかった。
支出を裏付ける支出負担行為票、支出命令票、契約書、請求書、見積書、領収書等の証憑が適切に保管されているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。

(4) 監査の結果

特段の問題は見られなかった。

9 復興事業費：飛灰収納運搬業務委託

(1) 業務委託の概要

あぶくまクリーンセンターでは、環境省の要請により、一般廃棄物等の焼却により発生する放射性物質に汚染された飛灰をフレキシブルコンテナに収納し、金沢埋立処分場に運搬する業務を福島市エコエリア協業組合に業務委託している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度は 3 業者を指名した指名競争入札を行ったものの不調となったことから、最低価格を付けた福島市エコエリア協業組合と随意契約により業務委託契約を締結している。当該随意契約については「福島市随意契約ガイドライン」5(8)競争入札に付し入札者又は落札者がいないときに該当するため契約手続に問題は見られなかった。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>業務委託の内容は、あぶくまクリーンセンターの飛灰貯留槽にたまった飛灰をフレキシブルコンテナに収納し、金沢最終処分場に運搬する業務である。この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと史料する。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務については、令和 2 年 3 月 27 日に当初の業務委託契約書において税込 161,700,000 円で契約し、その後令和 2 年 11 月 24 日に 18,024,600 円減額 143,675,400 円で業務委託変更契約書を締結している。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>令和 2 年度のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務の委託料算出については、令和 2 年 2 月 7 日付の一般発議書に添付している設計書において各基準となる単価に基づき見積もられている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあぶくまクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>あぶくまクリーンセンターで除染ごみの焼却が完了し今後 8,000Bq/kg 超の焼却灰の発生は見込まれないこと、及び平成 31 年 3 月発生分から飛灰の放射能濃度は 8,000Bq/kg 以下となっている。このためフレキシブルコンテナに収納して飛灰収納業務の必要がなくなったことから、当初の税</p>

実施した手続	実施結果
	込み 161,700,000 円から 18,024,600 円減の 143,675,400 円で令和 2 年 11 月 24 日に変更契約を締結している。業務の今後の変更に合わせて契約の見直しにより金額の減額を行っていることから、業務コストの削減努力は行われていると思料する。
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	放射性物質に汚染された飛灰の処理が適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	受託業者からは毎月「委託業務完成届」及び「フレキシブルコンテナ管理表」が提出され業務の履行状況の報告が行われている。これを受けてあぶくまクリーンセンターで実施状況の確認を行っている。

(4) 監査の結果

① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄についてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

福島市文書取扱規程第 21 条（決裁年月日）

決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

福島市文書取扱規程第 15 条（文書分類記号等の表示）

起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

10 復興事業費：飛灰仮置業務委託

(1) 業務委託の概要

あらかわクリーンセンター及びあぶくまクリーンセンターにおいて、一般廃棄物等の焼却により発生する放射性物質に汚染（8,000Bq/kg 超）された飛灰はフレキシブルコンテナに収納され金沢埋立処分場に運搬される。

フレキシブルコンテナに収納された飛灰は放射能濃度測定結果が出るまでの暫定仮置き作業を福島市エコエリア協業組合に業務委託している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	令和2年度は1業者との随意契約により業務委託契約を締結している。当該業者は東日本大震災に伴う原発事故により発生した放射性物質に汚染された飛灰の仮置き業務を継続して受託しており、一時保管の経過及び業務内容を熟知している。当該随意契約については「福島市随意契約ガイドライン」5(6) 競争入札に付することが不利と認められるときに該当するため問題ないとしている。
監査対象年度（令和2年度）の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託契約に関する書類を確認した。	業務委託の内容は、あぶくまクリーンセンター及びあらかわクリーンセンターから

実施した手続	実施結果
<p>認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>金沢最終処分場に搬出されたフレキシブルコンテナに収納された飛灰を仮置きする業務である。この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託については、令和 2 年 3 月 27 日に当初の業務委託契約書において税込み 41,250,000 円で契約し、その後令和 2 年 9 月 28 日に 998,800 円減額、令和 2 年 11 月 19 日に 3,320,900 円減額の 36,930,300 円で業務委託変更契約書を締結している。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託の委託料算出については、令和 2 年 3 月 2 日付の一般発議書に添付している積算資料において各基準となる単価に基づき見積もられている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の金沢埋立処分地飛灰仮置業務委託契約を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年 9 月 28 日の契約変更については、フレキシブルコンテナの仮置きの際に利用していたブルーシートが一部不要となったことから 998,800 円減額し変更契約を締結している。</p> <p>また、令和 2 年 11 月 19 日の契約変更については、あぶくまクリーンセンターでは除染ごみの焼却が完了し今後 8,000 Bq/kg 超の焼却灰の発生は見込まれず、平成 31 年 3 月発生分から飛灰の放射性物質の汚染濃度は 8,000 Bq/kg 以下に低下していることからフレキシブルコンテナに収納して搬出する必要はなくなっている。あらかわクリーンセンターにおいても平成 28 年 1 月発生分から汚染濃度が 8,000 Bq/kg 以下となっていることからフレキシブルコンテナに収納する必要がなくなってい</p>

実施した手続	実施結果
	<p>る。このため、3,320,900 円減額し変更契約を締結している。</p> <p>最終的に 36,930,300 円で契約変更しており実態に合わせて契約の見直しにより金額の減額を行っていることから、業務コストの削減努力は行われていると思料する。</p>
<p>委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>放射性物質に汚染された飛灰の仮置き業務は適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。</p>
<p>委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>受託業者からは毎月「委託業務完成届」が提出され業務の履行状況の報告が行われている。これを受けてあぶくまクリーンセンターで実施状況の確認を行っている。</p>

(4) 監査の結果

① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘 1】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第 15 条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

<p>福島市文書取扱規程第 21 条（決裁年月日）</p> <p>決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。</p> <p>福島市文書取扱規程第 15 条（文書分類記号等の表示）</p> <p>起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第 37 条第 1 項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。</p>
--

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄についてはシステム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄につ

いてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

②随意契約締結に係る理由について【指摘 2】

当該業務委託契約は特命随意契約となっているが、その理由が地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき。」としているが、他方で当該随意契約の適用理由として、「東日本大震災に伴う原発事故以降、通常の埋立を行う管理業務、放射性物質に汚染された放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下の焼却灰(特定一般廃棄物)の仮置業務及び本業務を受託しており、一時保管の経過及び業務の内容を熟知している。」としており、随意契約を適用する理由と条文の解釈が一致していないと考えられる。

随意契約は地方自治法施行令において例外的に認められている取扱であり、その適用に当たっては地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に定められている場合のみ認められるものであることから、適用する理由と条文の解釈を一致させる必要があると考える。

11 復興事業費：混合灰搬出に伴う灰出設備改修工事

(1) 業務委託の概要

あぶくまクリーンセンターにおいて一混合灰搬出に伴う灰出設備改修工事を行っている。

指名競争入札により決定した株式会社エフエー機工と工事請負契約を締結している。

(2) 監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約に係る財務事務について予算と実績の管理が妥当であるか。
- ・ 契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるか。
- ・ 契約の締結について正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているか。
- ・ 契約の履行として工事完成その他の契約の履行期限が守られ、工事は設計図及び仕様書どおりに施工されているか。
- ・ 監督、検査及び検収立会が的確になされているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>当該工事契約の予算執行に関する書類を確認し、予算消化のためのような、不要、不急その他不相当と認められる工事の施工がないかを確認した。</p>	<p>令和2年12月2日付の予算執行伺書を開覧した。当該工事のスケジュールとしては、入札等執行伺が令和2年12月14日、入札日が令和2年12月24日、契約日が令和2年12月28日、工期が令和2年12月28日から令和3年3月18日まで、完成年月日令和3年3月16日となっている。また、工事内容としても不要不急のものではないため、当該工事については不相当と認められる工事の施工ではないと判断する。</p>
<p>当該工事契約の方式決定及び相手方の選定が適法、かつ、妥当であるかを確認した。</p>	<p>工事業者の選定に当たっては、8社の指名競争入札となっている。うち2社が入札を辞退し6社により入札が行われている。当該工事の性格上、対応できる業者は限定されると考えられ、その点で指名競争入札方式は妥当なものと思料する。また、入札に係る一連の書類（入札等執行伺、入札執行及び契約締結依頼書、入札書等）を確かめたが、特段に問題は見られなかった。</p>
<p>当該工事契約の契約締結について正当な承認を得ているかを確認した。</p>	<p>入札後の契約締結については、契約締結伺により適切な承認を得た上で契約を締結している。</p>
<p>当該工事契約について、契約書が確実に、かつ、適時に作成されているかを確認した。</p>	<p>工事請負契約書は令和2年12月28日付で作成され、請負金額に応じた収入印紙が貼り付けられており、契約当事者の調印がなされている。</p>
<p>当該工事契約の締結について契約条項が必要十分であるか、契約金額が適正であるか、契約保証金が適正に受け入れられているか、契約変更等が妥当であるかを確認した。</p>	<p>工事請負契約書の記載内容については、①契約条項は過不足なく作成されており、②契約金額も入札の結果決定した金額となっており、③契約保証金は金融機関の保証が付けられている。 また、契約を変更しなければならない事象</p>

実施した手続	実施結果
	は発生していない。
当該工事契約について、工事完成の時期、その他の契約の履行期限が守られているか、工事が設計図及び仕様書どおりに施工されているかを確認した。	<p>工事の進捗管理が適切に行われていることを工事監督記録により確認した。</p> <p>工事は令和3年3月16日に完成し、同日付の工事完成通知書を受領しており、工事請負契約書に基づく完成時期が履行されていることを確認している。</p> <p>また、令和3年3月19日に財務部契約検査課で検査を行い工事が設計図どおりに施工されていることを確認している。</p>
当該工事契約について、検査が的確になされているかを確認した。	また、令和3年3月19日に財務部契約検査課で検査を行い工事が設計図どおりに施工されていることを確認している。

(4) 監査の結果

特段の問題は見られなかった。

12 固定資産及び備品管理

(1) 固定資産台帳管理の概要

福島市は、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省：平成27年1月23日公表）を基に、福島市固定資産台帳整備マニュアルを定めている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 固定資産及び備品の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。
- ・ 固定資産台帳及び備品台帳が整備され、固定資産及び備品の管理が適切に行われているか。
- ・ 固定資産及び備品の処分が適切になされているか。
- ・ 固定資産及び備品は効率的に利用されているか。遊休・未使用の固定資産や備品は適切に管理されているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課から入手した固定資産台帳及び備品台帳から無作為に一定の件数の固定資産及び備品を抽出し、現場にて現物との突合を実施した。	(4) 監査の結果 参照
現地視察において確認した固定資産や備品の現物が、固定資産台帳や備品台帳に登載され適切に管理されているか確認した。	(4) 監査の結果 参照

(4) 監査の結果

あぶくまクリーンセンターの現地視察において、監査人は所管課より事前に固定資産台帳を入手し、サンプル抽出した備品等の管理状況を現地で確認した。

①旧あぶくまクリーンセンター破砕工場除却処理について【意見】

あぶくまクリーンセンターの現地視察を実施したところ、福島市岡部上川原 26 にあるヘルシーランド福島の裏手に、旧あぶくまクリーンセンター破砕工場（以下、「旧破砕工場」という。）が取り壊されていないことを確認した。



(旧あぶくまクリーンセンター破砕工場写真：監査人撮影)

当該施設は昭和 63 年 2 月 1 日に竣工し現在稼働しているあぶくまクリーンセンターの以前に使用していた旧あぶくまクリーンセンター破砕工場であり、福島市の固定資産台帳にも下記の通り登載されていた。

所在地	資産名称	耐用年数	取得年月日	取得価額等	現在簿価	用途	分（行政財産・普通
岡部字上川原4-2	あぶくまクリーンセンター（旧）	38年	1979/03/31	83,080,000		1 処理場・加工場	1 行政財産

現状を確認すると、写真にもあるように旧破砕工場の柱には亀裂が入っており、保存状況が良好であるとはいいがたい。市では令和 2 年度に有害物質の調査を行った結果、吹付材や塗料には石綿は含まれていないことを確認している。一方、建設時期か

ら内装材の石膏ボード、Pタイル等、外装材の波板スレートには、石綿が含まれている可能性が高いという調査結果が出たが、現時点では石綿の除去あるいは皮膜処理は行っていない。旧破碎工場の解体には前述した石綿のほか、土壌などにも様々な有害物質が含まれる可能性もあることから、施設の処分費用は高額となる可能性がある。

現在のクリーンセンター稼働後は、敷地の利用予定もなかったことから解体する優先度が低くなり、残置され現在に至っている。今後は現在のあぶくまクリーンセンターの建替えが検討されていることから新しいあぶくまクリーンセンター建設のため旧破碎工場の処分は必要となり、令和5年度から6年度にかけて解体する見込みとなっている。

旧破碎工場の西側にはヘルシーランド福島があり、ヘルシーランド福島の西側には県道、東側には市道が隣接している。内装材の石膏ボード等、外装材の波板スレートには石綿が含まれている場合は、周辺地域の環境への悪影響を及ぼす可能性がある。将来の利用可能性も認められない建物であることに鑑みると、たとえ撤去が完了していなくても、いわゆる有姿除却（取壊し処理をしなくても用途を廃止し、台帳管理上、通常の使用に供していないことを明記する処理で基本的には法人税法の用語である。）すべき状況にある。保存状況も良好とはいいがたい点から、周囲への影響も十分に配慮し、早期の解体が望まれる。

②長期間使用されていない車両の除却処理について【指摘1】

旧破碎工場の敷地内に2004年に取得したじん芥収集車がナンバープレートを取り外された状態で停められていた。



当該車両は既にナンバープレートが取り外されているため一般道は走れず、保存状況からみても使用可能とはいいがたく良好な状態で使用できるように保管している状況にはないことから、福島市財務規則第243条第2項による対応となっていない。入手していた固定資産台帳を確認したところ、台帳には下記の通り登録されていた。

所在地	資産名称	耐用年数	取得年月日	取得価額等	現在簿価	用途	分（行政財産・普通
岡部字上川原4-2	あぶくまクリーンセンター（旧）	38年	1979/03/31	83,080,000		1 処理場・加工場	1 行政財産

当該車両は、当初は使用する見込みがあったことから処分しなかったが、時間の経過とともに使用できる状態ではなくなり、廃車の手続は行ったものの車両の処分を行わなかったため、結果的には処分の時期を逸した状況で現在に至っている。

行政財産の処分は予算措置のタイミングや処分費用の確保が重要である。処分を保留しておくことは市民へ予算措置の説明を逸することとなる。業務上不要であれば、福島市財務規則第 256 条に基づき、不要物品として早急に財務部長に通知し、必要な措置をすることが望まれる。

福島市財務規則第 243 条（管理の義務）第 2 項

物品は、市の施設において常に良好な状態で使用することができるよう保管しておかなければならない。ただし書き以降略。

同規則第 254 条（修繕又は改造）第 2 項

物品を使用する職員は、その使用中の物品に修繕又は改造を要するものがあるときは、物品管理権者に対し、修繕又は改造の措置を求めなければならない。

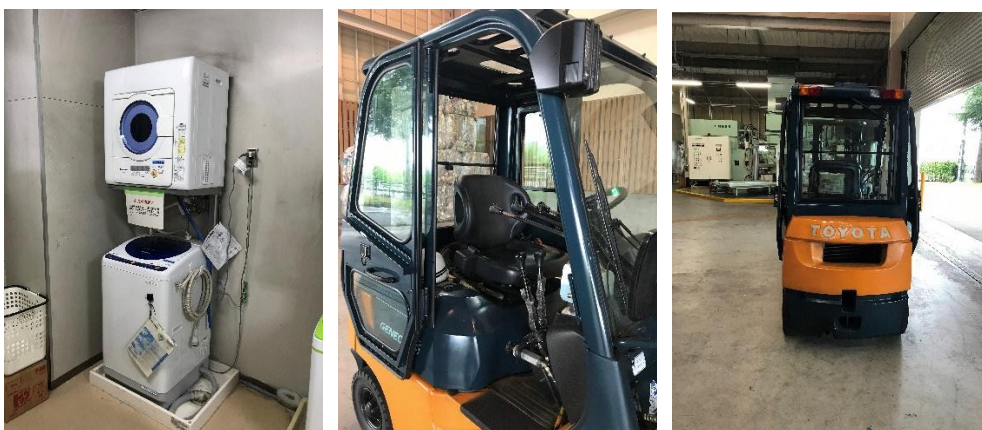
同規則第 256 条（不要物品の処分）

第 1 項 会計管理者は、出納機関において保管中の物品に供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、その旨を財務部長に通知しなければならない。

第 2 項 財務部長は、前項の規定による通知を受けた物品について不用の決定をしたときは、売払又は廃棄等の別を明らかにして、当該物品の処分につき、必要な措置をとらなければならない。

③備品の標識貼り付け未了について【指摘 2】

現地視察で確認した場内での作業用車両や、場内で使用されている洗濯機などの備品には当該標識は付されていない。また書架や机等の備品にはプラスチックテープに備品番号を記載している資産もあったが、性質、形状等は標識を付することが可能な状況であるにも関わらず、当該テープすら貼られていない備品も散見された。



福島市財務規則では備品には標識を付さなければならないとされており、場内の備品に対する標識の貼付状況については、固定資産台帳で事実関係を確認し、改善する必要がある。

福島市財務規則第 244 条（標識）

備品には、標識（様式第七十三号）を付さなければならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。

④台帳に登載されている財産の管理について【指摘 3】

あぶくまクリーンセンターの現地視察に際して、監査人は所管課より事前に固定資産台帳を入手し、サンプル抽出した備品の管理状況を現地で確認した。その際、昭和 60 年代から平成 2 年までに取得した資産の現物を依頼したところ、場内の担当者からは現物は場内にはなく、事実上、所在不明となっていた。

また現在使用している備品についても現地視察で確認した洗濯機の備品台帳への登載状況を確認すると備品台帳には未登載となっており、平成 16 年に取得した洗濯機が備品台帳に登載されたままとなっていた。

福島市の財務規則では、第 245 条に物品管理権者は、物品の出納をさせようとするときは、出納機関に対し、物品受入通知書（様式第七十四号）又は物品払出通知書（様式第七十五号）により通知しなければならないと規定されている。

処分した備品が備品台帳に登載されたままになっているということは当該規定を遵守できていないものと思料する。今後は定期的に固定資産台帳及び備品台帳に伴い棚卸を実施し、福島市財務規則第 245 条に基づき適切に対応することが望まれる。

福島市財務規則第 245 条（出納）

第 1 項 物品管理権者は、物品の出納をさせようとするときは、出納機関に対し、物品受入通知書（様式第七十四号）又は物品払出通知書（様式第七十五号）により通知しなければならないと規定されている。

第6章 あらかわクリーンセンター

第1 財務推移状況

1 決算総括表

(単位：円)

区分	歳入				
	予算現額	調定額	収入済額	不能欠損額	収入未済額
平成28年度	643,618,000	541,707,631	541,707,631	0	0
平成29年度	672,149,000	610,570,310	610,570,310	0	0
平成30年度	654,596,000	617,682,547	617,682,547	0	0
令和元年度	588,259,000	565,102,868	565,102,868	0	0
令和2年度	580,585,000	561,727,163	561,727,163	0	0

(単位：円)

区分	歳出				
	①予算現額	②支出済額	③翌年度繰越額	④不用額	②÷①
平成28年度	952,505,000	937,572,533	0	14,932,467	98.4%
平成29年度	965,449,000	956,718,609	0	8,730,391	99.1%
平成30年度	980,957,000	965,110,207	0	15,846,793	98.4%
令和元年度	995,315,000	987,546,630	0	7,768,370	99.2%
令和2年度	1,114,427,000	1,054,930,380	31,680,000	27,816,620	94.7%

令和2年度の③翌年度繰越額は、ストックヤード棟復旧工事である。

2 歳入決算

(単位:円)

		収 入 済 額					
款	項 目 節 細 節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
14	使用料及び手数料	255,394,200	253,138,800	250,125,400	242,632,400	251,287,400	224,507,350
	1 使用料	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	5,750
	3 衛生使用料	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	5,750
	2 清掃施設 使用料	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	5,750
	(1)じん介処理 施設使用料	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	5,750
	2 手数料	255,389,700	253,134,300	250,120,900	242,627,900	251,282,900	224,501,600
	3 衛生手数料	255,389,700	253,134,300	250,120,900	242,627,900	251,282,900	224,501,600
	2 清 掃 手 数 料	255,389,700	253,134,300	250,120,900	242,627,900	251,282,900	224,501,600
	(1)廃棄物処理 等手数料	255,389,700	253,134,300	250,120,900	242,627,900	251,282,900	224,501,600
15	国庫支出金	60,765,876	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,415,060	2,438,700
	2 国庫補助金	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,415,060	2,438,700
	3 衛生費国庫補助金	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,415,060	2,438,700
	2 清 掃 費 補 助 金	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,415,060	2,438,700
	(1)廃棄物処理施設 モニタリング事業費補助金	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,394,360	2,415,060	2,438,700
	3 委託金	58,371,516	0	0	0	0	0
	3 衛生費委託金	58,371,516	0	0	0	0	0
	1 清掃費 委託金	58,371,516	0	0	0	0	0
	(1)災害等廃棄物 処理事業委託金	58,371,516	0	0	0	0	0
17	財産収入	138,906,410	110,667,296	156,456,942	147,197,213	113,169,599	101,451,868
	2 財産売払収入	138,906,410	110,667,296	156,456,942	147,197,213	113,169,599	101,451,868
	2 物品売払収入	138,906,410	110,667,296	156,456,942	147,197,213	113,169,599	101,451,868
	1 物品売払収入	138,906,410	110,667,296	156,456,942	147,197,213	113,169,599	101,451,868
	不用品売払収入			542,516	0	150,550	161,260
	資源物売払収入	138,906,410	110,667,296	155,914,426	147,197,213	113,019,049	101,290,608

(単位:円)

				収 入 済 額						
款	項	目	節	細節	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
21 諸収入					209,443,526	175,507,175	201,593,608	225,458,574	198,230,809	233,329,245
5 雑入					209,443,526	175,507,175	201,593,608	225,458,574	198,230,809	233,329,245
2 雑入					209,443,526	175,507,175	201,593,608	225,458,574	198,230,809	233,329,245
12 あらかわクリーンセンター売電収入					209,304,507	175,409,220	185,766,680	215,012,662	198,112,197	214,872,308
(1)あらかわクリーンセンター売電収入					209,304,507	175,409,220	185,766,680	215,012,662	198,112,197	214,872,308
17 雑入					139,019	97,955	137,198	900,994	118,612	104,148
(1)電気使用料					101,547	97,955	102,098	102,387	98,812	104,148
(6)雑入					37,472	0	35,100	798,607	19,800	0
22 原子力損害賠償金							15,689,730	9,544,918		18,352,789
原子力損害賠償金						0	15,689,730	9,544,918	0	18,352,789
合 計					664,510,012	541,707,631	610,570,310	617,682,547	565,102,868	561,727,163

3 歳出決算

(単位:円)

				支 出 済 額					
款	項	目	細目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4 衛生費				935,825,392	937,572,533	956,718,609	965,110,207	987,546,630	1,054,930,380
2 清掃費				935,825,392	937,572,533	956,718,609	965,110,207	987,546,630	1,054,930,380
2 じん芥処理費				935,825,392	937,572,533	956,718,609	965,110,207	987,546,630	1,054,930,380
3 あらかわクリーンセンター費				861,287,032	870,883,439	886,774,569	894,639,127	916,351,030	988,714,780
(1)焼却工場運営事業費				629,853,239	634,915,060	634,434,546	630,873,700	640,559,006	655,607,470
(2)資源化工場費				148,930,924	151,242,002	152,950,291	158,652,698	160,395,308	155,046,136
(3)資源化工場維持補修費				12,634,920	14,829,912	28,993,204	33,955,308	41,925,531	104,419,865
(4)リサイクルプラザ費				65,448,827	65,518,844	66,369,033	66,868,130	69,080,057	69,271,511
(5)事務費				4,419,122	4,377,621	4,027,495	4,289,291	4,391,128	4,369,798
4 復興事業費 (1)災害等廃棄物処理費				74,538,360	66,689,094	69,944,040	70,471,080	71,195,600	66,215,600
合 計				935,825,392	937,572,533	956,718,609	965,110,207	987,546,630	1,054,930,380

主な増減

令和 2 年度において、資源化工場の排出コンベア整備業務及びストックヤード棟復旧工事により維持補修費が他の年度に比較して増加している。

第 2 監査結果及び意見

あらかわクリーンセンターについて、視察の際に備品等の管理状況について確認した。

1 焼却工場運営事業費：焼却工場運営業務委託

(1) 事業概要

あらかわクリーンセンター焼却工場運営業務委託は、民間事業者が、搬入される一般廃棄物等の処理を行う処理施設の設計・施工を行い、さらにその運営までを一括して行う PFI 事業の DBO (Design : 設計、Build : 施工、Operate : 運営) 方式により実施している。平成 17 年 12 月に計画処理能力 220t/日 (110t/24h×2 炉) のごみ焼却処理施設の建設に着手、平成 20 年 8 月に竣工し、以後本格稼働を開始し現在に至っている。あらかわクリーンセンターの焼却工場運営に関しては、総合評価一般競争入札により平成 17 年 11 月 24 日に株式会社荏原製作所及び荏原エンジニアリングサービス株式会社 (現在は、荏原環境プラント株式会社と契約している。) と福島市で契約を締結し、契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで、運営事業者である株式会社あらかわ E サービスにあらかわクリーンセンター焼却工場の管理運営業務を平成 20 年 9 月から委託している。

なお、ごみを焼却する際に出る燃焼余熱を利用した発電設備を有しており、場内の電力として利用するとともに売電した収入は福島市に帰属する。売電及び発電に係る業務を株式会社あらかわ E サービスへ委託し、荏原環境プラント株式会社が買い取り、市内の小中学校などに供給している。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか

- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の焼却工場運営業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和 2 年度）における焼却工場運営業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	清掃事業における焼却工場運営業務の場合、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績及び業務の継続性や安定的遂行が最も重要である。 このような経験豊富な専門的技術を要する業務であることを考慮すれば、民間委託により行政サービスを向上させ、効率的かつ効果的な焼却工場運営業務を行うために、民間の専門業者に業務を委託する理由に合理性は存在すると考える。 特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における焼却工場運営業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における焼却工場運営業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	(4) 監査の結果 参照
監査対象年度（令和 2 年度）における焼却工場運営業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	(4) 監査の結果 参照
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	特段の問題は見られなかった。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	毎月、業務報告書を委託業者に提出させ業務内容を確認し、委託成果品の検査及び委

実施した手続	実施結果
	託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。 特段の問題は見られなかった。

(4) 監査の結果

① 決裁年月日の未記入について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていない発議書が複数あり、内部規程に反している実態があった。「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

行政一般 福島市文書取扱規程

(決裁年月日)

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

② 運營業務委託の評価について【意見 1】

あらかわクリーンセンターでは、委託業者である株式会社あらかわ E サービスが焼却工場稼働後 13 年目を迎えた令和 3 年 5 月に、焼却工場の施設状況、処理機能状況を把握し、今後の適正な運営管理に向けて、必要な改善・整備等のための基礎資料を得ることを目的として、一般社団法人日本環境衛生センターから精密機能検査報告書を受け取っている。総合所見としては、適正な管理体制の実施により、処理能力の維持及び省エネに向けての努力も見受けられ、今後とも現体制を継続し、適切な管理を実施していくことが望まれると示されている。

福島市は平成 17 年 11 月 24 日に締結したあらかわクリーンセンター焼却工場運營業務委託仮契約書及び平成 17 年 12 月 26 日に締結した前述の「運營業務仮契約を本契約とする契約書」の第 14 節 業務報告（運營業務の報告）の事項により、完了報告書を毎月受領し月次処理量(t)や処理量(t)に伴う変動費の報告を受けている。

あらかわクリーンセンターは建設から運營業務までを包括する DBO 方式であり、上述したように業務の安全や管理運営の費用対効果を考えた際、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を遂行できる豊富な経験と実績が必要であり、同じ業者と長期的な委託契約を締結するのは理解できる。

福島市では委託業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行規則第 5 条に基づき第三者から受けた報告書を受領し委託業者自身の評価を実施している。しかし、業

務委託が 20 年という長期にわたることが契約時から明確になっているのであれば、福島市もこれまでの委託業者に委託し続けることが妥当であるか定期的に評価検討するべきと考える。稼働後 13 年という期間が経過し、委託業者が法定で検査を実施した報告だけでなく、例えば 5 年といった一定の期間ごとに委託業者と協議を行い、受領する完了報告書について、福島市も評価指標を特定して定期的かつ客観的に検証し、引き続き同じ業者に委託することを評価する文書を作成することが望まれる。

③委託業者に対する追加費用分の契約について【意見 2】

あらかわクリーンセンター焼却工場運営業務委託仮契約書によると、追加費用に関連して次の条項が規定されている。

(法令変更)

第 58 条 甲は、本契約締結後に法令変更が行われ、乙の運営業務の実施に追加費用が生ずるときは、甲が合理的な範囲でこれを負担する。

(本契約に定めのない事項)

第 77 条 本契約に定めのない事項については、福島市の定める財務規則等を適用するものとし、かかる規則等がない場合は、甲及び乙が別途協議して定めることとする。

福島市と株式会社あらかわ E サービスは平成 23 年 3 月に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に起因して、放射性物質に対する追加発生費用として、従前の契約では想定していなかった追加に対応すべき業務に関する費用を、運営業務委託仮契約書に規定する上述の条文を根拠に合意書を交わし、追加費用に関する契約を締結している。

クリーンセンターから契約書等の関連書類一式を入手し、必要と考えられる監査手続（閲覧、突合、分析及び質問等）を実施したところ、確認できたのは委託業者からの見積書と見積書に基づいて交わした、令和 2 年度放射性物質による追加発生費用についての合意書のみであり、仕様書や委託概要書は確認できなかった。

本件のように運営管理上、追加的に生ずる対応及び費用を、委託業者へ発注していることは、あらかわクリーンセンター焼却工場が長期的な契約となっている点からして、一般的には合理性があるものと推測される。一方、追加発生費用については、本契約にはない事項に起因する契約であり、福島市の財務規則等を適用すれば、契約事務に係る留意事項に準拠して委託契約を締結する必要がある。これに対して、福島市では見積書は徴求しているものの、従前に締結した運営業務委託契約に基づく精算として当該追加発生費用契約の事務手続を処理している。

契約書には、本契約に定めがない事項として生ずる追加発生費用についても、福島市の財務規則等を適用すると明記しており、福島市として、契約手続の恣意性の排除のた

め、また、経済性・効率性をより追求するためにも、新規契約に準じた契約手続きに基づき、特記仕様書、設計図書及び委託概要書等の書類を作成するよう要望する。

2 資源化工場費：資源物選別業務委託

(1) 業務委託の概要

福島市内で回収されたびん類、ペットボトル、缶類を、あらかじめクリーンセンター資源化工場にて選別している。当該選別業務は、あらかじめクリーンセンター開設当初の平成11年から、民間事業者にも全面委託しており、同一事業者と長期間にわたる随意契約が行われている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託契約は適法であり、支払いは正確か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 委託先では業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和2年度）の資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	同一事業者との長期にわたる随意契約が行われており、委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場自体が存在していない（(4) 監査の結果 参照）。
監査対象年度（令和2年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	契約形態は随意契約となっており、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を契約根拠としているが、「工事概要書」における業者選定理由には「資源物回収を目的に組織された協業組合で、従業員も選別

実施した手続	実施結果
	の指導を受け 4 月 1 日から作業できるため。」との記載があるのみであり、この他、随意契約の理由を記載した書類が確認できない（(4) 監査の結果 参照）。
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	予定価格の積算書類を閲覧した結果、積算根拠は明確であり、特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託料の算定方法は適切かを確認した。	予定価格の積算書類を閲覧した結果、金額の算定根拠には合理性があり、特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は適法であり、支払いは正確かを確認した。	特段の問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託先では業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	資源物選別業務報告書を閲覧するとともに、実際の業務実施状況を現場視察した結果、問題は見られなかった。
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。	
監査対象年度（令和 2 年度）における資源物選別業務委託契約に関する書類を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。	毎月受領している「資源物選別業務報告書」を閲覧した結果、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていると判断した。

(4) 監査の結果

① 決裁年月日の未記入について【指摘 1】

以下の通り、「福島市文書取扱規程」第 21 条においては、決裁文書には、回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するとされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていないものが散見され、内部規程に反している実態があった。

福島市文書取扱規程

(決裁年月日)

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

②随意契約のあり方について【指摘 2】

同一事業者と、委託契約当初より長期にわたる随意契約が行われており、委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場自体が存在していない。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を根拠として随意契約を締結しているが、「競争入札に付することが不利と認められるとき」の理由について、現存する書類のみでは説明が不十分と言わざるを得ない。同施行令や下記福島市随意契約ガイドラインに照らして、契約理由を明確化する必要がある。

地方自治法施行令

(随意契約)

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

福島市随意契約ガイドライン

4 随意契約の確認事項

随意契約は、競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識し、随意契約をしようとするときは、次の点の確認が必要です。

(1) 説明責任の確認

前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由とはなりません。随意契約とした合理的な理由があるかを確認してください。

(2) 競争性の確認

用途、品質、機能等において、同一の他の物が存在する場合、同一の仕様で業務を行える者が存在する場合には、競争入札に付することが原則です。仕様書の内容に問題がないか、工夫して競争入札にできないかの確認をしてください。

(3) 関係法令等の確認

法令等の改正や、排他的権利（特許権、著作権等）が一般的になっていないか（誰でもできる）、競争入札でも可能になっていないかの確認をしてください。

(4) 少額随意契約の確認

随意契約による契約方法が簡略であるとして、予定価格を低く設定し、又は契約を故意に分割していないか、契約金額や期間等で問題ないか、競争入札より不利にならないかの確認をしてください。

(5) 根拠法令の確認

随意契約条項に該当しないことが何人の目にも明らかな場合又は当該契約が随意契約によることができないことを承知の上でおこなった場合、同契約は無効となる場合があります。契約の相手方が唯一であるかの確認をしてください。

(6) 地元企業の受注機会確保の確認

地域経済への寄与の観点から、発注は市内業者（市内に本店を有する業者）へ行うのが原則となります。また、発注が一部の業者に偏ることの無い様に確認をしてください。

5 随意契約できる場合

(6) 競争入札に付することが不利なもの

(施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号)

競争入札に付することが不利と認められるとき。

この号において、「不利」の解釈は、契約金額、品質面でも優れているほか、納期や工期の面での不利となることが該当します。

第 6 号を適用する際の要点は以下の通りです。

ア 契約履行中の者に履行させた場合、契約金額、期間等の面で有利と認められること。

イ 契約履行中の契約と直接関連する契約で、類似近接性や関連性等の一定の条件を満たしていること。

ウ 急速に契約しなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

【特記事項】

施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号は、見積相手方が 1 者となる場合があり、同項第 2 号と近接していると見受けられるが、同項第 2 号は、その者しか履行できない場合であるのに対し、同項第 6 号は履行者が極めて限定されるが、「予定価格以下」という要件等を除けば履行者の唯一性が絶対ではない場合です。第 2 号を適用すべきものを第 6 号としないよう注意してください。

随意契約理由の例示

本工事は、契約番号〇〇〇〇〇〇〇〇号〇〇工事と同一工事現場で行われる密接に関連する付帯工事で、現場管理費や一般管理費の価格の面、工期の面からも経費の節減が確保

できることから施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に該当するので下記の者と随意契約により実施したい

6 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に該当する随意契約理由集

第 6 号 競争入札に付することが不利なもの

【業務委託・物品調達】

F1	現に契約履行中の業者に引き続き実施させた場合、期間の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる次のような業務 ・当初予期し得なかった事情の変化により必要となった業務 ・本体業務と密接に関連する付帯的な業務
F2	他の発注に係る実施中の業務の内容と重複若しくは関連する業務で、実施中の者に実施させた場合には期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で有利と認められる業務
F3	業務履行中の受注者自体の事情により履行できなくなったことによる残業務で、早急に着手しなければ市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性があるとして認められる業務
F4	競争入札等に付したが入札不調となり、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく随意契約もできなかった場合で、業務の開始時期が迫っていることから、競争入札に付しては時間上の制約があり、契約の目的を達成することができない業務
F5	機械警備業務委託等で、競争入札で毎年業者が変わってしまう場合、その都度機械器具の設置・撤去を行うと施設の安全等の維持管理に問題が生じる場合や経費の削減の面で不利となる業務

3 資源化工場費：破碎処理物等運搬業務委託

委託業務名	あらかわクリーンセンター資源化工場 破碎処理物等運搬業務委託
担当部局	環境部あらかわクリーンセンター
契約方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特命随意契約 ・長期継続契約 <p>なお、本業務は、4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第 2 条第 3 号に該当する契約であるとしている。</p> <p>(参考)福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 第 2 条第 3 号</p> <p>「三 その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的</p>

	であるもの及び毎年四月一日から物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける必要があるもので市長が特に認めるもの」
随意契約の場合の理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号
契約金額（税抜）	29,200,000 円
単年度 or 複数年度	単年度契約
委託先	福島市エコエリア協業組合
契約年月日	令和 2 年 3 月 27 日
契約完成期限	令和 3 年 3 月 31 日

(1) 業務委託の概要

あらかわクリーンセンター資源化工場では、資源化工場等から排出される破碎処理物等（破碎可燃物、破碎不燃物、溶融不適物、焼却残渣）のあらかわクリーンセンター焼却工場（破碎可燃物）及び金沢第二埋立処分場（破碎不燃物、溶融不適物、焼却残渣）へ運搬について、書類で確認が取れる範囲で、平成 21 年度より、福島市エコエリア協業組合に破碎処理物等の運搬業務契約を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、「特命随意契約（1 者契約）」として締結をしている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の破碎処理物等運搬業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切かを確認した。</p>	<p>あらかわクリーンセンター資源化工場では、破碎処理物等運搬業務について特命随意契約にて長年にわたり委託契約を締結している（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号を根拠としている（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>なお、委託先の財務内容の確認を契約検査課で実施しているとの回答を得ているが、包括外部監査人宛に確認結果の開示を要請したところ、財務内容の開示は出来ないとの回答があり委託先の財務内容については未検証となっている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における破碎処理物等運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>一般廃棄物の処理については、廃棄物処理法第 6 条の 2 第 1 項において市町村が行うこととされているが、同法第 6 条の 2 第 2 項において市町村以外への外部委託も認められている業務である。したがって、当該業務を外部委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における破碎処理物等運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の破碎処理物等運搬業務委託については、令和 2 年 3 月 27 日付で契約締結について契約締結発議を行い、同日付で総額 32,120,0000 円（税込み）にて契約している（(4) 監査の結果 参照）。</p> <p>また、令和 2 年度の破碎処理物等運搬業務委託については、予算配当額が 32,150,800 円（税込み）となっており、金額は予算上明確になっている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における破碎処理物等運搬業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の破碎処理物等運搬業務委託については、担当課で予定価格の積算を行っているが、長期にわたり固定されている項目があった（(4) 監査の結果 参照）。</p>

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）における破砕処理物等運搬業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	破砕処理物等運搬業務委託については、年度開始前に契約した委託料が基本的に 1 年間継続している（消費税率の変更がある場合には変更契約を締結している。）。よって、業務コストの削減のためには委託料の積算過程が重要となってくるが、過去の予定価格の推移をみる限り業務コストの削減を意識しているとは考えられない（(4) 監査の結果 参照）。
当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	当該委託契約により廃棄物処理法に基づく一般廃棄物の収集、運搬及び処理が適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	毎月実績報告、完成届が納品され、成果物は適時、適切に確かめられていることを確認した。

(4) 監査の結果

①契約形態について【意見 1】

あらかわクリーンセンター資源化工場では、資源化工場等から排出される破砕処理物等（破砕可燃物、破砕不燃物、溶融不適物、焼却残渣）のあらかわクリーンセンター焼却工場（破砕可燃物）及び金沢第二埋立処分場（破砕不燃物、溶融不適物、焼却残渣）へ運搬について、書類で確認が取れる範囲で、平成 21 年度より、福島市エコエリア協業組合に破砕処理物等の運搬業務契約を地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号に基づき、「特命随意契約（1 者契約）」として締結をしている。委託契約当初より現在に至るまで特命随意契約を単年度で締結し、事実上契約更新を続けている状況にある。

長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在しないことで、不経済性となり得る可能性がある。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則とされ、随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第 234 条第 2 項において、随意契約は、政令で定める場合に該当するときに限りできることとされ、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。

地方自治法第 234 条第 2 項

(契約の締結)

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 6 号

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

清掃事業を考えた場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）において「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない」と定められており、単純に経済性のみが重視されるものではなく、市民の生活環境や環境保全の維持の観点から、業務の継続性と安定的遂行が最も重要である。そのためには迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績が必要であることもまた事実であり、契約形態が例外的に特命随意契約となり得ることも理解できるところではあるが、福島市における運搬業務委託契約事務へのこれまでの対応を鑑みると、契約当初より委託先との特命随意契約が前提となってしまうしており、業務の客観性、競争性が確保されていない状況が長期間続いていると言わざるを得ない。

廃棄物処理法における委託基準に適合した福島市の登録業者が別に存在する限りにおいては、業務の客観性及び競争性の観点から、契約形態として一般競争入札とすること、あるいは競争見積方式による随意契約として複数の登録業者から見積をとることも今後検討の余地があるのではないかと考える。

②随意契約の採用理由について【指摘 1】

随意契約は例外的な契約方法であり、地方自治法第 234 条第 2 項において、政令で定める場合に該当するときのみに限りできるとされ、地方自治法施行令では第 167 条の 2 第 1 項各号において、随意契約によることができる場合が限定列挙されている。

あらかわクリーンセンター資源化工場における破砕処理物等運搬業務は、特命随意契約によっており、随意契約の採用理由は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」となっているが、随意契約を締結する理由について、特段理由書は作成されておらず、工事（委託）概要書に業者選定理由に以下の記載があるのみであった。

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」により、公共事業下水道整備事業等による汲み取り戸数減少に伴う汲取り事業者の合理事業の事業

転換策として、ごみ収集運搬事業を実施するために組織された協業組合において、同法第9条による措置により昨年度までの委託実績もあり、施設内容等について把握しているため

担当課では、上記の工事概要書における業者選定理由の記載をもって随意契約の理由と考えているようであったが、業者選定理由が随意契約の理由になるとは必ずしも言えず、上記文言だけをもって地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するとして、市民への説明責任を果たしているとは言えず、不明瞭と言わざるを得ない。そもそも、根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の「競争入札に付することが不利と認められるとき」に対して、なぜ競争入札ではなく随意契約を採用しないと不利になるのかについて具体的な記載が見当たらない。

地方公共団体の契約方法は、地方自治法において、公平性、公正性、透明性、競争性、経済性を確保するため競争入札が原則とされているところ、例外的に随意契約による取扱いが認められている。このため、随意契約による場合、地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙されている要件に該当しない限り採用することはできない。特命随意契約であれば尚更のこと、例外的に認められている随意契約の採用理由は、地方自治法施行令の根拠に合致するよう必ず具体的に記載しなければならない。

③ 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘2】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていないものが散見された。さらに、「福島市文書取扱規程」第15条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書の文書分類記号欄及び保存年限欄に文書分類記号及び保存年限の記載がされていたものはなかった。これら以外にも、発議書には空欄が散見されたが、文書事務の経過を明らかにするために相応の記載が必要な箇所があった。

行政一般 福島市文書取扱規程

（文書分類記号等の表示）

第15条 起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第37条第1項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする。

（決裁年月日）

第21条 決裁文書には、第17条から第19条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和 4 年度から電子起案・決裁システムが整備され、電子システムによる起案となり、発議書の記載を要する欄については、システム上で入力を求められるようになるため、必要な欄が空欄になることはないと考えられるものの、起案者、決裁者ともに各欄に対して記載を要する理由をきちんと把握した上で、電子起案・決裁の文書事務手続を運用していく必要がある。

④入札結果について【意見 2】

あらかわクリーンセンター資源化工場における破砕処理物等運搬業務の過去 3 年間の予定価格、契約金額及び落札率の関係は以下のとおりで、落札率概ね 99%となっている。

予定価格と契約価格の推移 (単位：円、税抜)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
予 定 価 格	29,289,000	29,758,000	29,228,000
契 約 額	29,200,000	29,500,000	29,200,000
落 札 率	99.7%	99.1%	99.9%

落札率について妥当な範囲についての情報は持ち得ないが、落札率が概ね 99%以上、概ね 100%となっている事実がある。契約形態が随意契約であるとは言え、落札額（契約額）が予定価格に極めて近似しており、客観的に見れば委託業者の選定手続の契約事務の妥当性や経済性・効率性が損なわれているのではないかと等違和感が残る結果となっている。特命随意契約が長期間継続していることの弊害と考えられ、このような状況については改善していくことが望ましいと考える。

⑤委託料の積算及び見直しについて【指摘 3】

あらかわクリーンセンター資源化工場における破砕処理物等運搬業務委託の委託金額の予定価格決定にあたり、担当課において金額の積算を行っているが、長期固定化している算定項目が見受けられた。過去から継続してきた算定方法に基づき行われており、その算定方法を採用した根拠又は理由については引継ぎが行われていない。このため、実態と乖離している可能性があり、委託料の算定方法が硬直化していると考えられる。また、委託料の見直しは基本的に契約期間中に行われておらず、委託料削減の機会は委託料の積算時になると考えられる。

したがって、委託料の算定方法のみならずその算定方法を採用した根拠又は理由についても引継ぎを行うべきである。さらに、経済性及び効率性追求のためには、算定方法の根拠又は理由に変化がある場合には、算定方法の見直しを行う必要がある。積算項

目の金額が長期固定化されている箇所があり、現状の運搬業務を反映した適正な予定価格を決定しているか疑義が生じる。廃棄物処理法施行令第4条5項の「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を保証するためにも、長期固定化されている項目につき、状況変化が生じていないかについて毎年度見直しを行うことが望ましい。

過去3年間の予定価格（消費税抜き）の推移 （単位：円、税抜）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
予 定 価 格	29,289,000	29,758,000	29,228,000

⑥業務のコスト管理について【意見3】

あらかわクリーンセンター資源化工場における破砕処理物等運搬業務委託の業務内容の中に、あらかわクリーンセンターではなく、あぶくまクリーンセンターの焼却工場の焼却残渣を積込み、金沢第二処分場に運搬する業務が含まれており、委託業者の運搬業務の拠点があらかわクリーンセンターであるため、契約、予算措置についてもあらかわクリーンセンターで行っている。

契約をあらかわクリーンセンターで締結することについて、市として契約事務の効率性を鑑み、特段問題ないものとするが、あらかわクリーンセンターとあぶくまクリーンセンターは、市内部では別の組織であり、クリーンセンター毎の収益性把握のためには、あらかわクリーンセンターにおいて内部的に運搬のコストを算出することが望ましいと考える。

4 資源化工場費：年次点検整備業務委託

(1) 事業の概要

資源化工場におけるプラント設備機器について、常に機能が発揮できるよう委託により点検整備を実施

資源化工場施設は、平成9年に設計・施工した業者が、平成11年に供用を開始して以来、当施設の不燃物処理等の破砕関連プラント設備の保守・点検は、専門的知識及び技術が必要なことから、設計・施工した業者が継続した点検整備を実施している。今回実施する年次点検整備業務についても、破砕設備機器及びそれらに付属する設備を中心に実施するものであることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（随意契約）に基づき選定する。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・委託理由に合理性があるか
- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の年次点検整備業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切かを確認した。</p>	<p>あらかわクリーンセンター資源化工場では、年次点検整備業務について特命随意契約にて長年にわたり委託契約を締結している（(4) 監査の結果 参照）。随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としている（(4) 監査の結果 参照）。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>当該業務を外部委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思料する。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における年次点検整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の年次点検整備業務委託については、令和 2 年 10 月 27 日付で契約締結について契約締結発議を行い、同日付で総額 27,940,000 円（税込）にて契約している。</p> <p>また、令和 2 年度の年次点検整備委託については、予算配当額が 114,103,000 円（税込）となっており、金額は予算上明確になっている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における年次点検整備業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>令和 2 年度の年次点検整備業務委託については、担当課で予定価格の積算を行っている。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における年次点</p>	<p>年次点検整備業務委託については、前年度</p>

実施した手続	実施結果
検整備業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	と比較して減少しているが、業務内容が異なっていることによる。
当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	当該委託契約によりプラント設備機器の機能が発揮され、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	委託業務完成届が提出され、業務完了を確認している。

(4) 監査の結果

①見積徴収について【意見】

当該業務委託については、単数の者より見積書を徴する「特命随意契約」(1者契約)となっている。

設計書積算の段階で発注予定者1者からのみ参考見積書を徴収しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率(見積書/予定価格)が99.8%となっている。本来は価格の妥当性を客観的に判断し、競争性を考慮して設計書を作成することを意図していることから考えると複数者からの参考見積を徴収すべきではないかと考える。複数者からの見積徴収に関して担当者へ質問したところ、「複数者から見積を徴収することは、他社でもできるということになり、その場合は、随意契約とする理由も成り立たなくなる可能性がある。」ため、2者からの見積書徴求は行っていないとの回答であった。

このような判断があるとなれば、随意契約であっても競争性を考慮するという趣旨に反していると言わざるを得ない。

なお、当該業務は設計・施工した業者が複数年度に契約を締結していることから、市としても価格面の妥当性については一定の知見が備わっていると思われ、独自に設計金額を算定することも可能ではないかと思われる。また、参考見積書においても、従前と金額が変動しており、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号では、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」と規定されており、福島市随意契約ガイドラインによれば、客観的にみて「性質又は目的が競争入札に適しないもの」であるかどうかによって随意契約の適否が決定されことにより、「その性質又は目的」とは通常は「契約の内容」と同義と解され、契約の内容が競争入札に適さない場合に適用されます。

②最終決裁権限者について

入札等執行伺の最終決裁権限者について、令和元年度は契約検査課長、令和 2 年度は財務部長となっている。入札等執行伺は、入札日程等に係る内部決裁であり決裁権限規程は存在していない。本庁処理ではあるが、通常は課長決裁となっている文書であった。既に斜線を引くなど決裁不要が明確となる対応の徹底を図っている。

5 資源化工場維持補修費：排出コンベア整備業務委託

(1) 事業の概要

あらかわクリーンセンター資源化工場における排出コンベアの経年劣化による機能低下、事故等を未然に防止する目的で、交換部品の取替も含めた、機器の整備を実施し機能維持を図る。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の排出コンベア整備業務委託契約に関する書類を閲覧し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切かを確認した。	あらかわクリーンセンター資源化工場では、排出コンベア整備業務について特命随意契約にて委託契約を締結している。随意契約の採用にあたり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を根拠としている。
監査対象年度（令和 2 年度）における排出コンベア整備業務委託契約に関する書類を確	当該業務を外部委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるよ

実施した手続	実施結果
認し、委託理由に合理性があるかを確認した。	うな事務の委託には該当しないと料する。
監査対象年度（令和2年度）における排出コンベア整備業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。	令和2年度の排出コンベア整備業務委託については、令和2年6月16日付で契約締結について契約締結発議を行い、同日付で総額53,680,000円（税込）にて契約している。 また、令和2年度の排出コンベア整備業務委託については、予算配当額が61,100,000円（税込）となっており、金額は予算上明確になっている。
監査対象年度（令和2年度）における排出コンベア整備業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。	令和2年度の排出コンベア整備業務委託については、担当課で予定価格の積算を行っている。
監査対象年度（令和2年度）における排出コンベア整備業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	（4）監査の結果 参照
当該委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか。	経年劣化による機能低下、事故等を未然に防止する目的で部品の交換、機器の整備を予定していることから、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか。	委託業務完成届が提出され、業務完了を確認している。

（4）監査の結果

①見積徴収について【意見】

当該業務委託については、「特命随意契約」（1者契約）となっている。設計書積算の段階で発注予定者1者からのみ参考見積書を徴取しているが、契約段階で提示された見積書との比較では落札率（見積書/予定価格）が99.59%となっている。本来は価格の妥当性を客観的に判断し、競争性を考慮して設計書を作成することを意図していることから考えると複数者からの参考見積を徴収すべきではないかと考える。なお、当該業務は設計・施工した業者が複数年度に契約を締結していることから、市としても価格面の妥当性については一定の知見が備わっていると思われ、独自に設計金額を算定する

ことも可能ではないかと思われる。また、参考見積書においても、従前と金額が変動している、他の作業員との賃金単価の違いについては、質問して回答を得ておく必要がある。

6 リサイクルプラザ費：粗大ごみ処理業務委託

(1) 業務委託の概要

あらかわクリーンセンターでは、福島市内の一般家庭において排出される粗大ごみの受付及び収集に関して、昭和 57 年 8 月より、福島県北再生資源協業組合に粗大ごみの受付及び収集並びに中間処理を実施する業務を全面委託している。具体的な業務としては福島市の収集計画に基づき作成された粗大ごみ収集指令書（様式第 1 号）により各家庭まで個別訪問し収集し、あらかわクリーンセンター内中間処理施設へ運搬する。収集した粗大ごみのうち再生可能なものについては、あらかわクリーンセンター内にあるリサイクルプラザへ運搬する。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより、手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか
- ・ 委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・ 委託料の算定方法は適切か
- ・ 委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・ 業務コストの削減努力が行われているか
- ・ 委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・ 委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
監査対象年度（令和 2 年度）の粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。	福島市では、上記組合に対して、市内全域の粗大ごみ処理業務について委託契約を締結している。契約については、昭和 57 年より全面民間委託を導入し、導入以降、同一先と長期間の随意契約が行われている状況がある。 なお、本業務は、4 月 1 日から役務の提供

実施した手続	実施結果
	<p>を受ける必要があるため、「福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例」第 2 条第 3 号に該当する契約である。</p> <p>(参考)福島市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例 第 2 条第 3 号</p> <p>「三 その他商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの及び毎年 4 月 1 日から物品を借り入れ、又は役務の提供を受ける必要があるもので市長が特に認めるもの」((4) 監査の結果参照)</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>清掃事業における収集運搬業務の場合、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績及び業務の継続性や安定的遂行が最も重要である。</p> <p>このような経験豊富な専門的技術を要する業務であることを考慮すれば、民間委託により行政サービスを向上させ、効率的かつ効果的な焼却工場運營業務を行うために、民間の専門業者に業務を委託する理由に合理性は存在すると考える ((4) 監査の結果 参照)。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>福島市では、上記組合に対して、市内全域の粗大ごみ処理業務について委託契約を締結している。それぞれに予定価格を積算している。長期継続契約であり、起案文書により決裁され、契約が締結されている。支払条件については、契約書上、毎月（12 回分割支払い）とされており、毎月の実績報告書により業務の実施状況を確認した上で、契約書に記載されたとおり支払っている。</p>

実施した手続	実施結果
	特段の問題は見られなかった。
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における粗大ごみ処理業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>福島市では、市内全域の粗大ごみ処理業務について委託契約を締結している。予定価格における委託料の算定方法は内訳として、収集業務に係る人件費及び物件費と中間処理費、管理事務費で構成されている。収集業務については粗大ごみ収集車両 1 台当たりの単価で人件費及び物件費が計算され、中間処理費は処理に使用するダンブ 1 台当たり単価で計算がなされている。管理事務費に関しては主に人件費を賃金等計算書で市の規定に基づき算出されていることを確認した（(4) 監査の結果 参照）。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）における粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。</p>	<p>清掃事業における収集運搬業務の場合、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を安全に遂行することができる豊富な経験と実績及び業務の継続性や安定的遂行が最も重要である。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているかを確認した。</p>	<p>このような経験豊富な専門的技術を要する業務であることを考慮すれば、民間委託により行政サービスを向上させ、効率的かつ効果的な資源物収集運搬業務を行うために、民間の専門業者に業務を委託する理由に合理性は存在すると考える（(4) 監査の結果 参照）。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）の粗大ごみ処理業務委託契約に関する書類を閲覧し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているかを確認した。</p>	<p>毎月、業務報告書を委託業者に提出させ業務内容を確認し、委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられていることを確認した。</p> <p>特段の問題は見られなかった。</p>

(4) 監査の結果

①随意契約の理由記載について【指摘 1】

あらかわクリーンセンターの粗大ごみ処理業務は昭和 57 年 8 月より、「特命随意契

約」(1者契約)により、福島県北再生資源協業組合に粗大ごみ処理業務を委託している。

一者かつ同一先と、長期にわたる随意契約が行われれば、契約相手が固定化し、公平性、公正性、透明性が確保できず、また委託コスト削減やサービス向上を図るために必要不可欠な競争性が発揮される場が存在せず、不経済性となり得る問題が生じる。そのため、地方公共団体の契約方法は競争入札が原則であり、随意契約は例外的な契約方法である。

清掃事業におけるごみ処理業務の場合、市民の生活環境や環境保全の維持から、迅速かつ円滑な業務を遂行できる豊富な経験と実績が必要であり、このような条件を充足する業者が複数存在するか、入札に参加し競争性が発揮されるのかといった委託業者側の問題も想定され、また事業の性質上、単純に競争入札による経済性のみが重視されるものではなく、業務の継続性や安定的遂行が最も重要であると考えられる。

清掃事業という特殊性を考慮し、契約内容を客観的、総合的に判断し適正かつ円滑な運用を行うため、地方自治法施行令第167条の2第1項に列挙されている要件に該当する合理的な理由がある限りにおいて、随意契約によることも妨げられるものではないと考える。

あらかわクリーンセンターにおける粗大ごみ処理業務委託では、上述のように特命随意契約という例外的な契約方法を採用している。一連の契約資料を閲覧したところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」を根拠として特命随意契約を締結しているが、随意契約とする理由について、工事(委託)概要書に業者選定理由として実績、経験、知識を主な随意契約の理由に挙げていた。この文言だけをもって地方自治法施行令第167条の2第1項第6号「競争入札に付することが不利と認められるとき」に該当するとして、市民への説明責任を果たしているかは疑問が残る。

「福島市随意契約ガイドライン」において、随意契約が例外的な契約方法であることを十分認識し、市民を始めとするステークホルダーに対する説明責任を果たす合理的理由が必要であるとされており、前例があるから、業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい、という理由だけでは随意契約の理由とはならないということが明記されている。

場内の担当課では、市の契約検査において、長期継続契約については、随意契約の理由書が求められていないこともあり、上述の工事(委託)概要書に業者選定理由のみの記載しているのみであった。

長期継続契約を理由に、随意契約とする合理的な理由を省略できるということにはならず、契約の都度、説明責任を含む随意契約とする確認事項に留意し、具体的、かつ、詳細な合理的理由を明示するよう検討されたい。

② 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘 2】

「福島市文書取扱規程」第 21 条において「決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされている。監査の過程で閲覧した粗大ごみ処理業務委託に関する決裁文書（一般発議書）において、決裁印はあるものの、決裁年月日が記載されていない発議書が散見され、内部規程に反している実態があった。「福島市文書取扱規程」に遵守した決裁文書の手続の運用をする必要がある。

福島市文書取扱規程

（決裁年月日）

第 21 条 決裁文書には、第 17 条から第 19 条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする。

③ 委託先の財務的安定性の確認について【意見】

あらかわクリーンセンターでは、福島県北再生資源協業組合に粗大ごみ処理業務を委託しているが、委託している組合の決算書は場内の担当課では入手していない。福島市では契約検査課において、委託業者資格更新の都度（2 年に 1 度）、委託先の財務諸表等を入手し、財務的安定性の確認等を行っているとのことである。組合が市の粗大ごみの受付並びに収集業務を担っている状況下においては、長期安定的に業務を行う財務的安定性に問題がないことを確認することも非常に重要である。同時に廃棄物処理法施行令第 4 条 5 項にあるように「委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」を保証した適正な委託金額の積算資料としても活用する点も考慮し、組合の決算書を入手することが望まれる。

7 災害等廃棄物処理費：飛灰収納運搬業務委託

（1）業務委託の概要

あらかわクリーンセンターでは、環境省の要請により、一般廃棄物等の焼却により発生する放射性物質に汚染された飛灰をフレキシブルコンテナに収納し、金沢埋立処分場に運搬する業務を福島市エコエリア協業組合に業務委託している。

（2）監査要点

監査の実施に当たっては、以下の事項を監査要点として、ヒアリング及び諸資料を確認することにより手続きを実施した。

- ・ 契約の方式及び相手方の選定は適切か
- ・ 委託理由に合理性があるか

- ・委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているか
- ・委託料の算定方法は適切か
- ・委託料は業務の内容に対し適正な水準か
- ・業務コストの削減努力が行われているか
- ・委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか
- ・委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、契約及び相手方の選定が法令、条例等に従い、適切になされているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度は 3 業者を指名した指名競争入札により業者を選定し業務委託契約を締結している。</p> <p>3 業者を指名している理由は令和 2 年度では明示されていないが、業務を開始した平成 26 年度の業者選定時に専門的知識と経験等を加味して選定した旨の文書は存在している。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託理由に合理性があるかを確認した。</p>	<p>業務委託の内容は、あらかわクリーンセンターの飛灰処理装置にたまった飛灰を飛灰バンカーからフレキシブルコンテナに収納し、金沢最終処分場に運搬する業務である。この業務を外部に委託しても公権力の行使に当たるような又はそのおそれのあるような事務の委託には該当しないと思量する。</p>
<p>令和 2 年度監査対象年度（令和 2 年度）のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約に関する書類を確認し、委託事務に必要な件数、金額が予算上明確になっているかを確認した。</p>	<p>令和 2 年度のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務については、令和 2 年 3 月 27 日に当初の業務委託契約書において税込み 69,300,000 円で契約し、その後令和 2 年 12 月 9 日に 8,768,100 円減額の 60,531,900 円で業務委託変更契約書を締結している。</p>
<p>監査対象年度（令和 2 年度）のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約を確認し、委託料の算定方法は適切か、業務の内容に対し適正な水準かを確認した。</p>	<p>令和 2 年度のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務の委託料算出については、令和 2 年 2 月 7 日付の一般発議書に添付している設計書において各基準とな</p>

実施した手続	実施結果
	る単価に基づき見積もられている。
監査対象年度（令和2年度）のあらかわクリーンセンター飛灰収納運搬業務委託契約を確認し、業務コストの削減努力が行われているかを確認した。	あらかわクリーンセンターで発生する飛灰の汚染状況は平成28年1月発生分から8,000Bq/kg以下となっているため、フレキシブルコンテナに収納する必要はなくなったと判断し、当初の税込み69,300,000円から8,768,100円減の60,531,900円で令和2年12月9日に変更契約を締結している。業務の今後の変更に合わせて契約の見直しにより金額の減額を行っていることから、業務コストの削減努力は行われていると史料する。
委託契約は予定した行政目的達成に貢献しているか	放射性物質に汚染された飛灰の処理が適切に行われ、予定した行政目的達成に十分貢献しているものと思料する。
委託成果品の検査及び委託契約の履行について適時、適切に確かめられているか	受託業者からは毎月「委託業務完成届」及び「フレキシブルコンテナ管理表」が提出され業務の履行状況の報告が行われている。これを受けてあらかわクリーンセンターで実施状況の確認を行っている。

（4）監査の結果

① 決裁文書（一般発議書）の記載事項の欠如について【指摘】

「福島市文書取扱規程」第21条において「決裁文書には、第十七条から第十九条までに規定する回議又は合議の手続を終了した年月日を決裁年月日として記入するものとする」とされているが、監査の過程で閲覧した決裁文書（一般発議書）の決裁欄に決裁年月日が記載されていない。さらに、文書分類記号欄及び保存年限欄について、「福島市文書取扱規程」第15条において「起案文書には、文書分類表（別表第三）に掲げる分類記号及び第三十七条第一項の規定により総務課長が定めた保存期間を表示するものとする」とされているが、閲覧した発議書において文書分類記号及び保存年限の記載もされていない。これ以外にも、空欄が散見されているが、「文書事務の手引」で確認したところ、文書事務の経過を明らかにするために記載が必要と考えられる。

このように、文書事務手続が徹底されていない状況があり、「福島市文書取扱規程」や「文書事務の手引」といった内部規程等に遵守した起案文書の事務手続の運用をするべきである。この点、令和4年度から電子決裁が整備され、記載を要する欄については

システム上で入力を求められるようになるとのことであるが、記載を要する各欄についてなぜ記載を要するのかを起案者、決裁者ともに認識した上で、電子決裁の事務を運用していく必要がある。

8 あらかわクリーンセンター資産管理

(1) 固定資産台帳及び備品台帳の管理

福島市は、固定資産等の評価方法や固定資産台帳の整備手順等の実務的な取扱いを示した「統一的な基準による地方公会計マニュアル 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」(総務省：平成 27 年 1 月 23 日公表)を基に、福島市固定資産台帳整備マニュアルを定めている。

(2) 監査要点

監査に当たっては、以下の事項を監査要点として、実査、ヒアリング及び諸資料を閲覧することにより、手続を実施した。

- ・ 固定資産及び備品の取得は法令・規則等に従い適正に行われているか。
- ・ 固定資産台帳及び備品台帳が整備され、固定資産及び備品の管理が適切に行われているか。
- ・ 固定資産及び備品の処分が適切になされているか。
- ・ 固定資産及び備品は効率的に利用されているか。遊休・未使用の固定資産や備品は適切に管理されているか。

(3) 実施した手続及び実施結果

実施した手続	実施結果
市の所管課から入手した備品台帳より無作為に一定の件数の備品を抽出し、現場にて現物との突合を実施する。	(4) 監査の結果 参照。
現地にある備品の現物を抽出し、備品台帳に登載され適切に管理されているか確認する。	(4) 監査の結果 参照。
監査対象年度(令和2年度)のあらかわクリーンセンターの固定資産台帳を閲覧し、任意の16件について実査した。	(4) 監査の結果 参照。

(4) 監査の結果

①備品台帳から抽出した備品の管理状況について【指摘 1】

監査人が事前に入手していた備品台帳から無作為に抽出した備品の現物実査を試みたところ、抽出した備品は全て場内から処分したか又は所在不明のため現物実査は実施できなかった。抽出した備品は取得年月日が昭和 40 年代から 50 年代にかけて取得したものであったこと、あらかじめクリーンセンターは平成 11 年にリサイクルプラザが竣工し、平成 20 年にはそれまでの焼却工場から現在も稼働している焼却工場を新たに建設したため、新工場建設の際に備品の引継ぎが十分になされず所在不明となっている。

備品の現物がないにもかかわらず、備品台帳に登載されたままになっているということは福島市財務規則第 245 条第 1 項を遵守できていないものと思料する。

今後は定期的に固定資産台帳及び備品台帳に伴い棚卸を実施し、財務規則第 245 条に基づき適切に対応することが望まれる。

福島市財務規則第 245 条（出納）

物品管理権者は、物品の出納をさせようとするときは、出納機関に対し、物品受入通知書（様式第七十四号）又は物品払出通知書（様式第七十五号）により通知しなければならない。

2 出納機関は、前項の規定に基づき物品の出納をしようとする場合には、当該通知が適法であるか、及びその出納が当該通知の内容に適合しているかを確認しなければならない。

3 出納機関は、前項の場合において、当該通知が適法でない認めるとき、又は当該物品の出納が当該通知の内容に適合していない認めるときは、直ちにその理由を付して当該物品管理権者に返付しなければならない。

②備品計上金額基準の改訂による備品管理について【意見】

福島市では令和 2 年 4 月 1 日付福島市財務規則改正により、備品の計上金額の根拠規定がそれまでの 1 万円から 3 万円に変更がなされた。財産管理の観点からの規定等の見直しのため、変更は適切であると判断するが、それまで備品と扱っていた 3 万円未満の備品については、備品台帳に登載しなくてもよいこととなり、管理していた福島市の財産の把握が困難になる恐れがある。今後は規定に該当しない 3 万円未満の備品についても、金額の把握まではせずとも備品の品名、所在場所、規格又は形態及び数量を記載した管理簿を作成し、定期的に棚卸を実施することで市の財産の適切に管理することを要望する。

③標識の添付漏れについて【指摘 2】

福島市財務規則第 244 条では、「備品には、標識（様式第七十三号）を付さなけ

ればならない。ただし、性質、形状等により標識を付することに適しないものについては、適当な方法によりこれを表示することができる。」とされているが、実査した物品のうち、2021年2月に取得したストックヤード棟用監視カメラ（取得価額1,289千円）については、性質、形状等は標識を付することが可能な状況であるにも関わらず、標識が付されていなかった。場内の備品に対する標識の貼付状況については、再度確認が望まれる。

④長期間使用されていない物品の処理について【指摘3】

実査した物品のうち、1989年に取得した2トンダンプ（取得価額2,162千円）については、エンジンがかからない状態にあり、長期間使用されないまま場内に放置されており、福島市財務規則第243条第2項に準じた対応となっていない。当該車両を今後使用する場合、相当のメンテナンス費用が必要と考えられることから、業務上不要であれば、同規則第256条に基づき、不要物品として処理することが望まれる。また、場内の物品については、同様の状況にあるものがないか再度確認を行い、今後の利活用が不能な物品については売却や廃棄をすべきと考える。



福島市財務規則第243条（管理の義務）

第2項 物品は、市の施設において常に良好な状態で使用することができるよう保管しておかなければならない。ただし、物品管理権者は、市の施設において保管することが物品の供用の上から適当でないと認めるとき、その他特別の事由があるときは、市以外の者の施設に保管するため適当な措置を採らなければならない。

福島市財務規則第256条（不要物品の処分）

会計管理者は、出納機関において保管中の物品に供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、その旨を財務部長に通知しなければならない。

2 財務部長は、前項の規定による通知を受けた物品について不用の決定をしたときは、売払又は廃棄等の別を明らかにして、当該物品の処分につき、必要な措置を採らなければならない。

第7章 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

1 契約について

今回の監査において契約に関連する業務 29 件の一覧は以下の通りとなっている。

所管	業務名	地方自治法施行令第167条の2第1項適用号					一者特命	指名競争入札
		①	②	⑤	⑥	⑧		
ごみ減量推進課	側溝土砂収集運搬業務委託				●			
	公共便所清掃業務委託				●			
	福島駅前公共便所建築改修工事							●
	福島駅前公共便所電気・換気設備改修工事							●
	一般廃棄物(ごみ)収集運搬業務委託				●		●	
	資源物収集運搬業務委託				●		●	
	台風19号に係る被災家屋等解体処理業務委託			●			●	
	台風19号により被災した家屋等の対象物に存するアスベストの撤去・処分業務			●				
	使用済小型家電リサイクル	●					●	
廃棄物対策課	廃棄物関係分析業務委託							●
	産業廃棄物対策事業に伴うダイオキシン類調査業務委託							●
	廃棄物関係放射性物質分析業務委託	●						
	PCB安定器掘り起こし調査業務費/調査業務委託				●			
あらかわクリーンセンター	焼却工場運営業務委託							●
	資源物選別業務委託				●		●	
	破碎処理物等運搬業務委託				●		●	
	年次点検整備業務委託		●				●	
	排出コンベア整備業務委託		●				●	
	粗大ごみ処理業務委託				●		●	
	飛灰収納運搬業務委託							●
あぶくまクリーンセンター	焼却工場運転管理業務委託		●				●	
	年次点検整備業務委託		●				●	
	焼却炉ストーカ等整備業務委託		●				●	
	2号炉耐火物補修工事				●		●	
	金沢第二処分場管理業務委託				●		●	
	金沢第二埋立処分場浸出水処理施設管理業務委託		●					
	飛灰収納運搬業務委託						●	▲
	飛灰仮置業務委託				●		●	
混合灰搬出に伴う灰出設備改修工事							●	
合計件数		2	6	2	11	1	15	8

※1 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号、第4号、第7号、第9号については、該当がなかった。
 ※2 指名競争入札の▲については、不調となったために随意契約に移行したものであり、合計件数が重複している。

地方自治法施行令第167条の2第1項の随意契約については、契約までに多くの時間と労力が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなることがあり得ることから、例外的な取り扱いとして認められている。

入札不調により随意契約に移行した1件を除くと21件(約72%)が随意契約により業務が実施されている。なかでも競争性に疑義を持たれかねない特命随意契約が15件となっている。

業務内容については、個別の案件ごとに特殊性、経済的合理性、緊急性等があるため随意契約を否定するものではないが、本文中の監査の結果について記載したとおり、随意契約の理由の記載が十分ではない案件が複数確認されている。これは、監査人が市民感覚として説明責任が十分ではないとの表れとして認識したものである。

契約内容を客観的、総合的に判断し適正かつ円滑な運用を確保し、市民をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を果たすと共に、発注課ごとに各々であった随意契約の運用を共通とし、随意契約についての市の標準的な解釈・指針を示すものとして「福島市随意契約ガイドライン」が制定されている。

随意契約を行う際には、今一度ガイドラインの内容を確認頂き、説明責任を果たせるようにして頂きたい。

2 ごみ処理経費について

ごみ処理経費については、一般廃棄物処理基本計画に記載があるが、令和 3 年度清掃事業概要に記載の廃棄物処理原価の年度別推移の数値と相違している。

市からは以下の説明を受けている。

ごみ排出量、処理原価等の考え方について、市ではこれまで独自の基準で算出しております。一方で、環境省が実施する一般廃棄物処理実態調査等、国の示す基準による排出量や処理原価等の算出も必要となっており（一般廃棄物会計基準については今後対応予定）、同じものについて、複数の数字が存在する状態となっております。この差異を解消するため、可能なところから、国の調査に合わせる方向で数字の整理を行っておりますが、様々な基準が混在し、整理しきれていない現状があります。

一般廃棄物処理基本計画と令和 3 年度の清掃事業概要の数字の差異については、上記の理由により生じたものです。

独自の基準による算出によっても一般廃棄物会計の目的とされている、外部公表目的と内部管理目的に資すると思われるが、一定の基準に基づいて算定された結果は、他の地方自治体との比較可能性も可能となるだけでなく、単位当たりの数値が示されることにより評価指標とすることも可能である。

今後のごみ排出量、処理原価の算出に当たっては一般廃棄物会計基準により行うべきである。

3 一般廃棄物処理基本計画の PDCA サイクルによる管理について

福島市は、福島市環境基本計画第 5 章計画の推進第 2 節計画の進行管理 1) 計画の評価・分析において、「計画の進捗状況は、環境マネジメントシステムの考え方に基づく「PDCA サイクル」を用いて把握します。」と記載されている。

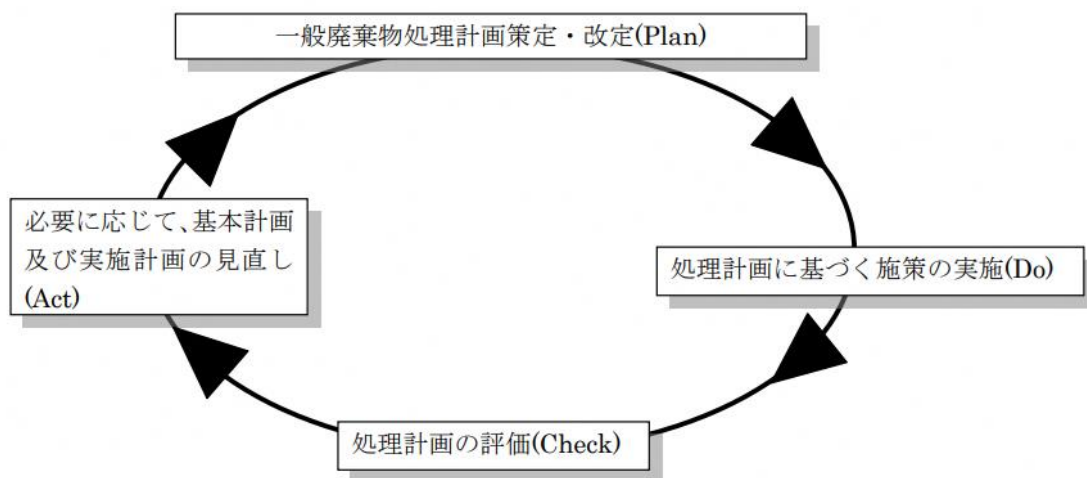
PDCA サイクルによる方法は、①計画 (Plan)、②実行 (Do)、③評価・分析 (Check)、④見直し・立案 (Act) という手順 (サイクル) を基本的に 1 年単位で繰り返し実践することにより、その時点における計画の進捗状況の把握や課題の抽出を行うとの説明がされている。

一方、一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」第 6 条第 1 項の規定に基づき、策定するもので国や県の廃棄物関連の計画及び市の総合計画並びに環境基本計画と整合を図る旨が記載されている。

一般廃棄物処理基本計画第 1 章計画の基本的事項第 6 節計画の進行管理では、本計画の推進を図るため、毎年度の進行管理をするとともに、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行うこと、進捗状況については、市民、事業者へ情報公開することが記載されている。

これは一般廃棄物処理基本計画においても PDCA サイクルを用いることであり、その旨を明確に示す必要がある。なお、環境省においてもごみ処理基本計画策定指針にお

いても PDCA サイクルの必要性が示されている。

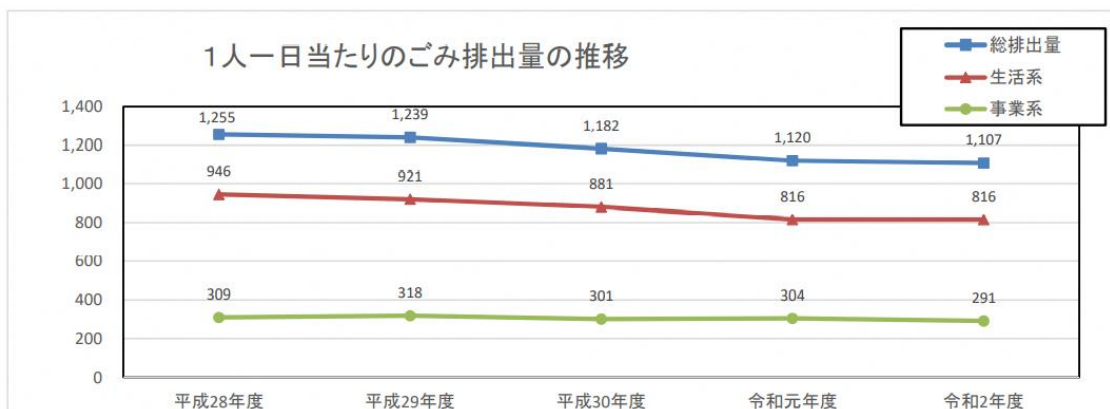


市町村は、一般廃棄物処理計画について、Plan(計画の策定)、Do(施策の実行)、Check(評価)、Act(見直し)のいわゆる PDCA サイクルにより、継続的に自らの一般廃棄物処理計画の点検、評価、見直しを行う必要がある。

(出典：ごみ処理基本計画策定指針平成 28 年 9 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

4 ごみ減量化

市は、ごみ処理有料化の前に意識の啓発、有料化以外の施策を積極的に展開することが必要と考え「令和 3 年度までに市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を 890g 以下にする」とした目標達成に向けて「ごみ減量大作戦」を展開している。



(出典：清掃事業概要令和 3 年度)

これまでも普及啓蒙活動として①資源物分別収集の内容等について市民への周知徹底を図りごみ減量化とリサイクルの促進②透明な回収袋の使用徹底③ごみ排出のルールを

守り、環境保全に努める④家電リサイクル法の市民への周知徹底、正しいリサイクル処理の指導・啓蒙などに努めている。またごみ減量化促進対策事業として①集団資源回収報奨金交付制度②生ごみ処理容器購入費助成③紙パックの回収事業などが実施されてきているが、十分な効果が発現しているとは言えない状況である。

令和3年度では、これまでの広報・啓発等の取組に加え、「家庭から出る可燃ごみ」の減量化・資源化に直接つながる以下の施策を積極的に展開している。

①雑がみ収集事業②段ボール製コンポスト活用事業③食品ロス削減アドバイザーの設置④家庭用剪定枝破砕機貸与事業

1人当たりの年間ごみ排出量は、生活系ごみが令和元年度に比して変動しておらず、事業系ごみが若干減少したことにより令和元年度から若干減少してきてはいるものの、人口減少も見られる昨今の状況下において令和3年度の目標である890gを達成するには非常に困難な状況であることから、目標の実現に向けて課題を明確にする必要がある。

なお、ごみ処理経費は概ね40億円弱で推移、直近の令和2年度では経費が増加している状況にある。廃棄物減量等推進審議会から「有料化の前にごみの減量化に取り組むことが重要」との提言はあるものの、ごみ減量化の一つの方法として有料化も視野に入れて検討されることが望まれる。

5 災害廃棄物処理計画

近年、地震や気候変動等によると考えられる水害等大規模災害が多発しており、そのたびごとに大量の災害廃棄物が発生している。市においても、直近では令和元年10月の台風19号、令和3年2月の福島県沖地震等により影響を被っている。災害廃棄物は臨時的かつ大量、住民の生活にも多大な支障を及ぼすため、県や市域を超えまた民間業者とも連携して、迅速・適切にその処理を実施して行かなければならない。環境省では、「廃棄物処理法」、「廃棄物処理法基本方針」、「災害対策基本法」、「防災基本計画」等の改正を契機に、「災害廃棄物対策指針」の改定を平成30年度に行っている。改定のポイントとして、地方公共団体が策定する災害廃棄物処理計画の位置づけを明記し、自治体における災害廃棄物処理計画の策定の必要性や体制整備の具体化が取り上げられている。

一方、令和2年3月の「災害廃棄物処理計画の策定状況及び策定の促進に係る検討」では、「第四次循環型社会形成推進基本計画」に基づく2025年までの策定目標として「市町村は60%」とされ、また今後の取組みとして、「各都道府県、各市町村の策定状況を公表することにより、未策定自治体に対する策定促進を加速化する」とされている。

現状では災害廃棄物処理計画の策定が義務付けではないものの、「福島市一般廃棄物処理基本計画」において課題として挙げられている。福島県は令和3年3月に「福島県災害廃棄物処理計画」を策定しており、中核市である福島市としても、災害廃棄物処理計画の策定を進め、今後も発生する自然災害からの廃棄物処理を迅速・適切にできるよう対応して頂きたい。

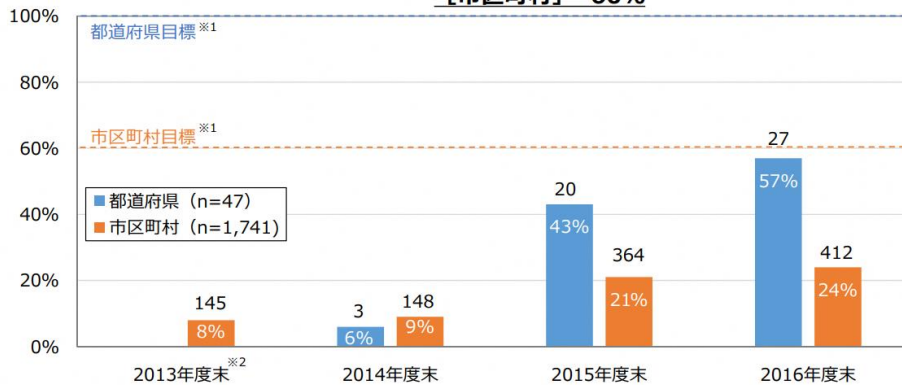
将来像

✓ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会

取組の進展に関する指標、目標

都道府県、市区町村の災害廃棄物処理計画策定率

2025年度目標：〔都道府県〕 100%
〔市区町村〕 60%



※1 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定） ※2 2013年度以前は市区町村の策定率のみ調査を実施
出典：環境省

出典：「第四次循環型社会形成推進基本計画の概要」環境省

今後の災害廃棄物処理計画策定率向上に向けた取組

目的・目標

- 令和元年台風第15号及び第19号をはじめとした令和元年の災害においては、被災自治体の多くが災害廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を策定しておらず、初動対応の遅れが指摘されたところ。
- 来たるべき大規模災害の発生に備え、また、第4次循環型社会推進基本計画に定める2025年度の目標達成に向けて、処理計画策定率の抜本的向上が必要。

課題

- 処理計画が策定されていない理由としては、自治体において、マンパワーが限られている、策定に係る知見がない、そもそも危機感がない等の理由が挙げられ、未策定の自治体には中小規模の自治体が多い状況。
- 一方で、マンパワーも限られている中小規模の自治体に対して、単独での処理計画策定を促すのみでは対応に限界があるのが実情。

今後の取組

- 中小規模の自治体における処理計画の策定促進に向けては、**都道府県のリーダーシップのもと、都道府県下の処理計画未策定の中小規模自治体を対象とした、処理計画策定促進事業を進めていく。**
- **防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策**の一環として、環境省がこうした取組をモデル事業として選定し、実施を支援していく。
- 自治体に対して、**災害対応において処理計画が有効に活用されたグッドプラクティス・バッドプラクティスを示すことにより、処理計画の策定を促す。**
- 処理計画策定状況について、**各都道府県、各市区町村の策定状況を公表することにより、未策定自治体に対する策定促進を加速化**する。

（出典：災害廃棄物処理計画の策定状況及び策定促進に係る検討 令和2年3月3日 資料2より抜粋）

以上